

議会議長長桑嶋長五郎(第三二九号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

学校給食法の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出、衆法第二四号)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(唐橋東君外八名提出、衆法第二五号)

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一二二号)

○大坪委員長

これより会議を開きます。

唐橋東君外八名提出の学校給食法の一部を改正する法律案及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律

学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食を通じて児童及び生徒の心身の健全な発達と義務教育の内容の充実を図るとともに、国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第四条から第六条までを次のように改める。

(学校給食の実施)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教

育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 学校給食の給食内容は、パン(これに準ずる小麦粉食品等を含む)、牛乳(政令で定める特別の事情がある場合には、政令で定める乳製品とする。)及びおかずとする。

(栄養士等の設置)

第五条 国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は、政令で定める事由がある場合を除き、当該義務教育諸学校に栄養士、学校給食に関する事務に従事する事務職員(次項において「給食事務職員」という。)及び調理その他学校給食の作業に従事する職員(次項において「給食作業員」という。)を置かなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校に、栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くように努めなければならない。

3 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部については、前二項中「当該義務教育諸学校」とあるのは、「当該盲学校、聾学校又は養護学校」と読み替えて、これらの規定を適用する。(経費の負担)

第六条 学校給食に要する経費(他の法律の規定により国又は都道府県が負担するものを除く。)は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

第七条第一項中「学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を」当該設置者が負担する学校給食に要する経費(第五条の規定による栄養士等の設置に係る経費を除く。)の二分の一に改め、同条第二項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 昭和四十六年三月三十一日までの間は、改正後の第四条第二項の政令で定める特別の事情がない場合においても、政令で定めるところにより、牛乳の給食に代えて政令で定める乳製品の

給食を行なうことができる。

3 昭和五十年三月三十一日までの間は、義務教育諸学校の設置者は、改正後の第六条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、学校給食に要する経費の一部を学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者(以下「保護者」という。)に負担させることができる。ただし、次の各号の一に該当する保護者については、この限りでない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

三 前二号に掲げる者のほか、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒の保護者で政令で定めるもの

4 前項本文の規定により保護者の負担に関し政令で定めるについては、保護者の負担を逐次計画的に軽減するよう配慮しなければならない。

(他の法律の一部改正)

5 生活保護法の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「学校給食」を「通学に要する交通費」に改める。

6 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号」を「第三号」に改める。

(国の補助金及び負担金に関する経過規定)

7 昭和四十四年度までの予算に係る国の補助金及び負担金については、なお従前の例による。

理由

義務教育諸学校の設置者に対し、完全給食の実施を義務づけるとともに、学校給食を無償とし、並びにこれらの学校に栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くこととする等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四百二十八億九千万円の見込みである。

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 国立又は公立の盲学校、聾学校又は養護学校(これらの学校のうち小学部又は中学部を置くものを除く。)の設置者は、当該学校において学校給食が実施される場合(政令で定める事由がある場合を除く。)には、当該学校に栄養士、学校給食に関する事務に従事する事務職員(次項において「給食事務職員」という。)及び調理その他学校給食の作業に従事する職員(次項において「給食作業員」という。)を置かなければならない。

2 私立の盲学校、聾学校又は養護学校の設置者は、前項の例により、栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くように努めなければならない。

第五条第一項中「運営に要する経費」の下に「(他の法律の規定により国又は都道府県が負担するものを除く。)」を加える。

附則

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

理 由
聾学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部において学校給食を実施する場合には、これらの学校に栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大坪委員長 順次提出者より提案理由の説明を聴取いたします。唐橋東君。

○唐橋議員 ただいま議題となりました学校給食法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

学校給食は戦後再発足してからすでに二十二年を経過し、この間、政府をはじめとする関係者の努力によりその普及率は次第に高まり、児童、生徒の体位向上と国民の食生活の改善に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、国民的要望ともいえる義務教育諸学校の完全給食全面実施を実現するためには、現行制度において、学校教育における学校給食の位置づけ、学校給食実施上の責任体制、学校給食関係職員の設置基準、学校給食に要する経費の負担区分、給食用物資の供給体制等多くの改善すべき問題が残されており

ます。
昭和四十三年度文部省調査による義務教育諸学校の完全給食の普及率は、小学校で全国児童数の八八・七％（八百三十三万人）、中学校で全国生徒数の三六・五％（百八十四万人）となっており、小学校に比べて著しく中学校が低くなっております。また地域別に見た場合、栄養改善の必要性が高い農山漁村及び産炭地域での普及率が低いことは考えなければならぬことです。この点については政府も昭和四十一年後半から僻地学校等に対する学校給食の特別措置を講ずる等、普及率の地域格差を正に努力しておりますが、現行制度の中では限度があります。戦後学校給食が再発足して二十二年を経た今日において、義務教育諸学校の児童生徒百三十一万人がいまだに学校給食の恩恵

に浴していないということは、学校給食の実施が義務制となっていない現行法に問題があるからであります。この際、学校教育における学校給食の位置づけをより明確にするとともに、学校給食の実施を義務教育諸学校の設置者に義務づける必要があります。

次に、学校給食の給食内容について見ますと、現在の学校給食の形態は、ミルク、補食（ミルク・おかず等）及び完全（パン・ミルク・おかず）給食の三本立てとなっておりますが、その効果において完全給食がすぐれていることは言うまでもありません。学校給食の形態を完全給食一本に統一し、その給食内容の改善充実をはかる必要があります。

また、現在学校給食用のミルクは、価格と供給量の関係で国庫補助による輸入脱脂粉乳がまだに使用されております。昭和四十四年度の使用量は約一万四千トン（購入費国庫補助額六億四千八百万円）が予定されており、これは昭和四十四年度の学校給食で使用されるミルク給食所要量の約二一％に当たる量であります。残りの七九％は牛乳（約三十三万石）が使用されることとなっておりますが、これについても一合当たり五円の国庫補助金（総額百五億円）が農林省予算に計上されております。この学校給食用牛乳に対する国の助成措置は昭和三十三年度から実施されており、年々その供給量は増大しております。この際、脱脂粉乳と比較して栄養価と児童、生徒の嗜好の点においてまさっている牛乳を学校給食用として使用するよう義務づける必要があります。

次に、現在の学校給食費は、貧困家庭等の児童、生徒を除き父母負担となっております。その負担額は、国の学校給食用物資に対する助成措置にもかかわらず、昨今の相次ぐ消費者物価の上昇に伴って増加を余儀なくされ、昭和四十四年度文部省調査によれば、小学校児童一人当たりの平均年額は五千六百五十円となっております。この額は、父兄が支出した学校教育費の三六％に当たるものであります。この際、学校給食を通じて児童生徒

の心身の健全な発達と義務教育の内容の充実をはかり、あわせて教育費父母負担の軽減に資するため、給食費を全額公費負担とする必要があります。

次に、学校給食関係職員の設置状況についてであります。
昭和四十三年度文部省調査によれば、学校栄養士の設置率は、義務教育における完全給食実施校（約二万五千校）の一割弱となっております。このため本来栄養士が行なうべき栄養管理業務をはじめその他の学校給食に関する事務も教員が行なっております。私どもの調査によれば、学級担任教員で週当たり五時間前後、特に給食係教員の場合週当たり十五時間以上の超過労働になっております。

また、給食作業員の設置については、小規模校をはじめとして一般の学校においても不十分な実情にあるため、校長やときには父母が学校給食の調理作業に動員されるという事態も起きております。このような状態では学校給食の円滑な運営は期待できません。

この際、栄養士、給食事務職員及び給食作業員の設置を義務教育諸学校の設置者に義務づける必要があります。

最後に、学校給食の施設設備等に対する国の助成措置について見ますと、現行の学校給食の施設設備整備費補助は、開設の場合に限られております。既開設校における施設設備の改善充実が必要とされる現在、これらの学校の施設設備の拡充、更新等の場合にも国庫補助の道を開く必要があります。

また、学校給食の実施を義務制とすることによって増大する義務教育諸学校の設置者の負担を軽減するため、現行の貧困家庭等の児童生徒を対象とする学校給食費補助または栄養士に限られていた給食関係職員の設置費補助を拡充する必要があります。

以上が本法律案を提案したおもな理由であります。

なお、牛乳の学校給食の円滑な実施をはかるため、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付等について特別の措置を講ずる必要がありますので別途学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案を国会に提案し、その審議をお願いしております。

次に本法律案の概要について申し上げます。
第一は、本法の目的を、学校給食を通じて児童及び生徒の心身の健全な発達と義務教育の内容の充実をはかるとともに、国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に關し必要な事項を定めることとしております。

第二は、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならないものとし、学校給食の給食内容は、パン、牛乳及びおかずとするにしております。

第三は、国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は、政令で定める事由がある場合を除き、当該義務教育諸学校に栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置かなければならないこととし、私立の義務教育諸学校の設置者は、栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くようにとめなければならぬこととしております。

第四は、学校給食に要する経費（他の法律の規定により国または都道府県が負担するものを除く）は、義務教育諸学校の設置者の負担とする。とし、国は、公立及び私立の義務教育諸学校の設置者が負担する学校給食に要する経費（栄養士等の設置にかかる経費を除く）の二分之一を補助することができることにしております。

第五は、この法律は、昭和四十五年四月一日から施行することとし、学校給食に要する経費の負担等について必要な経過措置を講ずるほか、関係法律について所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が本法律案を提案いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等

部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

ただいま議題となりました盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育諸学校における学校給食につきましては、さきに述べました学校給食法の一部を改正する法律案により、抜本的な改善をはかることとしております。そこでこの際、特殊教育の重要性にかんがみ、義務教育以外の特殊教育諸学校における学校給食につきましても、その運営をより円滑にするため、これらの学校における給食関係職員を義務教育諸学校と同様に充実にする必要があると

す。以上が本法律案を提案したおもな理由であります。

次に、本法律案の概要について申し上げます。第一は、国立または公立の盲学校、ろう学校または養護学校の設置者は、当該学校（小学部または中学部を置くものを除く。）において学校給食が実施される場合（政令で定める事由がある場合を除く。）には、当該学校に栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置かなければならないこととし、私立の盲学校、ろう学校または養護学校の設置者は、国立または公立の盲学校、ろう学校または養護学校の例により、栄養士、給食事務職員及び給食作業員を置くようにとめなければならないこととしております。

第二は、この法律は、昭和四十五年四月一日から施行することとしております。

以上が本法律案を提案いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。（拍手）

○大坪委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○大坪委員長 次に、札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

○坂田国務大臣 今回政府から提出いたしました札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和四十七年二月三日から十三日までの十一日間には、札幌市を中心に開催されます第十一回オリンピック冬季大会は、御承知のようにアジアで初めて開催されるものであります。本大会においても、世界各国に深い感銘を与え、多大の成功をおさめたオリンピック東京大会と同様な成果をあげるため、競技施設、関連施設の整備等、各般の準備について万全を期する必要があると思ひます。

この準備対策の一環として、国際親善のためきわめて重要な役割を果たすオリンピック選手村を整備するとともに、報道関係者に十分な便宜を提供するためのプレスハウスを用意することは、本大会の成果にきわめて重要な関連を有するものであります。

本大会には、前回のグルノーブル冬季大会を上回る数の各国の選手及び役員等の参加が期待されておりますが、このような多数の選手、役員及び報道関係者などを収容する宿舎を民間に求めることは著しく困難な事情にありまします。この際、日本住宅公団が会場近辺に建設する住宅を財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会が一時借り受け、これを提供することが最も時宜にかなった方法であると考え次第であります。

そのため、この法律案においては、日本住宅公団法に規定する同公団の業務のほかに本来の業務の遂行に支障がない範囲内で同公団が建設する住宅を財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会に賃貸できるように所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○大坪委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○大坪委員長 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井上善方君。

○井上善方委員 私は、最初に先般東大の高圧酸素治療センターにおきまして、タンク爆発により四名の方々がなくなりました事件について、文部大臣にお伺いしたのでありますが、実は私もこの月曜日にあの外科病棟に参りまして、生々しい実態を見てまいりましたのであります。

ところが、そこで問題になりますのは、あそこの助手あるいはまた研究者の諸君が非常に心配しておる一つは何かといひますと、一体あのタンクの購入資金というのはどの講座から、あるいはまた中央手術室の費用として出たのであろうか、疑心暗鬼にならざるを得ないのが一つで、もう一つは、これは遺憾なことではありますけれども、明石助手並びに林という無給医局員のようにござい

ますが、これは後ほどお伺ひしますが、こういう方々のテクニク・エラーとして片づけられるのではないかと、おそろしくあの機械の操作にあたって、そういうようなことがあつたらたいへんだ、助手に全部責任を引つかけて、上の教授がほんんとおられるような無責任時代の横行しておる医学部でございますので、明石助手に責任を転嫁されるのではなからうかといひて若い研究者諸君が実はおびえておるというのが実態であります。

それで、先日本会議の質問で、斎藤厚生大臣が明らかにしたところによりますと、高圧治療室は、厚生省が指定して機械屋につくらせておるものではなく、医学部のほうで研究用としてつくつたものである、そしてまた修繕したものであるというからには、どこの教室が一体あれを最終的に、たとえば脳神経外科のものなのか、あるいはまた中央手術室のものなのか、ここら辺をはっ

きりさせていただきますかと思ひます。

○村山(松)政府委員 東京大学医学部附属病院の高圧酸素タンクにつきましては、これは機械は内室と外室と二つからなっておりまして、内室のほうは、東京大学の校費で昭和三十九年三月に購入したものでございます。それから外室のほうは、東京大学工学部の教授が、昭和四十年に厚生省の補助金を受けまして、これに工学部の経費も若干付加したものであります。これを合わせまして製作したものでありまして、大学病院に寄付の形で収納されたものでございます。

それから、その使用関係の監督につきましては、大学病院の中央手術室に属してございまして、これを利用するところの、たとえば脳神経外科等の職員によって運営、操作されているということになっております。

○井上(普)委員 だいたいお話を承りますと、校費がその中に入っているという話ですが、校費というのは一体どういう性格のものでしょうか。

○村山(松)政府委員 大学の校費はいろいろございまして、その大宗をなしますものは、学生当たりで積算されますものと教官当たりで積算されますものを合わせまして物件費に充てるものが、大学の校費といわれるものでございます。

○井上(普)委員 きょうの新聞によりますと、東大並びに教育大学、外語大学に対しては校費を――東京大学では一学年分減らしている。この校費というものは、これは生徒一人当たりの考え方であるはずで、教官一人当たりというのは、あくまでも教育を中心にしたものであるはずであります。それが治療の方向に使われているというのは、大臣どうお考えになりますか。

○村山(松)政府委員 校費は、積算の基礎が、たとえば学生一人当たりで幾ら、それに人数をかけて計算する、それから教官一人当たり幾ら、あるいは場合によっては一講座当たり幾らという単価に教を掛けて積算するというものでございまして、使用にあたりましては、備品、機械、消耗品、光熱水料等あらゆる物件費の経費は、大学

の教育、研究所の実情に依りて計画に基づいて使用されて差しつかえないものであります。そういう意味で、校費で機械を購入するということも、現在の会計経理のたてまえ上差しつかえないことになっております。

○井上(普)委員 そういうことになりましたと、この酸素治療タンクというのは、いまの大学の医学部の教育実態からして、これは純然たる教育的なものではない。むしろ研究的要素が非常に加わっている。であるから、あの脳神経外科におきましては、専門家は明石助手一人でこういうような治療をやってきた。校費というものは、あなたのおっしゃる通りに学生一人当たり、そういうようなものから割っていくならば、あくまでも教育的な目的に使われなければならない。ところが片一方において、都合のいいときには、今度東大の校費を四分の一削減する、また東京外語大学も四分の一削減する、東京教育大学も削減するというのは筋が合わぬじゃないですか、どうでございませう、大臣。

○村山(松)政府委員 四十四年度の校費の配分につきましては目下検討中でございますので、いま御指摘のように、東京大学あるいは東京教育大学のように入学試験を中止し、第一次の学生が全然入らないところにつきましては、一般的に校費を学生一人当たりの単価に四学年分の人数をかけて配分するのが適当であるか、若干学生数が少ないということを考慮して、配分にあたっても考慮するほうが適当であるかということについては、現在検討中の段階でございます。

○井上(普)委員 であるならば、きょうの新聞はそれじゃ誤報だといって差しつかえないのですね。

○村山(松)政府委員 新聞に報道されたような考え方もございまして検討中でございますので、きまつたという形におとりになればそこまではいいておりませんが、そういうことを全然考えておらないかということもございします。そういうことも含めまして検討しておるのが現段階の実情でございます。

でございます。

○井上(普)委員 どうも筋を通すことがお好きな文部省で、研究施設に、こういうような高圧治療タンクというふうなものに校費を使っている。片一方では学生数が減ったのだからというのでびしょりと割ろうというお考え、矛盾がある。私にはどうも納得できかねるのですが、それでは今後どういう考え方で――ああいう考え方もある、こういう考え方もある、検討中だということもございしますが、筋とすれば校費というものは教育費であるはずなんです。であるから、当然この高圧酸素タンクに校費を使うのはちよっとおかしいと思うのです。あるいはまた、いままでの実態が予算の使用面において矛盾がありはしないか、これはどうでございしますか。

○村山(松)政府委員 こまかく理屈を申し上げますと、学生当たりで積算いたしました校費は、大学にいきまして学部段階にいくわけでございます。病院の経費といましては、病院に教官がおりますので、教官当たり積算の校費は病院にまわりますが、学生当たり積算の校費は、観念的には病院にはいかないと考えてよろしいわけでありまして、その他校費の中には、たとえば設備費という形で積算したのもございします。したがって、現実に使用された校費がどこで積算されたものと直結するかににつきましては、これは会計経理上明確でございせん。観念的には病院で使った校費は、学生当たりで計算したものと結びつきがないと考えてもよろしいわけでございます。

○井上(普)委員 そうすると、ますますおかしくなるのです。病院で片一方は校費を使っているのです。使った金額は幾らですか。

○村山(松)政府委員 酸素室の内室の部分に使いました金額としては六十五万円ということになっております。

○井上(普)委員 この修繕もしたというのでございしますが、ともかくそこいらあたりを明確に、校費の使用方法は今後教育的な方向に使うという

ことを明確にしたいと思ひます。

さらに、この責任の所在は一体中央手術部にあるのか、脳神経外科にあるのか、どっちにあるのですか。

○村山(松)政府委員 校費の用途といたしましては教育研究用ということになってございまして、これは教育だけである、これは研究だけであるというぐあい、必ずしもせつ然と区分できない性質のものでございます。

それからこの事故の責任につきましては、現在東京大学においても委員会を設けて検討中でございますので、まだ明確にどこに責任があるというところは断定されませんが、関係するところをいたしましては、中央手術部、それから実際に治療を行ないました脳神経外科、それから担当しました医師本人等々の間でどういう責任関係に相なるか、現在検討中でございます。

○井上(普)委員 校費の点につきましては、慎重にこれからやっていただきたいと思ひます。同時に、責任の所在、これははっきりしていただかなければいかぬ。と申しますのは、この中に、なくなられた二人の患者さんに対しては国家賠償法の適用があると私は思ひます。この点はどうでございしますか、大臣。

○村山(松)政府委員 死亡された方は患者二人、それから職員が一人、大学院学生が一人ということとでございまして、患者につきましては、国の側に過失等があれば国家賠償法の適用があるものと考えております。

○井上(普)委員 患者さんに対しては国家賠償法の適用がある。ところが、無給医局員である林昭義という台湾の方、この方は大学院をこしの三月に卒業するはずで、そうして現在延期願いが出ているが、関東通信病院につとめておるために延期願いが保留になっておるといふ話を聞いております。これはどうなんでしょうか。

○村山(松)政府委員 御指摘のように、林医師につきましては大学院四年の修業期間は過ぎましたので、本来なら修了したところでありましたが、

さらに研究を続けたいということで延期願いをだし、それが了承されたやに聞いております。

○井上(普)委員 これは死亡後になったのじやございませんか。

○村山(松)政府委員 そこら辺の正確な時点については、まだはっきりしておりません。

○井上(普)委員 ここあたりはつきりさしていただかなければならぬと思うのです。電話があるのですから、ちょっと聞いてみてください。

大臣、実は私の一年先輩で、敬愛する人でした。この人がインフルエンザをやっておる最中に精神科でやっておった。それが、だいぶ古い話でございまして、ヒロポン中毒患者に刺されまして、そして廊下で刺殺されたという事件がある。そして国はそれに対して何らの措置もなかった。今度の場合も無給医局員です。こういう不明確な身分の人たちが、医者の仕事というのは非常に危険な仕事なんです。これに携わっておるのです。いまのお話を聞きますと、まだ文部省は身分につきましても的確につかんでいない。それではこれが大学院生の場合については文部省としてはどう考えるのか、無給医局員の場合はどう考えるのか、この二つの場合を想定して、この林医師に対する措置についてお伺いしたいのです。

○村山(松)政府委員 まず前段のお尋ねであります。林医師の大学院の延長願いでありまして、延長願いが出されたのは年度内、つまり事故以前であります。正式に決裁になったのは事故後であります。

それから後段のお尋ねであります。医師二人のうちで助手につきましては、これは国家公務員でありますから、国家公務員の災害補償の規定が、事柄をよく調べた上でありまして、適用されることにならうかと思ひます。それから大学院の学生につきましては、これはそのような補償の制度が現在にはございませんので、どういう形でできるだけの補償をはかるか。これまた現在東京大学でも検討中でありまして、その検討結果を聞きまして、文部省でもできるだけのことをいたしたい。

それから一方、先ほども御指摘がありました。林医師のほうは本年一月以来通信病院のほうに職員として勤務しておるようでありまして、この関係と災害補償の関係がどうなるかにつきましましては、勤務個所と事故の個所が違ひます関係もございまして、現在のところ、どういふうまいに結びつくか、申し上げようがございません。

○井上(普)委員 その明石君は私の知っておる方です。林医師につきましては、死亡前にもかく延期願いが出ているのです。それをそのまま受けておるのであれば、私は何も言いません。しかし、いまのお話によると、死亡後に東京大学は大学院の学生の身分にしているのです。そうすると、学生の事故だからというので、責任をのりた、計算のしかたも何か違つてくるでしょう。ともかくこの点は一体どうなんですか。二つの場合の一つの考え方で、補償あるいはまだどういふうに処置するか、あなたの方のお考え方を示してもらいたい。

○坂田国務大臣 これはまことに不幸なことでございますが、局長から申上げましたように、ただいまこの原因につきましても、東大当局におきまして委員会を設けて調査をいたしておるわけでございます。

それから、お尋ねの点につきまして、いろいろ不備な点もあるかと思ひますが、いろいろな方々の補償等につきましても、われわれといたしまして十分検討して対処いたさなければならぬ、こう思つておる次第でございます。

○井上(普)委員 ただいま調査中という話に実は問題があるのです。というのは、若手の研究者グループは、教授は逃げるのじやないか、明石医師に責任をひつかせて、テクニクエラーとして、技術上のミスとしてやられる可能性があるんじゃないか。東大の医学部の教授というのは無責任の最たるものであります。御承知のように、あれだけの騒動を起こしておきながら、一人もやめやせぬ。しかも、もう一つの問題として

は、無給医局員の形であの教室の中にこういう医者がたくさんおるといふところにいまの弊害があるのです。これは大学の基本問題にも触れますが、また日をあらためてこの点につきましましてはお尋ねしたいと思ひます。この点につきましましては、この事件について、無給医局員の問題が大きい。浮かび上がつてきている。身分がない、あるいは死に損だといふ結果になりはしないか。私も、その先輩の山本さんがヒロポン中毒患者に刺されたときに、大病院でありながら、国が全然世話をしなかつた。しかもその方は一人っ子だった。御両親の嘆きというものは非常なものでございまして。今度の林さんの場合も、奥さんと子供もあるようです。これは何といひましても、東大医学部、病院に責任があることはつきりしているのです。でございますから、それに対する処置をどうするかというぐらゐのことは明確に打ち出さなければなりません。原因がどこにあるかは調査中だから言えないといふことじや困ると思ひます。ともかくすみやかに処置することが必要だと思ひます。大臣どうでございますか。

○坂田国務大臣 これからかういふような不幸なことが起こつてはならないわけでございすけれども、しかし、もし万一そういうようなことが起こつた場合に十分これに対処するためには、これの起こりました原因、そして責任の度合いがどこにあるかといふことは、やはり究明した上でこちらがきめるというこのほうがいいのではないかと、いふふうに私は考えるわけでございます。

○井上(普)委員 調査中といふのはだれが調査をやつておるのか知りませんが、警察に聞きますと、これまで究明中というお話でございます。病院に働いておる若手研究者は、教授に対して、教授が責任をとらぬのではないかと、おそれるまい、そして技術上のミスとして明石君におつかふせるのではないかと、こういう非常な心配をしておる。それほど教授と医局員との間に断絶がある。教授と学生との間に御承知のように断絶がある。こういう事態に対して文部大臣はどうい

うお考えでおりますか、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 今日の大学紛争の一番発端になりました問題、特に東大の紛争の直接の問題になりましたものは医学部から出発したております。無給医局員の問題あるいは臨床研修医の問題、そしてまた、それを含めまして大学側が、医局全体のあり方が今日の社会の進展あるいは要請にこたえておるかどうかといふようなことに對する若手医局員たちの教授に対する不信感あるいは学生たちの不信感、そういうものがあつた形になつてあらわれてきたといふことは私も考えられることであるといふふうに思ひます。でございます。それゆゑにこそ、医学部の問題あるいは医局のあり方等について、やはり根本的な総点検を行なう必要があるのではないかと。単に医学部だけではなくて、ほかの学部におきましても、今日大学として社会の要請にこたえられるような仕組みになつておるかどうか。従来あまりにも学部自治あるいは教授中心のエゴイズムといふものが、若い、春秋に富み、かつ非常に研究熱心な人たちの研究意欲を阻害し、あるいはまた、そのことが日本全体の研究の停滞を来しておるのではないだらうかといふようなことについて、私はやはり問題はあつたといふふうに思ひます。したがって、新しい大学をどういふ仕組みにするかといふことについて、いま精力的に取り組んでおるといふわけでございます。

また、私たちといたしましても指導、助言者の立場といたしまして、そういういろいろの具体的な問題を通して、やはりわれわれ国としての直接の責任があるのではないかと。たとえば臨床研修医に對しましては、従来謝金一万五千円といふことで処理をしてきておつた。これがはたしていいかどうかといふことを考えまして、本年度の予算におきましては二万七千五百円の謝金といふふうになつて、これを引き上げたわけであります。あるいは無給医局員につきましても、従来一万五千円で

あつたものを三万五千円というふうに引き上げてまいりまして、国としてやはり尽くすべきところは尽くさなければならぬ。しかしまた、無給医局員の身分あるいは研修医の制度上の問題等についても、やはりこれからはっきりした位置づけというものを考えていかなければならぬのじやないか。それは第一次的にはやはり東大当局でもお考えになりましようけれども、われわれとしてもともに考えなければならぬ問題である、かように思っております。

○唐橋委員 関連。ただいまの問題に関連して、ひとつ資料を出していただきたいと思ひます。

その一つは、この問題に關係して、日本学術会議の科学者の待遇問題委員会が、これらの災害補償制度が適用になっていない方に対する意見が出されてある、こういうことを聞いておるのでございますが、これは直接關係ありますので、その資料を速急に出していただきたい。

それからもう一つの資料は、このように災害補償制度の適用されていない職員、まあ研究生と助手が多いと思うのでございますが、これらは国立大学の中でどのような人数か、各学校ごとの人数、総体。これはますますというわけにいきませんでありましようが、これはできるだけ早く、前のほうは、これはもう皆さん方が受け取っておると思ひますので、直ちに手配して出してください。

以上です。

○井上(普)委員 大臣も問題の所在をおぼろげながらつかまれておられるように考えられるのであります。しかし、この東大病院の診療科再編成案というものを実は白木、臺時代につくっておるのです。東大医学部というものはこれは無責任集団の集まりだと私に思ひます。あれだけ、去年の八月以来五回も執行部がかわつてゐるんですね。責任は一体どこにあるのか。教授の中で一人として、あれだけの大騒動を起こしておきなからやめるやつはありやしない。上田英雄さんはどうも佐藤さんの主治医のようだし、それから豊川行平さん

んは厚生省の元お役人で、厚生省と密着しておる。これらがともかくやかましく申しまして、私はやめさせぬということを文芸春秋に発表するといふような無責任時代が横行しております。こゝでつくられておるこの診療科再編成案なんか見まして、やはりこれを見ますと、講座制、医局制というものを残そうという考え方です。機能別に、臓器別に再分割しようというだけの話なんです。いまの体制はそのまま残そうという考え方で、おられるようであります。しかし、もう講座制につきまして、あるいはまた医局制の矛盾につきましては、これはまた後日に譲るといたしまして、ともかくこういうような無給医局員に対する待遇というものを、もう少し身分を明確にささなければ診療に当たられないといふくらいのはっきりした身分關係を打ち立てる必要があると思ひますが、大臣どうでございます。

○坂田国務大臣 その点はよく検討してみたい課題だと思つております。

○井上(普)委員 酸素の爆発事故の問題はそれくらいにしておきまして、国立学校設置法を提出されておりますが、このたび三重に工学部をつくられるようでございます。昭和三十九年の文部省から出ておりますのを拝見いたしますと、実は工学部の設置基準に——大学設置基準というのがあるはずですが、それに工学部全部合せて三十九年当時五万五千坪建坪が足りないといふことを申されておるのであります。

三重大学に工学部を置くといふことは、これは教育学部を工学部に分けるようでございますけれども、これは一体どういう学科をお考えになつておられるのか。そしてまた、昭和四十四年現在、文部省の大学設置基準、工学部の設置基準で坪数がどれくらい不足なのか、お示し願ひたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 工学部の学科編成は多岐にわたつておりますが、一番基幹的な学科は機械工学科、電気工学科、それから工業化学科といったようなものでありまして、それを中心として漸次

その関連学科を持つのが普通の形であります。そこで、三重大学の場合は、初年度といたしましては一番基幹学科であるところの機械工学科と電気工学科の二学科によつて発足いたします予定でございます。

現在、設置基準の關係といたしましては、たとえば三重大学は設置基準に照らしますと、教育学部、農学部も含めまして約十四万平方メートルが必要になるわけですが、現在の校舎が約三十六万平方メートルあります。それから校舎につきましては、基準で約六千平方メートルが必要であります。これは工学部關係だけで六千平方メートル必要であります。これにつきまして約七千五百平方メートルの校舎を考へておりますので、校地、校舎につきましては基準を上回つた計画になっております。それから教員につきましては、初年度といたしましては設置基準どおりの人員を計上いたしまして、これによつて発足することといたしております。今後は情勢に応じて拡充いたしたいと思ひます。かように考へております。

○井上(普)委員 私が聞いておるのは、全国の工学部で建坪不足が五万五千坪あると、あなたのほうの「わが国の高等教育」という本に書いてあります、昭和三十九年に、現在どうなつてゐるのですと聞いているのです。

○村山(松)政府委員 いま手元に資料がございせんが、概略して申し上げますと、現在工学部といわず国立大学の施設全体を合せて、やはり望ましい基準に対して充足率が七割見当でありますので、まだ施設については拡充の努力が必要でございます。工学部についてもほぼ同様な事情にあると思ひます。

○井上(普)委員 あなたのほうは、昭和三十九年に「わが国の高等教育」といふ本をつくられておる。そして現在工学部については建坪で五万五千坪不足なんだといふことをあなた方はおっしゃつてゐるのです。いま手元にないからといったつて、それくらいのこと、あなたはそれで局長になられてゐるのです。われわれはしるうとです

よ。それくらいのこととは、どういふように變動しておるかといふくらいは、いつもだれか専門の部下がおられてなめておられるのじやないですか。どうなんですか、五万五千坪よりはるかに多くなつておると思ひますが、どうです。

○村山(松)政府委員 すべての数字をそろんじておるべきかもしれませんが、現在正確な数字を持ち合わせておりませんので、調べまして御報告申し上げます。

○井上(普)委員 文部大臣、聞いておつて下さい。

東京工業大学におきまして、実は人員が多くなり過ぎて、教室も、一クラス全員が講義を聞くときには、全員が出たならば三分の一は立つていて講義を聞かなければならぬような状態だそうです。有名なあのせいたくに校舎を使つておる東京工業大学においてそのような実態があるのです。それからいまあなたは、私も次にこゝを聞かうと思つてゐたのですが、電気工学科と機械工学科を三重につくられるとおしやつたけれども、教官数の不足は全国の工学部においていまだどれくらいあるのございせんか。

○村山(松)政府委員 教官の不足といふことはいろいろなたらえ方があろうかと思ひますが、定員に対する充足状況という形で申し上げますと、大体国立学校を通じて四、五%の欠員がございまして、その中で工学部は平均よりも高い欠員率を示しておりますので、そういう程度の不足状況といふことになるかと思ひます。さらに内容的に入りますと、俗に申しましてなかなかいい先生が得られないといふのが工学部關係の悩みになつております。具体的な数字につきましては、調べまして御報告申し上げます。

○井上(普)委員 実は工学部で最も有名な静岡大学の工学部、これは昔の浜松工専で歴史のある学校ですね。この静岡大学の工学部で教官が不足なんです。あそこは電気工学が非常に優秀だそうですが、浜松では実は優秀な教官がでないの、教官、助手があそこですら足りないといふ嘆いておる。

そういう論文を発表しておるのです。そういうような実態の中で全国の――私、おたくの昭和四十年年度の「大学院実態調査報告書」というものを見まして、工学部関係を見ますと、実を言いますと大学院の担当教員数というのは工学部で二千八百七十一、そのうちで教授が千五百十三、助教授が千四百十四名というふうなことで、助手の数になりまして教授の数よりも減って千八百八十八名しかないのです。これが国立大学の大学院の教員の数なんです。文部省はどうしているのです。そしてまた、こういうように工学部の教育者がどんどん減っておるにもかかわらず、いままでどんどんつくってきた原因は一体どこにあるのです。それをお伺いしたい。

○村山(松)政府委員 現在の学部が必ずしも充実していないというのは、これは残念ながら事実でございまして。そこでこれの充実をはかることが必要であることは言うまでもないわけでありまして、しからば現在のものが充実できるまで新設をしないかというところになりますと、これも非常な問題がございまして。現在の充実と、それから不足であるけれども新しい分野あるいは新しい場所、地域の必要性等をにらみ合わせまして、不足という事態を解決しながら新しいものをつくっていくということも必要でございまして。新しいものができて卒業生ができてくれば、そこからまた新しい教官の供給というのでも出てくるわけでございますので、理想と現実とをにらみ合わせながら現存のものの充実と、それから新設を並行してやっておるわけでありまして、率直に申し上げますと、現在は高等学校の卒業生も減っておりますし、それから理工系の技術者の需要につきましても、何回かの拡充計画で以前のような逼迫の状況は一応脱しておりますので、どちらかといえば新設はきわめて重点的にしほって、既設のものに充実を重点を移すという考えで運営しておるわけでありまして、三重大の場合には、三重県という立地条件という、それから県下に工学部がまだ一つもないというふうなこと、あるいは県下高等学校

卒業生の進学希望状況等を勘案いたしまして、この際、なかなかむずかしいことではあるけれども、設置することに踏み切った次第でございまして。

○井上(普)委員 私は三重に工学部をつくることに反対、賛成を言っているのじゃないのです。それはおわかりだと思っております。私は全国の工学部で教官数が、先ほど申しましたように教授よりも助手の数が少ない、あるいはまた助教授、講師の数が少ないというようにどんどん離れていっている実態について、文部省はどういう措置を工学部に対してどうとせられるのか、それをお伺いしたいのです。

○坂田国務大臣 これは新制大学が発足をいたしました、言うならアメリカで発達をいたしました学部の上に大学院を置く、いわば学問研究の中心という制度、そういうものが入ってきたわけでございますが、とにかくこの二十年の間、むしろ学部中心にまずやってきたということは率直に申し上げられるわけでございます。もちろん、文部省として何をしておるんだというおしかりを受けるのも当然かと私は思います。国民のための大学という意味において各界各層からある程度の能力を持った人は大学に行く、このことはまた一面において非常に大学の意味もあるかと思いますが、同時に、御指摘の真の意味における学問研究、世界の学問水準を維持しあるいは発展していくためにほんとうに研究をしようという意欲を持ち、またそれをやる基礎研究者というものが一定の度合いを保つというところは、これから日本として非常に必要なことであると思うのでございまして、残念ながら今日その体制にないということ、これから私たちが考えるべきことは、学部の充実と同時に、そういう学問中心の研究体制というものの確立に向かわなければいけないんだということ、御指摘のとおりだと私たちは考えております。そしてその点について、残念ながらわれわれ文部当局としても力及ばなかったということは深く反省しなければならぬのじゃないか。しか

し、学問研究の中心の大学をいかに現在の大学の中において位置づけていくか、あるいはその運営をどうやっていくかというところは、やはり現在各大学が悩んでおります大学の改革の問題等にも関連する問題でございまして、われわれ文部当局といたしまして中教審を中心として諮問をいたしておる、こういうわけでございまして。

また、工学部系統は、特にこの二十年間、自然科学の発達によりまして急激に膨張をし、拡大をし、そしてまた複雑多岐になってきた。こうなりますと、そういうふうな工学部の中において非常に学科学目がたくさんになるといふことは、これは学問の発展にとつて一つの必然的なことでございまして、真の意味における学問研究を深めるために、こういうような形でなくて、今度はこれを総合する一つの学部編成というものを、新たに考えられなければならない時代を迎えたのではないだろうかというふうな気もいたすわけでございまして、この辺については、いまだしやはり基本的に根本的に考え直してみる必要があるというふうに思います。

現在、大学院の施設設備につきましても、あるいは教官等につきましても、不足を訴えられておるといふことは、現状、私たちもそう考えておるわけでございます。ただ、考えなければならぬことは、これは単に日本だけの問題でなくて、ヨーロッパ諸国においても同様の悩みを持っておるようでございまして。たとえばパリ大学でございまして、一教官当たり五十人というふうな、頭割りでございまして、たとえパリ大学でございまして、戦前の日本の旧帝国大学においては、一教官当たり、助手を含めまして二対八人というふうな、頭割りでございます。これはおそらく研究所も含めてではございまして、これはおそろく研究も手が含めまして一対八だ。ただ、私立にまいりますと、一対三十あるいは一対四十というふうな、いわばマスプロダクションなんだ、こういうふうなことでもございまして、この二十年間の量的な高

等教育に学ぶ数の拡大というものの対応できないというところは、やはり率直に認めなければならぬ。しかし、これはやはり十年くらいかけなければ充実できないんじゃないかというふうな気もいたすわけでございまして。しかし、必ずそういうような体制を整えなければ、世界的な学問水準を維持し、またそれを発展し、あるいは創造的研究成果を出すことはできないというわけでございまして、大学院中心の大学というふうなことが叫ばれておるゆえんも、このあたりにあるかというふうな考えておる次第でございまして。

○井上(普)委員 文部大臣は、工学部がふえた、いままでの既設の学部においてずんずんふえてきた、こういうお話、そのとおりだと思ふ。ただ、ここで問題になりますのは、いつもそういうように工学部の数をふやし、学生をふやす要請をしたのは一体どこだ、それは経済界でしょう。財界でしょう。一例をあげますと、日経連がそういうことを言う、直ちにこれに文部省が反応し、しかも中教審がこれに反応して、そして大学を大きくする。大学というところは、私たちの理解するところでは、研究し創造することができる能力を養うところだと思ふのです。これは文部大臣も御同感であらうと思ふ。ところが、いまこういうふうな大きくしていく、中級の技術者をつくらうという養成機関にいまの工学部が成り下がっているという、この点、どうお考えになりますか。

○坂田国務大臣 産業界の一般的な要請ということはあるかと思ひますけれども、しかし、何と申しましても、学部をふやすという問題は、むしろその大学自身から起こってきておるわけでございまして、それに対してわれわれが、大学として、均衡のとれたユニバーシティとしてのあり方というふうなことに積極的に指導、助言というものがむしろなされなかったのではないかと、これが、むしろ私は反省すべきことだと思ふのでございまして。また、大学みずからも、大学自治というからには、その辺のことをお考えいただいて、工学部の中の学科の問題、あるいは工学部、そうい

生から始まりまして、茅先生。初年にはとれませ
んでした。そして、そのときに茅先生は落胆され
て、大蔵省の壁が厚くて、もうとてもだめだと言
われたわけですが、そんなことではだめござい
ます。もう一年がんばっていただきたいというこ
とと一緒にやりまして、その翌年初めてたしか
二〇％ふえまして、それ以来ずっと大体二〇％前

後のあねをやりつつ、今日に至ったというふうには私は考えておるわけでございます。ただ、これにつきましても、東京大学とかあるいは京都大学とかいうような、講座制のあるところと、地方の講座制のないところではだいぶ違うということとは承知いたしておるわけでございます。その当時の記憶からいたしますと、教授たちは、待遇ということよりも、こういう研究費のほうをまずやってくれという強い御要望がございました。これにこた

えなければならぬということをやったことを申し添えておきたいと思います。

○井上(普)委員 坂田さんが御努力になったことは私認めますけれども、現在では、昭和三十九年以降消費者物価上昇率にも及ばぬ伸び率しか示しておられないのですよ。あなたはいま二〇%ぐらい伸びたとおっしゃいますが、大学問題の最高の、坂田私案までつくられる方がそんな認識では困りますね。どうです、大学学術局長、何%伸びたの

です。

○坂田国務大臣 私の申し上げますのは、不十分だとは申しとおるわけなんです。ですけれども、政府としてもいろいろ努力をしてきた、全然何もなかったということじゃない一つのことを申し上げたにすぎないわけでございます。

○村山(松)政府委員 教官当たり積算校費の本年度の予算伸び率は約八％でございます。なお、国立大学だけではなくに、国公私立大学あるいは研

究機関の研究者に対する科学研究費のほうは、本年度は大幅に伸ばしていただきまして、二〇％増、五十億を六十億に予定しております。

○井上(普)委員　ともかく研究費が足りない、しかも学者諸君はものに取りつかれたように研究に

没頭することによって、初めて創造的なものが出てくるのです。ところが、研究費が少ないがために、先ほども問題になりました高圧酸素タンクにいたしましても、あつちからの費用、こつちからの費用を持ち寄ってつくるというようなことをやっておるわけなんです。八%の伸びといいますが、これも、国民総生産に対する比というものが非常に大きいウエートを占めてきておる。アメリカ、ソ連はわれわれはもう問題にせぬといいたしましても、ドイツあるいはイギリスよりはるかに——はるかにといいますが、イタリア並みにしか、第三流国の研究費に国全体の研究費というものが落ち込んでおる。しかも全体の研究費のうちの七割までは民間企業が持つておる実情ではありませんか。文部省は三割しか見ていない。こういうようなことを考えるとうそ寒い思いがするのです。われわれは民族の発展を願ひ、そして日本の頭脳の優秀さを日本という民族が見ていかなければならないのです。ところが、いまの時点において研究費が少ないがために、将来においては格差がずんずん広がっていくと思うのです。一年のおくれといふものは、将来の十年、二十年にかかわると思うのです。こういうことを考えると、研究費が少ないがために、おそらく研究者の諸君は涙をのんで委託研究なんかを受けておるのじやなからうか。文部省がもう少ししつかりすればこういうような問題はないのじやないか、こうも思われるのです。

それはさておきまして、委託研究費の問題でちよつとお伺いしたいのですが、先日文部省のほうにも御通知申し上げましたけれども、東京大学の都市工学科委託研究の実情が、「自然」という本の四月号に出ております。この委託研究費は全部予算、決算で出ておりますか。

○安養寺政府委員 お話の四十三件の委託研究費のうち、委託研究といいたしまして、正規に歳入に繰り入れておりますのが二件でございます。なお文部省の科学研究費の補助金として受けておりますものが一件ございます。国以外の委員会等が

受託をいたしまして、それに当該学科の教官その他の者が関係者として参加したというようなものを除きまして、本来正規の受け入れをなすべきものというものが十六件、かように考えております。

○井上(普)委員 いまの結果を聞かれて、文部大臣、御所見を承りたい。

○坂田国務大臣 この点、もう少し委託研究という問題について、大学当局とわれわれと話し合ななければいけない課題だと思ひます。そうでなければ、いま産学協同とか、あるいは学産協力とかいっても、なかなかこれはうまくまいらないといううような気がいたすのでございます。

○井上(普)委員 ただいまの都市工学科における委託技術四十六件ですか、そのうちで文部省の予算に載つておるのはわずかに三件というのですか。都市工学科の諸君が訴えておる文書を見ますと、大学院に入つたら一年間は勉強さしてくれ、二年間は委託研究の下請けをやらされる。これをそのまま論文として教授が発表して、委託研究の行くえが不明だということ、やかましくいわれておるのは御存じのとおりです。しかもこの委託研究は、これは公の機関から出ているものがほとんどなんです。会計課長さうでしよう。それすら予算に載せてないですね。決算上載せていない。いつの間にか教授が、徒弟制度の親方的な感覚におちいつておるのではなからうか、こう思うのですが、大臣どうでございますか。

○坂田国務大臣 やはりこの辺のところは、教授たちが大学自治を叫ばれるからには、はっきりした考え方を持つて臨んでいただかなければいけないんじゃないかというふうに思ひます。私は率直に申し上げて、病根はこの辺にあるんじゃないかというふうな気がするのです。それに対して私たちの指導、助言というところが足りなかったというところも考えなければならぬ。私は、やはり近くそういうような具体的な問題で大学当局と御相談を申し上げてみたいと思ひます。

○井上(普)委員 東大の教授会は、教授会自治であつて、しかも教授会の自治の能力のないやつ

ばかりです。医学部の連中は……。それはそれとして、文部省は東大当局、東大当局とおしやつておるでしよう。いつも東大当局、学生と対して東大当局と云つておるのは、あまり教授会というものを中心に考えておるから、それを都合のいいときはこつちをとつて、都合の悪いときは教授会に反省してもらいたいということでは困ると思ひます。もちろん私は、こういう学生諸君は、特に都市工学科あたりは激しい運動を展開しておる。激しい運動を展開する理由はどこかといつたら、やはり委託研究を中心に考えられておるようなんです。これが東大闘争の最先端に立つたことも御存じでしょう。予決令にこの受託研究はどういうような扱いにしなければならぬのですか。会計課長どうなのです。

○安養寺政府委員 これは前からさうでございますが、昭和四十二年の八月、九月、事務次官あるいは学術局長、会計課長連名の文書をもちまして、慎重な取り扱いをするように注意を促しております。本来受託研究というように双務契約が行なわれ、納めた場合、それに必要な経費はすべて国費に納めて、私的な経理をしないように、かように申しておるわけでありまして。

○井上(普)委員 そうなりますと、これは予決令に違反したやり方だと言つて差しつかえございせんね。どうでございますか。

○安養寺政府委員 本来国費に入れますが、その歳出という形で費消すべき経費でございますが、国費に入つてまいりませんのですから、その扱いがたいへん適当ではないと思ひます。予決令も、予決令の問題と多少違ふと思ひます。

○井上(普)委員 予決令に違反しておる。こういう具体的な問題がぱしつと出てきておるのです。たとえば京都市役所が委託した例なり、群馬県が、あるいはまた静岡県、清水市役所が委託しておるのですね。それらが載つていないのです。一体どうしたのです。ほうつておいていいのですか。ほとんど都市工学科です。委託研究費というものは出されていきますが、これを見ますとい

うと、ほとんどが公の団体じやないですか。住宅公団とかあるいはまた道路公団、東京都の下水道局とか、こんなところばかりじやないですか。それを国の少なくとも予算に載せるとは私は申しませんけれども、決算上あらわれてくるようにしなければならぬ。国の機関でやつておるのだから。それはどうなんです、会計課長。

○安養寺政府委員 本来国費をもつて経理すべきものでございまして、入つていなくてはいけないうのでございまして、入つてございせんので、まことによくはございせんけれども、法規範的な問題という形式的なものではございせん。

○井上(普)委員 四十六件のうちで入つておるのはわずか三件ですよ。こういうものも具体的に文部省はどうするのです。

○村山(松)政府委員 御案内のように、国立学校の会計が特別会計制度になりましたのは、昭和三十八年以來でございます。それ以前一般会計でございまして時代におきましては、この種の受託研究のようなものを扱います場合に、資金を受け入れましても、これを予算化することが、これは全然収支が別でありまして非常に不便でありましたので、大学はつい正規の経理を通じて、いわゆる別途経理で始末をつけるという悪い慣習がございました。こういうことは望ましくないと、この中で、特別会計になりました機会に、受託研究費という正規の費目を設けまして、大学の教育研究上支障のないような研究について、部外から委託を受ける場合には、その内容を明らかにして、費用も正規に受け入れて、受け入れた資金を見返りとして正規に支出金をつける、こういう道を開いたわけでありまして、受託研究はもつぱらこのルールでやつていただくように大学に指導しておるわけでありまして、それが従来の慣性で励行されていらない傾向がありましたので、先ほど会計課長から御説明いたしましたように、四十二年にはさらに事務次官名、あるいは会計課長、大学学術局長名で注意を喚起いたしました、なお励行されていらない点がありますのは、まことに遺憾でございます。

で、よく調べまして、できるだけ励行されるようにいたしたいと思ひます。

○井上(普)委員 これは予決令に違反しておるのですよ。そして学生さんが、大学院生が、わしはこんな研究をやつたんだといつて持ち寄つてあらわれたのが都市工学科のこれなんです。しかもまた言つておるのです。どうも教授個人が受けたんで、まだわしにはわからぬところがたくさんあるというのです。これには丹下さんのところとか、あるいはまた本城さん、高山研究所、日笠さん、井上研究所、衛生研究所、あるいは石橋研究所、徳平、杉本、こういうような各講座が全部やつておるのです。しかも公の市役所とか、それから建設省まで載つていないのです。建設省は載つていますか。

○安養寺政府委員 載つていません。
○井上(普)委員 公団から出したものまで載つていないのですよ。あるいは首都圏整備委員会もありですね。これが出ていないのです。少なくともこれだけは説明してほしいんですが、どうなんですか。
○安養寺政府委員 先ほど大臣からもお話がございましたように、本来そういうことは国費をもつて経理すべき問題であるという督促をいたしておるわけでございますが、現実に大学各部学科における教官が実際の問題の処理に当たつたわけでございます。いま、いわば大学の教官各自がこういうことについての良識ある判断で処理をしていただくというのを期待するわけでございます。なお一その事情はそういうような実態に原因しておるだろうと思ひます。

○井上(普)委員 それでは会計課長、これは予決令に違反しているのでしょうか。どうなんです、その点は。
○安養寺政府委員 予決令には、歳入歳出というものが一括論議されるという原則があるわけでございますが、それは、先ほどのことを繰り返すよ

うではございますけれども、入るべきものが入らないままに私的に消費されておるというような状態なものでございまして、形式的にはこの法規のどの章条に合致してということはないと思ひます。

○井上(普)委員 それじゃ法規上これは合法なんですか。財政法上合法なんですか、どうなんですか。
○安養寺政府委員 そういう経費をいわばプライベートに使つておるということでございますから、国の経理の問題とは多少は異なる問題かと思ひます。

○井上(普)委員 多少は許しておると言ひますが、これは多少どの程度の騒ぎじゃないでしょうか。法律というのは道徳の最低の基準をきめておるものと私は思ふ。それすら守られないということに對しては一体文部省はどうするのです。研究者の良心にまかすという問題でありましたら、良心的な人でありましたら、これは少なくとも決算上は出さずして、それが出ていないというのですから、事なんです。こういう問題が至るところにあるのです。こういうところに大学紛争の根本原因の一つが私はあると思ふ。だから、文部省はこういう態度で臨むかということ——いままでのような手ぬるいことで済まされな。ひとつこの際、方策を立てていただくかぬと、私も質問上質問を續けていくわけにまいりません。

○坂田国務大臣 この問題については私初めてわかつたわけでございますが、いままではそういうふうな安易な慣行もあつたように思ひますけれども、しかし、事柄はきつめて重大な問題で、これから先、先ほど私が井上先生にお答えしましたように、大学と企業との関係といふのを考へていかなければならぬこの時期におきまして、この問題についての皆さんの御納得のいく方策をひとつ打ち出したいと私は考へております。まず実態等につきましましては、各大学の直接の、工学部なら工学部の方々に來ていただいて、そしてまず事実を聞いてみたい。それから、それではどういふ

うにこれを処置するかということについては、文部省と大学側が一体となつて対処したい、かように考へる次第であります。

○井上(普)委員 いま現に法規上違反しておるのです。これについて処分はどうするのだと聞いています。慣行上認めておくということではもうおさまらない問題、国会で一応言つた以上、これは済まされぬ問題ですから、私としては、どうなんですか。

○安養寺政府委員 まことに繰り返して恐縮でございますが、本来御指摘のようにプライベートに経理すべきものではない。国庫に入れ、その歳出手続をとつて処理すべきであるというものではございませんけれども、現にわれわれ知らないというやうな状態で、たいへん残念でございますが、私的に経理をされておるということが明らかになつておるわけでございます。この事態を今後はいけないうことになるわけでございます。法規のお話でございますけれども、国費にしておきません。それを出すということについての法規上の問題はないと思ひます。

○井上(普)委員 しかしあなた方は、文部省当局は、大学紛争については、国の財産をあれだけいためられたと盛んにおっしゃる、文部大臣もおっしゃる。しかしこれは国の財産、そこで国の費用で研究しているのです。いいですか、少なくとも院生が国有財産の中で研究されておるのです。よ、あなたの方のいう国有財産の中で研究されておる。そしてこの大学院生がただ働きさせられておる。論文を自分が出すと、それが教授の名前になつて出される。金額の点においても不明である。あるいはまた、受託研究ということ、そのメーカー側の立場に立つてものを考へなければいけないから、眞の研究としての研究ができない。つまり一定のワケがあるから、その中でしか研究ができないという悩みから、都市工学科の連中は立ち上がつておるのです。現にこれが問題になつてい

のだから、どうするのだというのです。文部省の目にかつた以上は、あなた方いままでお知りにならなければそれでいいですよ。現にどの教室もこういうことをやつておるのだという。これは一例として都市工学科だけの問題でなければ、この問題をどうするのだという処理の方法をひとつ現実の問題としてやつていただかないことには話にならない。いまの問題です。

○安養寺政府委員 先生の御指摘のような状態がいろいろと申しておるわけではございません。わが方ではいろいろそのことのないように督促をいたしておるわけでございますが、残念ながら知らないものがあらわれて、いま御指摘のようなことを御指摘を受けておるわけでございますが、国費をもつて費消すべきであるけれども、国費になつていない。受託者からしかるべき金を受け取つて、その金を使つておるということでございます。御指摘のような予決令の話ではないと申しておるわけでございます。

○井上(普)委員 私は、現実の問題をどう処理するかということ、目にかつた以上はどうするかということを開いておる。それに予決令に違反してない、国に金が入つていないからかまわないうという考え方で処理せられるといういまの御答弁は納得できない。われわれの納得のいくような御答弁をしていただきたい。それまでともかく質問をしません。

〔理事会で相談「休憩」と呼ぶ者あり〕
○大坪委員長 速記中止。

〔速記中止〕
○大坪委員長 速記を始めて。

この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十一分休憩

午後零時五十八分開議

○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を續行いたします。井上君。

○井上(普)委員 たいだいまの委託研究につきましましては質問を保留させていただきます、後ほど当局から明快なる御答弁をいただきたい、このように思う次第でございます。いずれにいたしまして、この委託研究という形でうやむやに過ぎても、たことに對する憤りが、実は都市工学科の大学院学生、助手、これらが中心になって、あの東大紛争の根本原因をなしていることをひとりで御認識になっていただきたいと思うのです。こういうようなことをやっておるから学者が、すなわち国、文部省の研究費が少ないがために委託研究にいく。そして委託研究にいくうちに学者の良心の麻痺が起こつて、あるいは産学協同に走り、あるいはまたアメリカ軍の研究に協力するというような事態が起こつておるのです。ここにアメリカ軍の日本の大学研究費の補助金を実は持つておるのですが、見てみますと、これはもう医学関係におきましては明らかにベトナム戦争と結びつくような点が非常に多い。

一例をあげましょうか。都市工学科なんかですと、これはどういふのですか、アメリカ陸軍極東研究開発局から研究資金を出しておる。そして東大の工学部では、手動制御に関するUSC・NASSA会議というものにも補助金が出ております。これはどうも私は門外漢でどういふことをやっておるかかわからぬけれども、米軍からも軍事力のために金が出てる。こういうようにして研究者の良心がだんだん、だんだん麻痺していつておる実情、これが日本の科学研究の将来に及ぼす影響というものは、私は非常に大きいと思うのです。学者の良心の深層の欠除、これは文部省が出す研究費の少な過ぎるためにこちら側から走つていつていつておる実情、これは日本の学問の進歩あるいは研究の進歩のために非常におそろべきものがあると思うのですが、文部大臣いかがでございますか、御所見を承りたい。

○坂田国務大臣 先ほど申し上げましたように、確かに日本の学問、研究の基本的な体制が確立し

ておらないということは認めざるを得ないと思うのであります。しかし、このままではいけません、と、世界の水準を維持することすらできない。いんや、創造的な研究というものは行なわれなくなるというところにおきまして、この際、大学の改革と同時に、その中心課題として、この基礎研究が活発に行なわれるような体制をつくり出していかねばいけません。たとえばOECDの発表によりますと、主要十カ国における研究者の人数といふものは、これは文部省関係の研究者だけでございせんけれども、第三位にあるわけでございます。しかしながら、その一人当たり研究費になりますと、主要十カ国で最下位であるというふうな報告も行なわれておるわけでございます。この点につきましましては、私たちも抜本的な研究体制の確立ということを目標にいたしまして今後施策を進めていかねばならない、かように考えておる次第であります。

○井上(普)委員 私は、今日まで大学らしからぬ大学をつくり上げた責任というものがあつたと思ふのです。文部省が、認可申請が大学から来る、あるいは新制大学をつくるというときに、特に私立の大学で一体大学の名に値するかどうか、と、特にかいつの間にか短期大学にし、それがまた四年制の大学に昇格していつておる実例を私はたくさん知っています。私もまだ議員になる前でした、文部省は一体大学といふものをどう考えておるか、実に素朴に考えたことがあります。ほんとうに裁縫学校に毛のはえたものが基礎になって大学をつくれるのですから、これはうわさで確証はないのですが、文部省の係官を現地に派遣したときには、どのくらい驚きさせるといふようなことすら耳に入る。大学をつくる際の文部省の態度というものが非常に甘かつたところにも一つの原因があると思ひますが、大臣どうでございますか。

○坂田国務大臣 国立大学は、御承知のように各

県大体一校という形で新制大学は発足したわけでございます。また、私立大学につきましても、設置基準に基づきましてやつてきた。しかし、これはいまから考えますと、もう少し地域的な考慮、日本列島の中においてどういふふうな考えなければならぬかというふうなことの長期教育計画といふものがやはり背景になければならなかつたのじゃないかというふうな気はいたします。したがういまして、その結果として、今日七つの都市に大体百五十万の六〇%の学生が集中しておる、こういう結果におちいつておるわけでありませう。しかし、私立大学のほうからいへば、非常に僻遠の地におきましては経営上それが成り立たないという面もあつて、結局都市集中という形になつたのではないかと。そういうことについて文部省としても、大学を設置していく場合においては長期計画等も持ち合わせるべきであつたのではないかとこの気はいたします。その点についての反省は率直に認めなければならぬというふうな考えをわけでありませう。

それからもう一つは、新制大学の理念というものがはつきりしなかつた。したがつて、大学を設置します場合において、旧帝国大学の東京であるとか京都であるとかいふようなものを基準にしまして、それが大学であるという形で大学がたつてきてきた。しかし、先ほど御指摘の短期大学につきましましては、これはまた別な意味を持つので、新制大学になりましてから、万民のための大学といふか、国民のための大学と申しますか、高等教育機関と申したほうが適當かと思ひますが、その中における短期大学の位置づけといふものは、私はそれなりに意味を持つておると思ひます。であつて、われわれの観念する研究中心の大学、昔の旧帝国大学といふ考え方をすれば、短期大学といふものは大学に値するのといふような議論も出てきますけれども、そうでない高等教育機関の一つの重要な部門として短期大学が現在果たしております役割りといふものにつつましては、私はかなり高い評価を持つておるものでござ

います。ことに新憲法のもとに男女平等という形において、女子の教育の面において果たしておる役割りといふものは非常に大きいのではないかと、いふふうな考えをわけでありませう。したがういまして、その新制大学といふものの理念について、もう少し目的と性格をはつきりさせて、そしてその目的と性格に應じた大学のあり方といふものが求められるべきであつた。たとえば学問中心の大学、あるいはまた一般の職業人養成の大学、あるいは小中高の先生方を養成するいわゆる教員養成の大学といふものは、大学であるとして申しまして、その目的、性格といふものはおのずから違つていくべきであつた。そういうような点をあわせまして、国としての力の入れ方といふものを考えていくべきであつた。そういうふうな点をあわせまして、実は前大臣のときから中央教育審議会に諮問をいたし、また審議を願つておるというわけでございます。この辺で戦後二十年のこの転換期にあたりまして、大学のあり方について根本的に、基本的に考え直して見る必要があるというふうな私に考えておるわけでありませう。

○井上(普)委員 いままでの文部省の行き方というものが、どういふ大学を目ざしてつたのか、これが明確になつておりませんが、学校教育法によつて大学といふことになりまして、これは何を申しましたも教育と研究が行なわれる大学でなければならぬはずで、大学でなぜ研究が必要かといふならば、その時代の最先端の学問水準あるいは教養といふものを身につけさせるために学問の研究といふことが必要になつてくる。しかし、それがすぐに役に立つようなものではないと思ひます。しかし、工学部について申しますと、このように非常にたくさんの学部が膨張した。その原因はいわゆる高度成長政策によるところの経済界の要望、あるいはまたさういふような経団連とかいふようなところが一々要求を出しておる。それをまたすなわち中教審なるものが聞いておるのです。でございませうから大学院という存在、研究者を養成しなければならぬところが、修士課程に

が、いままでの文学官僚が、あるいは文部省を取り巻く連中が古い頭の方ばかりであったために、制度改革あるいは教育カリキュラムの改革というのがいまだできてない。もうすでに世界の大勢から、研究体制にしても、学問体系からものはるかにおくれておるといふことがいえると私は思う。医学におきまして非常に世界の水準にいつておるといっておりますけれども、いつてはいませんよ。やはり日本の学問というのは、アメリカある

いは諸外国の追随くらいしか研究ができていないのです。オリジナリテイのある研究というのが一体幾つあるのです。ソニーが半導体の研究をやった。しかしこれも、あそこのがやっただけの一体だれがやっただけののだという、理学部の連中がやっただけです。応用理論の科学を卒業した理学部の連中があの半導体をやったのですよ。もうすでにそういうような時代になっておるのですから、せめて国でつくる新しい工学部は、これはひとつ時代の最先端をともかく進むような研究体制ができ、また教育体制ができるようなものにしなければならぬ。私どもがあえてこういうことを申し上げますのは、三重大学工学部が将来発展する、あそこは神宮もございまして、いいところにあつて、ひとついい大学になっていただきたい。こう思うがゆえに、国立であるがために、私はあえて自由にできると思うのです。これをひとつやっていたらだいたいと思うのですが、大臣のお考え方をひとつ承りたいと思います。

○坂田国務大臣 先ほどからお答えいたしておりますように、井上さんのお考え方は実は私の考え方は非常に近いわけでございます。ただ、その運びをどういうふうにしてやるかということでございますが、やはり第一義的には大学当局自身がそういう新しい考え方を持っていたらいいというところが大切でございますし、われわれもその気持ちに對しまして援助をしていく。しかし、こういうように世の中は変わってきておりますよ、あるいはアメリカのマサチューセッツ大学ではこういうカリキュラム編成をしておりますし、あるいは大阪大学ではこうですというような指導、助言は積み重ねてまいらなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○井上(普)委員 私は、大阪の外国語大学に大学院がつくられますので、ひとつそのことにつきましても御質問を申し上げたいと思つておつたのですが、時間がまいりましたので、あとの質問を一応保留いたしまして、私の質問を終わります。

○久保田(円)委員長代理 午後三時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後四時十九分開議

○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案について質疑を続行いたします。井上普方君。

○井上(普)委員 大臣も、会計検査院からも来られておるようでございまして、最初私は委託研究の、特に東大の都市工学科の四十七のぼる委託研究が大学院生の手によつてともかく明らかにせられた事実、それに対して文部省はわずか三件しか知らなかったということですね。これについては、何と申しますか、私どもは会計上にこれはあらわすべきである、こう思うのでありますが、大臣並びに会計検査院の御所見を承りたい。同時に、文部省がお知りになっておるその三つのテーマと金額をひとつお示し願ひたいのです。

○坂田国務大臣 国立学校におきまして、外部から研究の委託を受ける場合には、その費用を委託研究費として歳入に受け入れ、当該研究に要する経費につきましては別途歳出予算の執行として支出をするということがたてまえであると考へておるわけでございます。

○石川会計検査院説明員 委託研究につきましては、会計検査院といたしまして、従来から大学の検査の際に特に関心を払つて検査をしてまいつたわけでございます。ことにこれが特別会計になりましてからは、予算上も多少弾力的になつたという点もございまして、検査の結果につきまといつてきましました個別の問題につきまして、正規に計上すべきものと認められるものは、これは直ちに文書によつて照会を発します。是正措置を講じてもらつておるわけでございます。ただ、この委託研究の検査と申しましても、表向きやつていないものにつきましては、何らか検査の手がかり、たとえばそれらの受け入れました費用につきま

て、購入いたしました物品が簿外のものになつておるといふような、何か検査の手がかりになるような事実がございませんと、なかなか発見するのとは困難でございますが、判明いたしましたものにつきましては、そのつど指摘をいたしてまいつてきておるわけでございます。

○安養寺説明員 文部省で承知いたしております二件ございまして、山形市から四十三年度九十二万円、これが一件、他の一件は仙台総合都市交通計画委員会から四十一年度二百三十万円、この二件でございます。

○井上(普)委員 大臣ははつきりさせたいとおつしやつておられるし、たちまちの問題として、会計検査院、こういうものが四十七テーマ出ておるわけですね。あなた方は形の上にならわれないとおつしやいますけれども、これの受託をされた主体というものはお持ちじゃありませんか、ほとんどこれは公共事業体でしょう。いまおつしやられた仙台と山形が出てきましたけれども、国土計画協会も出ておるし、東京都の水道局も出ておる、千葉県も出ておる、それから建設省からも杉本研究所に出ておる。荒川水系の汚濁予測とかいうものが出ておるのです。あるいは首都圏整備委員会から首都圏についてというテーマで出ておるのです。そうすると、あなた方は、これはもう四十一、四十二年にやられたものですか、こういう学生の諸君は言つておるし、そうしてまたこれはテーマとして各自自治体の都市計画に発表されたものはないですか。そうすると、会計検査院がこの中でつかんでおられたのは幾つですか。

○石川会計検査院説明員 ただいまお示しの資料を私拝見いたしました。御指摘のように、この中にわれわれが検査の結果発見したものはございせん。ただ、昨年の東京大学の検査におきましては、これは事項は違ひますけれども、件数にいたしまして八十七件、約四千万という金額にとりまして、事実を発見いたしました。是正措置をとるように、こういう照会を発しております。

○井上(普)委員 会計検査院としても、ともかく

いままで怠慢だったと言わざるを得ないと思つたのです。たとえば、こちらの建設省とか首都圏整備委員会が委託しているのです。しかも、決算を拝見いたしますと、委託研究費といつて決算の中に載つておるのがあります。東大の医学部でございまして六千万ある。これは私は経理の上ではつきりすべしと思つたのです。うやむやに済ませておるから、会計法上に疑義があるのではない。もちろんいま、会計検査院のお立場にすれば、なかなか調べがつきにくいということもありましようけれども、しかし、こういうような公の機関が出したものは、少なくとも会計検査院というものはわからなければならぬでしょう。まあ個人が出したのも、企業が出した委託研究にいたしましても、これも十分つかんで、そして私は予算にまで組めるとは申しませんが、決算の上で、どういふように金が入つていつて流れたかという姿だけは国民の前に明らかにすることが、これが学問あるいは大学の学問に對する潔癖さのあらわれでないかと思つたのです。そういう立場と同時に、国の機関においてやられる研究です。当然これは経理ははつきりすべきだと思つたのですが、御所見はどうでございますか。

○石川会計検査院説明員 御指摘の点はまことにとてもでございます。われわれがこの委託研究の検査に当たります態度としては、まさに先生おつしやるような心がまえで臨んでおるわけでございます。ただ、この資料を集めます場合に、われわれも、国の機関あるいは地方公共団体等から出ておりますものにつきましては、できるだけ資料を収集しているわけでございますが、ただいまお話しした個別の事項につきましては、われわれも資料を十分把握していません。しかしながら、繰り返すようでございますが、われわれも先生のおつしやるような気持ちで検査はいたしていくわけでございます。

○井上(普)委員 最後に、文部大臣、たまたまあなたに言つたこの四十七のテーマについて、文部

省として報告を求め、そして明らかにしていただきたいと思うのです。と同時に、私ももう少し勉強していただいて、この委託研究の關係につきまは、後日もう一度質問したいと思いますが、文部大臣の、私がいま要求いたしましたことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○坂田国務大臣 私もきょう初めてこの件を知ったわけでございます。知りませんでした以上は、当該の大学に対して報告を求め、事実を明らかにし、そして先ほど申し上げましたような意味合いにおいてこの会計をきちんとしてもらうという指導、助言をいたしたい、かように思っている次第でございます。

○小林委員 関連。いまの大臣のおっしゃったことは、かつてすでにそういうことがあったということで通達を出してあることを先ほどもお伺いしたわけです。それが多少内容は深まったにしても、さらに通達をして云々というようにすることで終ったものでは、やはりこの問題は解決しないと思う。そこで、問題をもう少し深めて——この問題は、この委員会としても責任ですからね。だから、会計検査のほうでそういうものを、いまのお話しによれば、摘出することがなかなか困難だ、しかし、そういう疑惑、疑問というものはたくさんに上がつておるといふ場合、会計検査として、あなたの方のその職責として、それをどういうふうに処理するかというのをもう少し明白にしてみたいと思います。やっぱりそれは大学自体に追及していくのか、文部省、大臣へ問題を持っていくのか、そこが私は問題だと思ひます。もう少しその点も解明していただきたいと思います。

○石川会計検査院説明員 先ほど申し上げましたように、従来からこの問題について関心を持って検査してまいりましたわけですが、昨年特にこのような研究が予想されます大学を選びまして、相当広範囲に調査をいたしましたわけでございます。その結果、たとえば東大につきましては八十七件というような件数を一応検査したわけでございまして、それらの個々の大学に対しては、それ

ぞれ学長あてに照会を致しまして、是正措置をとっていただくというふうなこともに、さらにこれらを総合いたしました上で、文部省にあてまして、これらの取り扱い基準と申しますか、取り扱い規定の整備と申しますか、そのようなものにつきますし、すみやかに適切な措置をとるよう、かような要請を文書で出しておるわけでございます。

○小林委員 先ほどお話を聞いておれば、一つの問題にしても何十万円とか何百万円とかという額にのぼつていますね。それが表面に出ておるものはわずかである。これは東大だけでも何十件とある。これを全国の大学というものを考えたら、想像すれば、一つ一つの案件が相当大きな額で、しかもそれが数多くの問題にのぼるとすれば、これは非常に重大な問題だと思ふのです。大学の教授の良識も疑わなければならぬけれども、行政面では大きな問題だと思ふのです。そこで会計検査のほうから文部省にそういうことを連絡をした、こういうお話がいまあったのですが、文部当局はいつそれをお聞きになりました。

○安養寺政府委員 文部省には十月初旬に検査の結果の御連絡をいただきました。文部省としても、先ほど検査院からお話もございましたように、何をいっても取り扱い基準というふうなもの、検討が必要であらうということ、さつそく検討に入つておるわけでございますが、その他、当該大学に委託研究受け入れの承認が厳正に行なわれるようにというふうな注意はいたしております。

○小林委員 いま大臣がおっしゃったところでは、私もきょう初めて聞くのだというふうなお話なんです。しかし、会計検査のほうからは嚴重な対策が要望されておるわけですね。さつきからのお話を聞いておられますと、そういう嚴重な通達は受けておられるけれども、いま何かしてあるというふうにはおっしゃったけれども、私たちの印象からすれば何にもしてない。したがって、井上委員が指摘するような問題というのは、大学の運営、大学の管理というものにきわめて影響し、そ

こからよつてくる大学に対するところの信頼感というふうなものにまで及んでおる問題です。事務的には処理がまことに輕率に行なわれておるといふような気がするので。大臣は、いま初めてそういうことをお聞きになったと言ふけれども、私は、そこに会計検査院の問題もあるけれども、文部省当局の責任というものがあつた気がするので。何かその通達を出して云々というふうなことでは私は済まないというのを感じたのはそこなんです。したがって、こういう問題が出ておる、やっぱり責められれば文部省の行政上の責任であると同時に、各大学の教授の個々の問題、それは刑事問題になるかもしれない、そういうものを一片のいまの文部大臣のあいさつでもって、説明で、くさいものにふたをするというふうな形では私はいけなかつたと思ふのです。もう少し文部省自体も責任を感じなければならぬし、こういう問題が出た以上、やはりこの委員会というものはどういふように処理しなければならぬかということを研究討論しなければいかぬと思ふのです。が、まず大臣、そういう経緯からもう少し所見を私はこの際承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 小林さん御指摘のとおり私も同様に考えております。一片の通達だけで、向こうから報告がなければもうしようがないのだ、こういうことでは済まされない問題であつて、ところが、いままでいろいろのそういうふうな事態があるというところは聞いておりました。具体的にきょうお示しになりましたような問題はわれわれのほうの手に入らなかつたわけですね。何回もそういうことを言つても入つてこなかつたのだらうと思ふのであります。しかし、いまこうやつて公刊されておるものまでに発表されておるからには、これについてあなたの方のところはどうでございますかというところは報告を求めるところはできるだらうと思ひますし、さらに向こうからこれに対する報告がくるだらうと思ひます。同時に、それに対してはああいふ通達を出しておるのですけれども、一体どういふような措置をおとり

になつておるのですか、また向こうの立場としての言ひ分もあるかと思ひますから、それも聞こうと思ひます。しかし、いま御指摘になりましたやうな問題については、これは非常に大事なお問題でございまして、どうしてもこれは経理を明らかにし、やはり国の歳入歳出予算を通じて経理が行なわれなければならぬことは申すまでもないこととて、ございませうけれども、この点について具体的な問題をとりあへて、あの東大当局の自覚とそれから今後の処置を強く指導したいと思ひます。同時に、このやうな案件が各大学にあらうかと思ひますから、ただいま会計課長が申しますように細部の取り扱い基準というものをむしろ設けまして、そうしてこれを各大学に示して、その基準に従つてこういう経理をはつきりさせるという徹底した措置をとりたいというふうな考え次第でございます。

○小林委員 大臣のお考え方は私は賛成をいたします。そこで事務担当として局長、そういうものをやはりあなたは手にしたと思ふのですが、そこから考えてくることは、先ほど井上委員も言われましたが、それがアメリカの軍隊のほうから委託研究がされた。これはたいへん問題になつたわけですが、これはそういうことも及んで、大学の信頼というふうなものが非常に疑われてくるようになる。そういう関連した問題をさらに一歩深めれば、一体大学の教授というものはこういうことをしなければ食えないのではないかと、大学の教授の待遇の問題にまで及んでくるわけなんです。そういうふうな方面から局長の見解を承り、そしていままでルーズな、会計検査のほうからそういう通達を受け、基準を設けるというところに、私はその事実を探索して、そして助言と指導という文部省の大学に対する権限というものはそういうところにこまかく及んで、そういう中から大学と文部省との密接な連携というものはあるものですね。一番衝に当たつておられる局長の御意見を私はこの際ぜひ承りたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 事柄はいろいろな見方ができるかと思いますが、委託研究というのが制度としてありますからには、その制度にのっとって行なわれなければならないのを、どういうわけか、手続がめんどうなのか、あるいは教官がそういうことに不案内なためか、そういう手続を省略して実際上おやりになつてしまつてしまつて問題があるわけでありまして、こういうことを根絶するために文部省はどうするかであります、文部省と大学というものの性質上、大学の各局部で行なわれていることを文部省として事前には、その間に問題が起らない限りなかなか知り得ないという性質上の歯がゆさがございまして、そこで、こういう事態があらわれてから問題になつて御注意を承る、こういう結果になるわけでございますので、これはひとつこういう事例を、災いを転じて幸いとなすというか、いままでも適正な経理をやろうに再々注意を發しておつたわけでございますが、この際、こういう事例を中心に具体的によく調査いたしまして、どこに問題点があるかにつきまして、もさらに具体的に把握をいたしまして、指導、助言の形で各大学に注意をして、こういう事例の根絶をはかつていきたい、かように思います。

それから、個々の問題を離れて、こういう問題が起くるのは、待遇とかあるいは研究費の問題というところにも原因があるのではなからうかという御指摘であります、そういうことにつきまして、私どもとして否定する根拠もございまして、けれども、それを直結して考えることも実はほんのちろんこれはいたさなければなりません、研究費の充実もしなければなりません、しかし、そういうものが十分でないからこういう事実上の委託研究に手を出す、これを直結して考えることはどうであらうかと思つてあります、私どもとしては、根本的に待遇の改善なりあるいは研究費の充実、研究環境の改善に努力いたします、そういうことによつて、いろいろ申さなくても大学の運営が適正に行なわれるような状態が理想であり

ますので、そういう理想に近づくように努力をいたしますとともに、繰返しになりますが、具体的な事例については、現時点における法令に従ひまして、適法、適正に行なわれるように指導、助言をしてまいりたい、かように思つております。

○小林委員 いま局長が、問題が起きなければ文部省としては手がつかぬとか、調査ができなとかいふふうなお話があつたんですが、これは言ひのされだと思つておられます。

私は実はあとで井上さんの質問に関連をしてお伺いしようと思つた問題があるんですが、それは例の高圧酸素治療タンクですか、名前を私よく覚えておりませんが、この爆発の問題も、確かに問題があつてから通達をしたわけですね、やはりあれだけの人が死ぬのですから、これは文部省の責任としてそういうことがないようにしなければならぬわけで、問題が起きてからでなければ手がつかぬんで、そんな無責任な考え方はどうもしてはならぬと思うのです、そこで、私はこの問題でもう少し掘り下げて聞きたいのです、ああいう機械を使うとかあるいは薬を使うとかいうことは、これは厚生省で認可をしなければならぬわけでしょう、あの高圧タンクは認可されているのですか、されていらないのですか、局長にお伺いいたします。

○村山(松)政府委員 大学における諸設備あるいは機械の設備等々につきまして、それがそれぞれは機械の権限のあるところ、検査をすることは、取り締まりの権限のあるところ、で検査をすることになつております、文部省でそのような検査をいたす場合はまずありません、ではなからうかと思ひます、具体的に承知しておりませんが、たとえば火災予防の点につきましては消防庁であります、医療機器につきましては厚生省あるいはその委任を受けた都道府県知事でございます。

お尋ねの高圧酸素装置に關しましては、先ほども御説明申し上げましたが、内室と外室と二つの部分に分かれております、内室の部分につきましては、これは別途購入したものでありまして、全

体のタンクにつきましては川崎重工で製作いたしております、これは開発研究でございますので、従来きまつた経費をやや変更しておる関係で、最終的に現に使用しているものについて検査を受けたといふことはございません、なお、高圧酸素治療装置に關しましては、現在のところこの規格あるいは使用について直接規制する方法はないようでありまして、目下厚生省において検討中のようでございます。

○小林委員 そうすると、印象からすれば、東大の治療タンクというのは一つの開発研究として、あれは試験台で、治療を受ける人も試験台にされる、それを治療するお医者さんも試験台になる、こういうところだと考えてもいいわけですか、そういうふうな文部省は考へておられるわけですか。

○村山(松)政府委員 これはもちろん患者を治療するものでありますから、試験台であり全くその安定した、安全性の確保されない装置とすることはなないと思ひますが、大学で行なつております治療につきましては、若干研究的な要素も加味される点がございます、それにつきましては、関係者の細心の注意のもとに安全を確保しながらやつておるわけでございますが、それにもかかわらず、そんなでつてのようなああいうような事故が起りましたことは、これはまことに遺憾でありまして、その原因等につきましては目下慎重に検討しております、これが将来にわたつて事故を再発することのないように十分注意し、戒心をしてやつていくことと思ひます。

○小林委員 私は文部省というのは、さっきの會計問題では會計検査院、だけれども直接責任というのには文部省にあると思うのです、大学の学長だとかあるいはその当事者だとかということも文部省にあると思うのです、いまの問題は、多少研究的なところがあるというの、治療の面です、研究、それは病気をなおすということにつ

いては、これは絶対にもう間違いないのだという、そういう前提がなければそういう機械を使わせるといふことは、文部省は相当考慮しなければならぬと思つたのです、多少研究的といふのは死んでもかまわない研究的ですか、それともただ病気をなおすという点の研究ですか、もう一ぺん局長答えてください。

○村山(松)政府委員 医学の進歩に対応いたしまして、より新しい治療を行なうにつきては、治療の方法にいたしまして、また薬剤にいたしまして、あるいは治療に使う機械装置等につきまして、やはりよく改良が必要なのであります、そういうことに当たりますのはやはり大学病院でございますので、若干の研究をやつておるのが実態でございます、ただ、それが研究のためのものであれば、安全を無視してやつてもいいというふうなことは決してないわけでありまして、十分安全のことを考へながらやつておるものと思つております、それにもかかわらず事故が起きた、事故が起きた時点でさらに慎重にその原因等を解明いたしまして、その再発の絶無を期するといふのが現在の実情でございます。

○小林委員 私はきょう実はそこを問題にしようと思つたのです、私はしろうとです、ここには本職がおりますから、あとで究明してもらひますが、大学で使う機械あるいは薬品は、薬品なんかにも多少試験的なところがあるなんていつたら、私は、文部大臣はこれは腹切らなければならぬと思つたのです、あの死んだ四人の人に、そういう機械を試験的な考へが多少でもあつて使つたなんというところになつたら、あの四人の人の一切の責任は大臣が負うべきだと思つた、少なくとも大学病院で使う機械あるいは薬品なんてものは、これは厚生省が責任をもつて、よろしい、さっきあなたは、まだ試験的なもので、まだそれを認定する基準がないとか云々と云ひましたが、そんなものを使つておつたら、文部省が、それを使つちや相ならぬと言ふ責任が私にあると思つたのです、この点は私は専門的でないから、専門家に關

ては、これは川崎重工で製作いたしております、これは開発研究でございますので、従来きまつた経費をやや変更しておる関係で、最終的に現に使用しているものについて検査を受けたといふことはございません、なお、高圧酸素治療装置に關しましては、現在のところこの規格あるいは使用について直接規制する方法はないようでありまして、目下厚生省において検討中のようでございます。

○小林委員 そうすると、印象からすれば、東大の治療タンクというのは一つの開発研究として、あれは試験台で、治療を受ける人も試験台にされる、それを治療するお医者さんも試験台になる、こういうところだと考えてもいいわけですか、そういうふうな文部省は考へておられるわけですか。

○村山(松)政府委員 これはもちろん患者を治療するものでありますから、試験台であり全くその安定した、安全性の確保されない装置とすることはなないと思ひますが、大学で行なつております治療につきましては、若干研究的な要素も加味される点がございます、それにつきましては、関係者の細心の注意のもとに安全を確保しながらやつておるわけでございますが、それにもかかわらず、そんなでつてのようなああいうような事故が起りましたことは、これはまことに遺憾でありまして、その原因等につきましては目下慎重に検討しております、これが将来にわたつて事故を再発することのないように十分注意し、戒心をしてやつていくことと思ひます。

○小林委員 私は文部省というのは、さっきの會計問題では會計検査院、だけれども直接責任というのには文部省にあると思うのです、大学の学長だとかあるいはその当事者だとかということも文部省にあると思うのです、いまの問題は、多少研究的なところがあるというの、治療の面です、研究、それは病気をなおすということにつ

いては、これは絶対にもう間違いないのだという、そういう前提がなければそういう機械を使わせるといふことは、文部省は相当考慮しなければならぬと思つたのです、多少研究的といふのは死んでもかまわない研究的ですか、それともただ病気をなおすという点の研究ですか、もう一ぺん局長答えてください。

○村山(松)政府委員 医学の進歩に対応いたしまして、より新しい治療を行なうにつきては、治療の方法にいたしまして、また薬剤にいたしまして、あるいは治療に使う機械装置等につきまして、やはりよく改良が必要なのであります、そういうことに当たりますのはやはり大学病院でございますので、若干の研究をやつておるのが実態でございます、ただ、それが研究のためのものであれば、安全を無視してやつてもいいというふうなことは決してないわけでありまして、十分安全のことを考へながらやつておるものと思つております、それにもかかわらず事故が起きた、事故が起きた時点でさらに慎重にその原因等を解明いたしまして、その再発の絶無を期するといふのが現在の実情でございます。

○小林委員 私はきょう実はそこを問題にしようと思つたのです、私はしろうとです、ここには本職がおりますから、あとで究明してもらひますが、大学で使う機械あるいは薬品は、薬品なんかにも多少試験的なところがあるなんていつたら、私は、文部大臣はこれは腹切らなければならぬと思つたのです、あの死んだ四人の人に、そういう機械を試験的な考へが多少でもあつて使つたなんというところになつたら、あの四人の人の一切の責任は大臣が負うべきだと思つた、少なくとも大学病院で使う機械あるいは薬品なんてものは、これは厚生省が責任をもつて、よろしい、さっきあなたは、まだ試験的なもので、まだそれを認定する基準がないとか云々と云ひましたが、そんなものを使つておつたら、文部省が、それを使つちや相ならぬと言ふ責任が私にあると思つたのです、この点は私は専門的でないから、専門家に關

いてもありますが、ことによつては、私はきょうこの問題というのは、単なる文部省の、文教委員会の問題でなくて、国会の問題にしなければならぬと思うのです。

そこで、さつき井上さんが質問をした中で、大学のこの爆発の問題について、責任を大学が究明しております、調査しております、こういうふうにあなたはおっしゃっていますね。その原因を究明することによって調査しているならいいですが、責任なんてものは、大学自体で考えるべきものじゃないと思うのです。一体その機械というのは厚生省の認可が出ているのか。試験的なものであるなんていふたら、これはもう私は文部省の大きな問題だと思ふのです。あなたの説明からすれば、責任はいま大学自体で究明してやる。責任じゃない、そういうものが起きた原因はどこにあるかというのを究明する方がいいです。責任は大学自体にあるというふうな考えを文部省が持つておるとするならば、私は大問題だと思ふ。厚生省にあるか、文部省にあるかというところまでいかなければならぬ問題だと私は思ふのです。どうお考えになっていきますか。

○村山(松)政府委員 事故の原因なり責任なり、これはいろいろな面から追及する必要があるかと思ひます。まずこれは死亡事故でありますので、その間の刑事責任等につきましては、警察あるいは検察庁といったようなところで究明が行なわれると思ひます。それから、これは機械を使つて医師が操作しておる間の事故でありますから、一体その原因が機械の故障、異常にあるのか、あるいは操作の誤りにあるのか、そういうことが直ちに考えられるわけでありまして、そういうことになりまして、専門的なことになりまして、そこら辺のところは大学が委員会を設けて検討いたしております。最終的な責任がどこにあるかというところになります。これは国の機関において起こつた事故でありますので、国にある。その国と申しまして、国立大学の病院でありますから、それを所管しておる文部省にある。こう

いうことにならうかと思ひます。

○小林委員 そんなしほりにして、最後にくるのは文部省かもしれぬというふうな考えでこの問題を見ていいかどうか。一体その機械というのは文部省が許可して使つたものであるかどうか、この点を取り上げて考えれば、そういうふうな順に積み重ねてきて、そして最後に文部省になるかもしれぬというふうな考えでなくて、文部省がこの問題をまず先に取り上げなければいかぬと私は思ふのですが、その点は取り上げていいのですか。

○村山(松)政府委員 高圧酸素タンクの設置につきましては、文部省は許可も、また不許可もいたしております。

○小林委員 おらないのですか。許可もしておらず、また、これをしてはいけないということも言っていない。そうしたらどこにどういふ責任があるのですか。やはりそういう仕事をさせておく文部省というものは私は責任があると思ひますね。許可も受けない、そういう状態でもつてそれを使用したとすれば、大学側もいけないけれども、そういうことをさして置く、黙つて見ておつた文部省というものは責任があると思ひます。

私はまとめて結論を申し上げますが、いまの会計の問題にしても、そしていまのタンクの爆発の問題にしても、何となく文部省というものは文部省というからにもつておつて、ほんとうに生きた教育行政をやつておらないということをいわれてもしかたがないと思ふのです。私は関連ですから、いよいよこれから本職に質問をしてもらいます。

○大坪委員長 関連して唐橋君。

○唐橋委員 私は、あとで時間をいただいて質問する予定になっておりますので、関連して、いろいろ議論は申しませんが、資料を要求する形で一つだけ御質問を申し上げて、その資料を出していただくかどうか。

一つは、研究費の問題については、御承知のように剣木文部大臣のときにアメリカの軍事費が問題になりまして、文部省もわからなかったという

ことで、わからない経緯はどういうような形であつたからわからないのかということが議論されました。議論されましたときに、いまの委託費の問題は当然出まして、今後このようなことのないようにということがあのときの委員会ではつきりされていくわけです。このことはどんなふうにかえらるのですか。まずこれは質問です。はつきりしていただいましょう、大学の研究費を使う場合は今後どうしようということとはつきりしていただいましょう。

○村山(松)政府委員 外国から、あるいは外国の軍隊も含めまして、外部からの資金導入が安易に正規の会計経理のルートをとらないで行なわれておるといふ御指摘がございましたので、これを是正するために、あるいは受託研究でありますとか、それから奨学のための寄付金受け入れでありますとか、そういう制度と申しますか、仕組みを考え、必要な予算措置を講じ、また外部、必ずしも適当でない受け入れ先にはたらないで済むように、科学研究費その他の研究費の財源を拡充するといった方策を進めてまいつておるわけでありまして、それ以後だんだん是正されておると思ひますが、委託研究につきまして、先ほど御指摘のような事例があらわれていることはまことに遺憾でございますので、さらに留意いたしたいと思ひます。また、科学研究費の拡充につきましてはいろいろ努力をいたしております。全般的に財政硬直等のこともありまして、文部省で努力しておるにもかかわらず、思うにまかせない点がございまして、これも先ほど御説明いたしましたように、四十四年度予算におきましては、ほかの費目がせいぜい一〇%内外の伸びの中で、科学研究費につきましては二〇%の増額を見ております。一挙に明快にというわけになかなかまいらぬのが残念であります。だんだん是正して改善につとめておることを御了承願ひたいと思ひます。

○唐橋委員 したがって、私はあのアメリカの軍事費の使用ということで、あのときいろいろ議論された結果、文部省は具体的にどのような指導を

されたのか。といひますのは、このような指示をいたしました、あるいはこのような通達を出しました、こういうようなそれ以来のいろいろの指示された事項、そういうものについて、私はこれはあとで触れますので、具体的に資料として出していただきたい。いま井上委員から出されましたのはそれ以後のもので、ずいぶんありますから、去年と一昨年の事項があつておりますから。そうしますと、私はその指示なりあるいは指令なりが徹底してないという疑惑が出ましたので、文部省からいただいた資料で検討したいと思ひます。

さらに、そのことは会計検査院も受けて、そのような考えで、あれだけ国会で大きな問題になつたんですから、当然その後の会計検査の場合にも、いまのような考え方の上に立つて具体的にやはりその前後、いわゆるアメリカの軍事費が問題になつた以降、こういう点についてはこう改めた、こういう具体的な事項がありましたら、これもあとで資料として出していただきたい。そうではないとするならば、私は非常に疑惑を持つのです。ここで答弁さえ終われば、いま国立学校のほうをきょうは質疑しているわけですね。答弁さえ終われば、努力しますの一片で、今度そのあとは何ら改善されていらないとするならば、私はたいへんな問題で、いわば国会の議論、権威にも関係すると思ひますので、この辺は政府一体の一つの考え方の中で、会計検査院があの議論を受けてあと、どのような考え方で会計検査に当たつたか、そうしてこういう点についてこういたしましたという一つの資料がありましたら、提出していただきたい。

○坂田国務大臣 ただいま唐橋先生おっしゃいました資料は、整えまして御報告を申し上げます。思ひます。

○石川会計検査院説明員 資料として提出いたします。

○井上(普)委員 私は、ただいま関連質問を承つておりまして、局長の御発言に実は重大なる誤りがあると思ふのです。大学病院の中において研究

のために治療をすることもあり得るというお話があった。これはゆゆしき事柄なんです。と申しますのは、医者が治療をする場合、診療に当たるときは、まず人間の、人体の尊厳というところに目ざめて、人間の尊重、生命尊重ということが中心になつてものごとは、あらゆる治療は行なわれなければならないのです。そうしてその上に立つて、自分自身の最高の医学知識というものを治療に及ぼさなければならぬ。その間に性別により、あるいは思想により、あるいは人種等々の差別があつてはならないのです。経済的な理由によつても差別すべきじゃないのです。これが医者のモラルなのであります。ところが、いまのお話によると、大学病院の中には、そういう研究のためであれば、人命に対する尊厳を、あるいは尊重ということも研究組上にのせていいという考え方があつるとするならば、これはゆゆしき事柄であると思ふのです。あくまでも生命というものの尊厳を考えながら医者というのはやっていかなければならぬのです。この点、人体を研究の具にするというのは絶対に避けなければならぬ、これが医学の常識なんです。これが医者のモラルというものです。倫理というものです。それをあなたの方のお話によると、研究することが……(発言する者あり) そういうようなお考え方があつて、千葉のチフス事件のようなことが起こるのです。われわれはあくまでも生命の尊厳というものを中心にしてものごとを考えなければならぬ、治療をやらないければいけないのです。学術局長のような考え方がもし指導、助言する機関の文部省にあるとするならば、大学の病院、大学における治療というのは大きくゆがめられると思うのですが、御所見を伺いたいと思います。

○坂田国務大臣 人命の尊重ということをやはり考へて、細心の注意を払つて医者は治療に当たるときであるというところは、井上さんのお説のとおりだと思ひます。したがって、あれに携はりました医者といつても、この高圧酸素というものを絶対に信頼をしてこれに当たつたものだから、

と私は確信をいたしておるわけでございます。しかし、それが確信しておつたにもかかわらず、あつたやうな事故があつたということについて、これはやはりその原因を究明しなければならぬ。その責任はやはりわれわれも負わなければならぬ。今後こういうやうなことが絶対にないようにという意味で、全国医にもこの通達を申し上げたわけでございます。

もちろん、あつたやうな高圧酸素を使ひますという自体、それ自体も実を申しますと、普通の治療ではどうしてもこの人の生命を維持することができないという強い意欲から、こういうやうな高圧酸素を使つておるのだらうと思ひますし、御承知のように一酸化炭素等によりましてまことに死亡せんとする人が、少し様式は違ひましても使つておるわけでありますが、それによつて普通ならばもう死んでしまふやうな方が死なないうで済む、あるいはまた治療もうまくいく、スムーズにいくということ、あつたやうな大学におきまして、あるいは病院等においても、これが使われおると思ふのであります。しかし、いやしくも人命を預かる医者といつても、最大限の注意を払つて行なうべきものだといふふうに考へるわけでございます。

○井上(普)委員 私が申しますのは、大学病院内においては患者を研究の対象にしてはいかぬといふことです。これは絶対にあり得ないことなんです。医のモラルからいいますと、これはあつてはならない事柄です。局長のお話によれば、それはやつてもかまわぬがごとき指導、助言をする、大学学術局長が言うから、これは重大な問題になる。あくまでも、先ほども申しましたやうに、医学の倫理からいって人間を相手にして、人間の生命といふものを対象にするのが医学でございまして、あくまでも生命の尊厳ということを中心に置いて、そして診療に当たらなければならぬ。これが研究の具に供せられるといふことになつたら、たまつたもんじゃありません。局長の言は、

ひとつその点……。

○坂田国務大臣 研究というものの概念がやはり非常に問題かと思ふのです。

「冗談じゃない」と呼び、その他発言する者あり。

○大坪委員長 静肅に願ひます。

○坂田国務大臣 たとえば北大で心臓移植の問題がありました。これだつて、できるならば心臓移植することによつて生命をどれだけの長くもたせよう、あるいはまたそれ以上に、そういう手術をすることによつて普通の健康体に返さうという烈々たる医者の願ひ、しかも生命を尊重するといふやうなモラルのもとに、そして家族、本人等のもつて、単に治療だけだともいえないやうなものを、世界におきましてこの心臓移植といふものが、今日話題になつておるわけでございまして、やはり世界の医者が競つてそれをやっておりますのは、それ自体がやはり研究といふことになるんじゃないやうな感じがすると思ひます。これはしるうと論かもしれませんけれども、そういうやうな感じがしてならないのでございまして。

○井上(普)委員 大臣、研究といふのは新しい独創的なものがなければいかぬと思ふのです。あなただけで申しましう。南アフリカで初めて心臓手術が行なわれた際に、新しい独創的なものは何かといふましたならば、死の判定を脳波でするといふだけの判断です。あとのことは全部解決済みなことなんです、専門的になると。そこで問題になるのは、一体脳波によつて死の判定ができるかどうか、この点については、もう臓器移植のほうで学者、先生方が一生懸命勉強されておられます。言ひませんでいいけれども、実例としては、脳波が一時停止してもまだ生き返ることがあるんだというデータも出ています。心臓移植などというものは、いまの医療技術をもってすれば日本の大学病院であればどこでもできますよ。それくらいのも

のなんです。だから研究として新しいオリジナルなものは脳波によつて死の判定をするといふところだけなんです。それで、あの手術に對しましては私は私なりの見解を持っておりますが、とにかく私はあれは研究じゃないと思ふのです。そういうやうな観点からいたしますと、そこで大学における治療は国民に及ぼす影響が大きいことから、あくまでも医者が人命の尊厳ということに目ざめた上で診療をやるべきだといふことを強調したいと思ひます。でなければ、患者を研究の具にしてはならない。この点はひとつはつきりさせていたしたいと思います。

○村山(松)政府委員 私は、大学病院で研究を行なう場合にも、人命の尊重、人体の尊厳ということとを第一義としてやるべきであるといふ意味で申し上げたつもりでありまして、研究のために人体を実験に供してよろしいといふやうなことを申したつもりはございません。

○井上(普)委員 これは私、一般の大学のことでやろうと思つておりましたけれども、たまたま研究のために、大学が多少研究の意味合いを持った治療をやつてよろしいがごとき局長の御発言があつたやうに私は承る。その点はひとつ取り消していただきますと思ひます。

○大坪委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○大坪委員長 速記を始めてください。

○井上(普)委員 ちょっと横道にそれましたが、ただいま明らかになつたところによりますと、会計検査院にもお聞きいただきましたと思ふのですが、受託研究といふことを私が出したのは、たまたま東大のあの膨大な機構の中のか何か工学部の中の一学科にしかすぎない都市工学科といふ一つのことから起こつたのがすでに四十七件ある。大臣、あなたは大学問題では国会議員が一番よく勉強しておられる方だといふことで週刊誌にも書かれておつたのですが、あなたは東大のパンフをお読みになりましたか、どうでございまして。去年の四月九日にこのパンフレットを出しておるのですよ。

会計検査院も去年の十月にやられたといいますが、去年の四月の九日に出したパンフです。こういうパンフレットは文部省なり会計検査院は読んでもおられなければならないのです。私は昨年一月からの紛争をずっと見てきました。大体パンフレットは目を通しました。大臣は国会議員で一番よく大学紛争を勉強しておると週刊誌に出ておりますが、それでは東大のパンフはぜひとも読んでいただきたい。問題の所在がはっきりするのです。それは講座制とか、こういうような問題がある。それの爆発にすぎないのです。そこらあたりはひとつお願いしたい。それと同時に、大きい山の中のひとつのところにあります。会計検査院は四十七件全然お気づきになっていない。また文部省は二つしか知っていない。文部省はグバ棒ばかり見て内部のことをお考えになっていないのじゃないか。問題の所在を取り違えているのじゃないかと私は思うのでございますが、どうでございませうか。

○坂田国務大臣 御指摘のパンフレットは私は読んでおられないわけではございますけれども、しかし、その問題の所在はここにあるというようになるとくらいいはわかっているつもりでございませう。しかも都市工学というのが御承知のように最近非常に目ざましい速度で発達した学問でございませう。そこに集中的に件数があらわれてきたといふことも、社会の変化がそこにあられてきたといふことも、大学のこういうようなものに対する受けとめ方という点に對して、私はもう少し社会の要請や社会の動きなり、あるいはまた大学としての社会的責任や文部省に対する連絡、あるいは文部省と一緒にこういう問題を考えようというような姿勢というものも、従来欠けておった。学部自治の名のもとに、学部のことであるならば、何でも自分たちがかってにやっていると、批判は許さない。批判をいたしますと、それは大学自治に対する干渉である、こういうようなものと考え方がやはり改められなければならない。もちろん、学問の研究

と、それに伴うそれを遂行するための手段としての大学自治は、われわれが尊重しなければならぬことは申すまでもないことではございませうけれども、いまの大学はむしろ学部自治におきいておいて、全学的意思の決定ができません。そしてまた、その学部自治の弊害がまことに学部エゴイズムあるいは自分の教授のいすを守るためにきゅうきゅうとしておるといふような面もないわけではございません。こういうようなことに對して、やはり大学の先生方というものも国民の声を傾け、すなおに謙虚に反省すべきところは反省していただかなければならぬのじゃないだろうか。そうしなければこういうような問題が起きてくるというふうに私は思うのです。したがって、私たちが指導、助言をいたします場合においても、やはりこのような点についてはどうしとやうに、改めべきものは改めさせるといふことではないと、これはほんとうに困ったことになってしまふというふうに思います。しかも、その原因が御指摘のとおりにはやはり大学紛争の一つの問題点であるといふことも私はいえると思っております。この点については、先ほど来申し上げておきますように、この際一片の通達というところで満足するのではなくて、その具体的な基準をどういふふうにするか、めつたらいかにというふうなことをお互いに話し合つてみようというふうな強い気持ちでおるわけではございませうから、御了承を賜りたいというふうに思います。

○井上(普)委員 大臣のお考え方は、私はある程度わかります。しかしあなたも、大学の自治は学部自治におきいておる、これもそのとおりです。しかし学部自治、これも身動きならぬのは講座制、びしっと縦の階級制の線をいいておるに、今度の紛争の大きい原因があるのです。あなたもそこまでは——学部自治まではあなたは批判されるが、その下のところを握り下げることを怠つておると思うのです。むしろ私は下のほうで、講座制度あるいは学科制度の中における矛盾

というものをあなたはお気づきになってもお調べになっていただく、むしろここが戦いの原点でございませう。これは大学一般でまた次の機会に質問してみたいと思つていたところではございませう。たまたまそういうような問題になりましたので申し上げたのでございませうが、会計検査院の局長さん——ひとつこの点委託研究、これは非常に学者の良心というか潔癖さというものを失なわせる一つの原因でもあります。そしてまた、先ほど申ししたのでありますが、受託研究というものが都市工学の場合なんかは博士課程の二年生、この連中が全部つくつておるのです。この資料、パンフレットによりますと、それが実は流されて、どういう金が入ってくるか教室員は全然知らないというふうなところにも不満がある。これが一つです。

もう一つは、研究という名のみで、相手は金を出すものですから、その研究の範囲というものがしわ寄せられる、ほんとうの研究がでない、ワクの中にはめられておるといふこと、それから教授がこれをやれといつたらこれをはねつけることができないシステム、こういうところに受託研究の問題と経理の問題、こういうのがうっせきいたしておるのが大学の姿だと私は思うのです。そういうような点は、会計検査院は会計検査院としての独自の考え方で、ひとつせいで紛争のあつたところのパンフレットはお読みになって、受託研究といふことについては目を光らしていただく、そして少なくとも経理面は明らかにしていくことが、私は日本の学問の振興のためにもあらうと思ふ。また、学者の良心を呼び起こすゆゑんでもある。こう思ひますので、この点ひとつお願いしたいと思ひます。

続いては、大阪の外国語大学に大学院をつくられるようではございませうが、これは何と何とつくれるのでございませうか。

○村山(松)政府委員 大阪外国語大学の大学院は、外国語研究科という一つの研究科からなっております。研究科の中に各語学が専攻として分かれておりまして、中国語、南アジア語、西アジア

語、英語、ドイツ語、フランス語、イスパニア語、イタリア語、ロシア語が専攻でありまして、入学定員としては合わせて七十人予定しております。

○井上(普)委員 それは修士課程ですか、博士課程ですか。

○村山(松)政府委員 修士課程のみでございませう。

○井上(普)委員 大学院の設置基準というのを拝見しますと、非常におもしろいんですね。私も自然科学に少し頭を突っ込んだ者でございませうけれども、これを見てみますと、「大学院の目的」は「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」文化の深奥をどうやって教授するのであるか。大臣、どうです。そして、教える人がいまい体日本におるか。研究することはできるけれども、これは教えることができませんか、どうです。

○坂田国務大臣 この「その深奥を究めて」という「その」は、やはり学術だと思ひますが、その真理追求というもののについてそれをきわめ、深めていくといふことは研究活動として当然のことではないかといふふうに私は思うのでございませう。また同時に、そのきわめしむ事柄について教授をするといふこと。そしてまた学生との間において、特に大学院の課程においては、研究をいたしますと同時に、教授をしておる教授自身が大学院生から教えられるといふようなことも幾多あるかと思ふのでございませう。そういう意味かと思ふのです。そういうことが研究だと思ふのです。

○井上(普)委員 それはそれにしまして、「大学院の構成」の三番目の項ですが、「博士課程は、独創的研究によつて、従来の学術水準に新しい知見を加へる。新しい独創的研究が五年やそこらでできるかといふことです。実際問題としてオリジナリテイのあるものが——私は人に言うのだけれども、ノミにはきんたまがあるといふのはこれは新しい研究知見かもしれませんが、独創的な研究を教授し、しかも単位を五十単位とつた上で「独

創的研究に基づく学位論文、これはまさにナンセンスに近いようなことを書いてあるじやありませんか。

○坂田国務大臣 やはり一応努力目標と申しますか、そういうものを定めたわけでございまして、さらに私は、若い人で自然科学の分野においてノーベル賞をもらうような人は、四十、五十ではなくて、むしろ三十代の間においてできる、そういう創造的な分野というものはやはりあり得るのじやないかというふうに思っております。

○井上(普)委員 大臣、これはずっとお説みになりましたか。大学院設置基準というのは、これは頭の老化現象を来した人が書いたような基準ですよ。大学設置審議会というのとはどんなメンバーがなっているのですか。

○村山(松)政府委員 大学設置審議会は、大学基準協会という、これは民間団体でございますが、大体大学の学長、教授の集まりと考えてよろしいわけでありまして、これから約半数、その他他公私立の大学の代表、それに学識経験者を加えまして、定数四十五名からなっております。文部大臣の諮問機関でございます。

○井上(普)委員 私はこれを見まして、この大学院設置基準というのを拝見いたしました。昔の明治の生まれの方が書いたような文章だなという感を深くしたのです。これは民間の大学基準協会というのがある、それから半数と、学識経験者が半数でございますか。

実は文部大臣、こういうことがあったのです。徳島大学は兄玉さんといまして、これは世界的な生化学者が学長をやっております。それで栄養学というのをつくりまして、その教授に実は三十二、三の若い優秀な方と思ひますが、国際基督教大学を出てカリフォルニア大学を出て、そしてフィリピンに学会から派遣せられるような方だった。そうしますと、ここに大学院をつくらうというときにひっかかりました。というのは既に成の栄養学の人じやない、新しい分野だ、そんなのはこれが栄養学の教授として大学院を指

導することはできぬというようにことが実はあります。あまり醜い。審議会四十五人というのは平均年齢幾つです。

○村山(松)政府委員 平均年齢はつまびらかにいたしてありませんが、大体大学の学長クラスが多うございまして、あまり若くはないと思ひます。

それから先ほども申し上げました、大学設置審議会というのとは昭和四十年に關係の審議会を三つ統合いたしました。現在では、この大学院の設置基準をつくりました当時の大学設置審議会に当たる部分は、四十年以後の新しい大学設置審議会の中の大学設置分科会という一つの分科会になっております。その委員の構成につきましては、基準協会というのとは事実上踏襲してありますが、政令の上では大学の職員三十五人、学識経験者五人、關係行政機關の職員五人、計四十五人という構成になっております。

○井上(普)委員 それはひとつ名簿を出していただきたいと思うのです。といひますのは、お話聞いてみますと、大学の学長クラスといひますと、これは文化財のような方々ですね。まあ中教審も文化財みたいな人ばかりがおりますけれども、江田さんじやないですが、それよりまだこれは古そうですな。

それで先ほどもお話があったのですが、大阪大学で人間科学科というのをつくらうとしたときに、これはおかしいというので、この大学基準協会から、名前をかえられたそうですね。しかし人間工学といふことはもう世界に一つの新しい学問分野の中に入っておりますから、そういうことが認められぬような古い頭の方々は御遠慮願つたほうがいいじやないですか、大臣どうです。

○坂田国務大臣 やはりこれから新しい大学をつくっていく場合、やはりある程度の若い人々を入れるということとは考えなければならぬ。課題じやないかというふうに思ひます。大阪の人間科学、社会学部といひますけれども、実際は人間科学、私はやはりこれは新しい学部でせひやら

なければならぬ問題だと考えまして、今度もこれの創設準備費というものを予算に計上いたして準備を進めておるわけでございます。

○井上(普)委員 人間科学という学科が社会学部に直されたのでしよう。そうでしょう。そこあたりまで、ともかく坂田さん、あなたならわかるのだけれども、専門家がわからないのです。動脈硬化を起し、脳細胞硬化症を起しておる連中にこういうようなことをやらしておつたのでは、日本の學術水準というのとは落ちますよ。それで、片一方どうかといひますと、裁縫学校に毛のはえたようなものを短大に認め、また四年制大学に認めていっている。私立の場合、そういうようなのがたくさんあります。こころはひとつもう少し新しい感覚をもつてこれに対処していただきたいと思ひます。もう私はあまり質問いたすつもりありませんけれども、ともかく大臣も盛んにおつしやられた世界進歩のスピードというものは非常に速いのですから、これに対応できるような頭の持ち主をひとつ審議会の委員になさるようにならば、お願いしたいと思ひます。私は、この点大臣の御所見を承りまして、質問を終わりたいと思ひます。

○坂田国務大臣 きようずっと長く井上さんの御質問を聞いておりました。私と相通ずるところが非常に多かったと思ひます。貴重な御意見だと思ひます。十分それを行政の中に生かしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○大坪委員長 井上君に申し上げます。厚生省の医務局の総務課長が見えましてから、先ほどの点を総務課長にお尋ねください。

○井上(普)委員 先ほど医の、医者としての倫理観が問題になったのです。特に大学病院において患者を研究の対象にしていいかどうかということの問題になりました。私は医のモラルからいって絶対やるべきじやない、そういうものをやっておる病院があるとすれば、それは間違つたモラルのもとに行なわれておる。特に医学教育において医の倫理というのを教えるところがないのです。

ね、大臣。私は医局の中において幸い恵まれた教授に頭からたたき込まれたから、この点は私ら持っておりますけれども、教授におかしのいのおれば、ずっと下まで縦の系列にずばっと入れば、網を張つたようになりますから、人命の尊厳というのに対しての認識が非常に薄くなつて、疾病というものを中心にものごとを見がちになるのです。それで、大学病院の中において、あなたは研究の治療があつていいと思ひますか、悪いと思ひますか、どうですか。

○上村説明員 なかなかむずかしい御質問でございますが、一定の限度であり得ると思ひます。一定の限度と申しますのは、動物実験等で安全性の確認をされて、大学病院でございまして、研究的な機能も持つておるわけでございまして、いま申し上げましたように、動物実験等で安全性が確認された上で、そうしてその治療にそれを用ひられるというのことはあり得ることであるというふうに考えます。

○井上(普)委員 そこで問題になりますのは、あくまでもこの治療に当たつておる自己が持つ、医者が持つ最高の医学知識を患者の治療に施す。その間に差別があつてはならないし、経済的な差別もあつてはならないと思ひます。あなたの言つておるうちに、安全性が十分に確かめられたというならば、これはもはや何と申しますか、それは治療効果というものは十分出ておるのでございます。確認されたわけでございまして、研究という名に値しないと思ひますが、どうでございますか。

○上村説明員 研究ということばの使い方に、かかつてまいらうと思ひますが、医療といふのは人に対して施されるものでございまして、動物実験で安全性が確認された後等の場合において、人体に対して治療効果がどの程度あるかということ医療をしながら調べるということ、は、やはり一つの研究の分野に属しないものではないというふうに考えますが……。

○井上(普)委員 それはあなた昔のなにかの時代か

ら、種痘からずっとそういう歴史を繰り返してきながら、実はいまだ医学というものは進歩してきていないのです。そういう面を私は頭からネグレクトするわけじゃありませんけれども、少なくとも大学病院においての治療というものは、これは研究的要素、患者を研究の具に供してはならない。あくまでも医者というものは確信を持って、これは治療ができる、なおすことができるのだという確信がなければ治療を施してはならない、こう思うのです。それには自分の能力を最高度に発揮して、確実にできるという一〇〇%の自信がなければならぬ。それからかぬと思うのですが、どうですか。大学病院でもそのとおりだと思ふのですがどうですか。

○上村説明員 治療をしようとする医師が、自分の持つておる知識なり経験なり技能というものを残らずに發揮して治療に当たるのが、これは医師の当然のつとめではないかと思ふます。一〇〇%安全であるということが確認されて初めてその治療を行なうべきであるかどうかという問題でございしますが、これは本件に限って申し上げるつもりじゃございせんけれども、やはり一般論として、その患者の症状なり転帰の見込み、それから治療の危険性というものは、ある種の医療行為の場合には、医師の自分の持つておる知識なり経験なり技能の限度で判断しながら行なわれることも、これはまたあることじゃないか、このように思いますが、一〇〇%安全性が確保されてやるのが、いま申し上げましたように医師の当然の倫理でございませうけれども、患者の症状、転帰とのからみでそうでない場合もあり得ると思ひます。

○井上(普)委員 その点については私は同感です。しかし、その場合にはあくまでも何と申しますか危急存亡のときですな。たとえば血液型の同一のA、B、Cという三人の患者があるとしますれば、アメリカ的近代主義からいへば、三人のうち一人はもう死ぬのはわかり切つておる。しかし、この血液を、Cなる人の血液をA、Bに入れたならば二人は助かる。その場合にはCの血を抜いてA、Bに入れたらいいというのが、これは合理的な考え方になるかもしれません。しかし、それは医学的には絶対やってはいけないことなんです。そういうのが私には医の倫理だと思ふのです。それで研究ということについては、そういうように自分の能力を最高度に發揮することができるといふ確信のもとに治療を施さなければならぬと思ふのです。どうでありますか。

○上村説明員 それはお話しのとおりだと思ひます。

○大坪委員長 関連して小林信一君。

○小林委員 いまここで問題になつてゐるのは、たまたま東大の病院の中で使ひました高圧酸素の治療タンク、あれが爆発した問題から起きているわけですが、医者はもちろん何とかして治療しようという誠意と、そうして自分の持つておる知識を傾注した高度の治療であつて、その点われわれは少しも責めることはないと思ふのです。問題は、あの使つた機械と云ふものは、文部省に聞きますと、文部省はこれを許可してなければ反対もしてないのだ、こういう答弁だつたわけですが、いまの井上さんとのお話し合ひからしても、使う機械、薬剤、こういうものは、私は一定の法則にのつとつた、法律にのつとつた形をとらなければいかぬと思ふのですが、そういうところから問題が起きてきて、多少研究的なところがあつてもいいじゃないか、したがつて、許可してない医療器具を使つたりあるいは薬剤を使つてもいいじゃないかという印象を文部省の答弁からは受けましたわけですが、しかし、それは非常に危険だ。いまあなたのおつしやる点からも研究的なところがあつてもいいじゃないかというのですが、私はそれは無制限に許さるべきものじゃない、それは何か必ず規制されるべきものがあると思ふのです。文部省はもう少しよく勉強しておつて、そして管理監督の責任を負わなければいけない、こういうところからあなたに来てもらつたわけですが、あの機械と云ふのは厚生省ではどう考えておるのですか。

○上村説明員 機械そのものにつきましては、私は医務局の総務課長でございまして、厚生省内では直接業務局というところが担当しておるわけですが、私の知つておる限りの範囲で申し上げてよろしくございませうか。(小林委員)「けつこうです」と呼ぶ一般的に、高圧酸素治療室と申しますのは、薬事法という法律がございまして、その上では医療用具と申しますが、それに該当する、これを業として製造するものは厚生大臣の承認が必要でございまして、それで、医療機関における研究の用途に充てられるために、医療機関側の指示によつて製作をするような場合には、現行の薬事法では規制外になるわけでございます。問題になりました東大の高圧酸素治療室でございしますが、これはある会社が東大の依頼を受けて製作をいたしまして、二、三年たつたあと、ある会社がさらにその改造をしたものでございまして、この装置について厚生大臣が承認をしたというふうなことはございせん。つまり、現在の薬事法の上では、製造、販売を業とする場合に厚生大臣の許可を要するという仕組みになつておりますので、それに該当しないような場合には薬事法の規制の対象にはならないというふうな仕組みになつておるわけでございます。

○小林委員 いまの医学はそういうものが必要だということ、私もこれはこれを使うことに反対はするものじゃないのです。そういう研究の中から最大に医療技術が向上し、また、その過程の中だけでも人間を救つてもらふことは私も希望するわけなんです。しかし、いまのような問題が起きたときに一体だれが責任を負うのだ。大学のそれを扱つた人たちの責任であるか、あるいはいまの制度、法律からいって、厚生省は責任はないのか、あるいは文部省は責任がないのか。文部省の意向を聞けば、その責任は大学当局にまかしてある、私はどうもその点がそういう過程の中から納得できないのです。したがつて、それがいま井上さんのような質問になつてあなたに答弁を願つたわけですが、そこら辺の経緯をもう少し、あなた

○上村説明員 機械そのものにつきましては、私は医務局の総務課長でございまして、厚生省内では直接業務局というところが担当しておるわけですが、私の知つておる限りの範囲で申し上げてよろしくございませうか。(小林委員)「けつこうです」と呼ぶ一般的に、高圧酸素治療室と申しますのは、薬事法という法律がございまして、その上では医療用具と申しますが、それに該当する、これを業として製造するものは厚生大臣の承認が必要でございまして、それで、医療機関における研究の用途に充てられるために、医療機関側の指示によつて製作をするような場合には、現行の薬事法では規制外になるわけでございます。問題になりました東大の高圧酸素治療室でございしますが、これはある会社が東大の依頼を受けて製作をいたしまして、二、三年たつたあと、ある会社がさらにその改造をしたものでございまして、この装置について厚生大臣が承認をしたというふうなことはございせん。つまり、現在の薬事法の上では、製造、販売を業とする場合に厚生大臣の許可を要するという仕組みになつておりますので、それに該当しないような場合には薬事法の規制の対象にはならないというふうな仕組みになつておるわけでございます。

○小林委員 もう少しいまの現実の東大のタンク爆発問題、四人も死んでゐるわけですからね。それについて、それを監督する責任は厚生省にあると思ふのです。どこに責任があるのか、厚生省の見解は。

○上村説明員 責任と申しましたが、民事上の責任なり刑事上の責任なりいろいろあると思ふわけでございますが、私ども、医療機関の中で起こりました事故につきましては、今回の事故はまだ原因が明確でございせんので、早急な判断は差し控へなければならぬと思ひますけれども、医療機関の中で起こりました事故につきましては、一般的には医療機関の管理者なり開設者の責任になるといふふうに考えます。

○小林委員 私は、そのところをはつきりして、とかく文部省としては、常識的に、大学であるから研究的な面があつてもいいじゃないか、機

械を厚生省が認可しない、許可しないものであつても、自信があれば、これからの技術を進歩させる点から許可しても、許可することがあつてもいいじゃないかというふうなものを、今後各大学の医学部というものを管理していくとすれば、私は非常に危険を感じるわけで、今度の問題も、機械そのものに問題があつたか、あるいはその操作に問題があつたか、こういうところからおのずからその責任というものは分かれてくると思うのですが、しかし、残念ながら、その機械というものは厚生省でも認可してない、文部省は使う許可はしないし、反対もしていない。何か監督の責任のあるところが非常に無責任に処理されていくような気がするのです。そして大学のこれを取り扱った先生たちに問題が及ぶとすれば、その人たちの身分の保障という問題もあるのですが、先ほど来、その話の中でも無給医局員があつた。こういう人たちにどういう方法でその補償をするかという問題も問題になっております。こういう話が出ておるわけですが、そういう場合に、大学というところは研究的にやってもいいんだという意見がもし厚生省にあるとするならば、そういう許可をした厚生省がその責任を負わなければいけないと思うのです。そういう施設を、厚生省が認可もしないものを、それは一がいにそれは悪いとは言つてはいけないのですが、それを扱うことを黙認しておつた文部省も責任がある。私はこういうふうなこの問題については考えているわけなんです。それが今後研究するといふものを阻害してはいけません。阻害してはいけないだけに、厚生省、文部省というものはもう少し何かこの点について、一般医療器具については厚生省の認可を得たものを使わなければならぬ、それ以外のものを使った場合にはおそれる罰則があるでしょう。しかし、そうでないものを使わしておつたという責任は、事故があつた以上やはり厚生省が責任を負わなければいけません。また、そういうものを黙認というか、全然監督的な責任を負つておらなかった文部省というものは、これまたや

はり四人の人命を償うに値する責任があると思うんです。そういう点はどうか。厚生省は一切関係なし。したがって、あなたのような見解がきょうここでもって開陳されるとするならば、モルモットの技術を各大学がもつとやってよろしいということにもなるわけですよ、極論すれば。おそらくそんな良識のない先生はいないとは思いますが、しかし、そういうことが許されているんだということが確認をされたら、これはやはり大きな問題じゃないかと思うんです。どうですか。

○坂田国務大臣 この問題は、やはり私も、大学の中で四人の人がなくなつたわけでございますから、その処理といつたしましては私は責任をもつてやりたいというふうに考えます。もちろん、その前提といつたしましては、今後こういうような高圧酸素タンクの取り扱い基準等についてよく厚生御当局とも相談をいたしまして、今後こういうようなことが起こらないようにいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○上村説明員 本件につきましては、原因の究明がまだ済んでおりませんので、どうこう言うことは差し控えていただきたいわけでございますが、さつきお話しになりました中に、薬事法の上で許可を受けてない医療機械を使うことは禁止されているんだ、禁止されたものを使つておるといふことは、そこに責任が追及されるべき筋合いのものがあつたのではないかと、いろいろな趣旨のお話があつたと思うわけですが、冒頭申し上げましたように、薬事法の上では製造、販売のために業として行なうときに、売るほう、つくるほうに許可の対象になっておりまして、たとえばある病院なり、あるいはどこでもよろしゅうございませうけれども、自分である機械をつくらせて使う場合につきましては規制の対象になっておらない。したがって罰則もかかつておらないということになるわけでございます。それで新しい医療を開発するために、ことに日本で一番先端的な医療機関であるのが大学の付属病院でございますが、そこで

開発的な医療というものが行なわれる際に、当然研究者なりその医者さんの、何と申し上げたらよろしゅうございませうか、安全性に対する十分な配慮が行なわれなければならないものだということに考えておるわけでございます。

○小林委員 もう終わりますが、やはりもつと責任ある答弁をしていただきたいと思います。小さな薬を一つ許可してもらつただけにも汚職問題が起るほど、厚生省というところはうるさいところでしょう。それはやはりその責任というふうなものがあるからだと思うんです。しかし、いまのようなお話では、それは筋違いだからかもしれませんけれども、これはなかなか了解できない。了解できないというところは、やはり文部省のほうの監督も及んでおる。そして一般薬事関係として厚生省も責任を持つというふうな、しかも医学の先端をいく東大病院であるというふうな特別な立場に置かれておるこの位置づけというものを、もつと法律的にも、こうあつてよろしいというものがなければならぬと思うのです。ばく然と研究機関であるからというふうなことが許されるならば、局長はそれは言わなかつたというのですが、いずれ速記録を私は見て、もつとその責任を追及したいと思うのですが、そういうふうな重大な問題だと思ひますから、委員長、私はここでやはり保留して、いずれ大学問題等が行なわれるときに、もつと文部省が研究してください。それから厚生省のほうも、売る人間にどうのこうのと、使うものはかつてだとかいうふうなことで、東大問題を見ればいけないと私は思うのです。だから厚生省も、あなたは筋違いだといふのだから、今度は本職に來てもらつて説明してもらいたいと思ひます。

以上で終わります。

○大坪委員長 田原春次君。

「委員長、定数が欠けていますから、質問に入る前にそろえて下さい」と呼ぶ者あり

○大坪委員長 わかりました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○大坪委員長 速記を始めて。

田原春次君。

○田原委員 国立学校設置法の一部改正の問題に關連いたしまして、私は簡単に二つだけ質問したいと思ひます。

第一は、海外移住学科設置問題であります。第二は、東洋医学科設置問題であります。

第一の海外移住の問題は、日本の人口の現状を考えますと、平和的に海外へ発展しなければならぬ。そこで、文部省にお尋ねしたいことは、国立大学の中で、海外移住学科、もしくは拓植学科、あるいは植民学科というものを持つておる大学が幾つあるか。これをまず教えてください。

○村山(松)政府委員 国立大学では、正面から海外移住を目的としておる学科はございません。○田原委員 それは、側面からやつておるところはありますか、これに關して。

○村山(松)政府委員 農學部の農學科あるいは農業經濟學科等は、關連して若干の講義を持つておるところはあるようでございますが、學科としてまとめてやつておるところはございません。戦前におきましては、宇都宮の農業專門學校等であつておつたやうでございますが、現在ではございません。

○田原委員 戦前には宇都宮高等農林學校、盛岡高等農林學校、三重高等農林學校、岐阜高等農林學校、宮崎高等農林學校、鹿児島高等農林學校、六つの高等農林學校に拓植科というのがありまして、海外に移住して、移住先でもって技術を持つてやつていける教育をしたものであります。現に南米各地には多数のこれらの學校の卒業生が行つております。たとえばアルゼンチンの星清蔵さんというのは、盛岡高等農林學校の出身であります。これはブラジルにもメキシコにも行つております。しかるに、いつの間にかこれらの歴史のある高等農林學校の拓植科を廃止いたしました。その経過を見ますと、占領軍が入つてき

まして、何とかして日本民族を抑えつけた。これ以上海外に出さないようにしようというので、まず第一に拓殖科の廃止を強要したのであります。それにいくなくも文部省は屈従いたしました。しかしながら、二十数年の後に人口一億をこえたのでありますから、もう一ぺん新しい角度から海外移住を考えなければならぬ。それならば、中級技術者、高級技術者養成のための学部がなければならぬ。この設置法の第一条を見ますと、三重大学に工学部を置くことと書いてありますが、三重大学に農学部があるかどうか存じませんが、農学部がある場合に、そこで間接的な授業でもやっておるかどうか、これも伺いたいと思います。

○村山(松)政府委員 三重大学に農学部はありますが、海外移住に関する科目を授業しておるかどうかにについては、つまびらかにいたしておりません。

○田原委員 文部省はそれほどくじがないし、また不熱心でございませう。ただ、教育だけをやっておりまして、全体の日本の人口問題や、平和的な海外進出の問題、あるいは海外に行っておる日本人の後続部隊をつくる等の問題について、まるっきり熱意を持っておりません。

文部大臣にお尋ねいたしますが、あなたは熊本県出身で、海外、特にブラジルあたりでは六十万おりまする海外一、二世の中で、熊本県は一番多く成功しております。また向こうで生まれた二世、三世等が、現に熊本県にも留学しておるし、東京にも留学しておりますが、これらのつながりをするためにはどうしても中堅、若手の技術者を出さなければならぬ。ひとり農学部だけでなく、工学部あるいはその他の学部でもやらなければいかぬと思う。今後文部省としては、積極的に取り組みが必要があると思うが、いかがでございませう。

○坂田国務大臣 私の熊本県は、昔から海外雄飛の県でございまして、先覚者たちがブラジルその他の方面に大いに活躍をされておることは承知を

いたしておるわけでありませう。しかしながら、今後移住問題、あるいは人口問題の上からどう考えていくかということにつきまして、国としては、まだ私は的確に考えが定まっておらないのではなからぬかというふうに考えるわけでございませう。と申し上げますのは、これからは、戦前におきましては人口が非常に多いということによって、むしろ経済的にも困ったというわけでございませうが、今日の段階におきましては、むしろ人口がある段階へいったら、若年労働者にも不足をするというふうな事態になってきておる。しかもまた、日本自体が、経済的に見るならば相当繁栄をしておるというところで、移住の意欲というものが、一般的になくなってきつたのではないかとどういうふうにかえらるるわけでございませう。

それからもう一つ、ブラジルももちろん含めてでございますけれども、特に東南アジア方面における農業技術その他工業、あるいは水産等の技術というところにつきましては、別な形でいろいろ技術援助が行なわれてきておる。あるいはまた日本青年海外協力隊というように形において、その地域における国の農業の開発、あるいは水利の開発、あるいは水産の開発、あるいはまた水道、電気その他の面において、相当に活躍しておる、こういう形でむしろ行なわれておるというのが現在の段階かと考えるわけでございませう。そういうわけで、もちろん、だからといって、海外移住を中止をするというようなことは、これもできることではございませうし、相当に、計画のもとに行なわれておる実情でございませうけれども、一般的に申し上げますと、ただいま申し上げましたような傾向に変わってきておるということも、やはりその中には一つの必然性があるのではないかとどういうふうに思うわけでございませうが、私の乏しい知識、経験でございませうので、むしろ先生方からいろいろ御指導を受けまして、もし私の考え方が間違っておるといたしますれば、これも改めてまいらなければならぬというふうに思うわけでございませう。

○田原委員 総理府で数年前にアンケート調査をしたのでありますが、海外に移住してもいいという潜在海外移住希望者が三百万あるのです。したがって、いまあなたのおっしゃる通りに、行き手がないというのではなく、これは適当な指導がないというか、啓発機関が弱い。特に教育部門としての文部省が、不熱心であるからだと私は見るのであります。三百万からの青年が行きたいというならば、これを出してやったらいい。それはいまあなたの御答弁のように、海外技術協力事業団で、東南アジアに、二年ないし数年行つて指導をする、これとは意味が違うのです。また青年平和部隊も何年か行つて指導して帰ってくるのであります。移住ではございませう。私の言うのは海外に定着して、そして自己の運命をそこで開発していくという移住者ですね。最近海外移住事業団というものがあつてやっておりますが、年々移住者が少ない。これは要するに教育、宣伝、啓蒙という点の力が足らぬからであります。海外移住事業団は外務省が農林省かの団体なんでありませうが、文部省は全然関係せずえんである。毎年私はこれを言うのでありますが、やはり知識がなければ知識を集めて、民間にはそれぞれの国の事情に詳しい者がおりますから、少なくとも戦前にありました六つの高等農林学校——いまはそれぞれ大学の農学部になっておりますが、そこに一回行かせて、そして夢多き青年が、海外に農業技術を持って出ていくのは奨励すべきじゃないかと思ひます。奨励の御方針を立てていただきたいと思ひますが、どうですか。

○坂田国務大臣 その問題は、残念ながらその風潮というものは——もちろん三百万あるとおっしゃいますけれども、その実態がどうなのか。それからそういうような計画が受け入れ側でどういうふうなのか、やはりもう少し調査研究の必要がある。それからまた、日本の人口政策の上から考えてどうかということを検討しないと、直ちに申し上げられないと思ひます。

○田原委員 日本の人口政策からいけば、やはり

八千万前後が適当であつて、いまは一億一千にもなつてゐる。東京だけを見ましても、交通難、住宅難で困つておるわけです。したがって、人口政策を考えるならば、それは産児制限のような消極的なことではなくて、技術のある者を海外に出して、その相手の国の産業開発に協力させるという方針が私は正しい人口政策じゃないかと思ひます。これは私の持論であります。

一ころ憎さのあまり文部省に強要して、先ほど言つた六つの高等農林の拓殖科を廃止したアメリカも、皮肉にも数年前から日本の技術者がほしいうことになつて、去年から移民法も改正されておる。それからカナダも移民法を改正いたしました。従来百五十人くらいしか行けなかつた縁故移民が、技術者としては無制限に行けることになつて、現にことしでも二千人くらい行つておる。あるいは豪州、ニュージーランドも、ホワイト豪州であつたのが、移民法を改正して新しく日本人を入れるというふうな、近隣各国には、中南米はもとよりとして、英語諸国の間においても、移住者の受け入れ体制ができておる。ひとりこれについていけないというのは、要するに教育の面において文部省に熱意が足らない、調査が足らない、決断が足らないからだと思ひます。文部省が先頭に立つて、青年よ、海外へ行きたい者は行け、こういう教育の機会があるんだということになれば——三百万の潜在移住希望者の中で一割行つても三十万じゃないかと思ひます。そういう点については積極的に前向きでやるべきであると思ひますが、そういうような御方針になれませんか、お尋ねしたい。

○坂田国務大臣 やはり日本の人口構造というのは、御承知のとおり、これから先はお年寄りが非常に多くなつていく。これをささえるところの若い人たちがいるものがある段階においては非常に少なくなつていく、こういうことでございませう。また日本の出生率というものも、戦前に比較しますと非常に低下をきておる。最近では多少上向いてきたようではございませうけれども、そう

いうことを考えました場合に、日本の経済生活

す。

ある程度高度に維持していくためには、若い青壮年を日本にとどめおくということも一つの政策ではなかろうか。そうでなければ、そういう若い人

○坂田田務大臣 若干の人たちが、海外に雄飛をするということはやはり必要かと思ひます。そういう意味合いにおきまして、教育面においてこれ

を海外に出してしまつてどうなるのだからうかという議論も、実はされておるわけでごさいます。おそろく東南アジアの方面においては、人口

○田原委員 将来の研究課題ではなくて、急ぐ問題でありまして、きょうは時間がありまけんから、いづれ大学問題の機会にもう一回御質問を続けることにして、これでおきます。

過剰で、飢饉を救うことも、あるいは生活水準を高めることもできかねておる。しかし、高度に発達した社会においては、むしろ労働力と申しますか、人的資源というものがよりたくさん必要であるということ、まあ移民を歓迎するとい

第二点は、各大学の医学部に、東洋医学講座というものを併設しないかという意見でございます。この点については、予算の分科会でもちよつと触れておきましたが、もう一度、その後坂田文部大臣は、この問題について前向きに進めておるかどう

うか、その経過を聞きたい。

○村山(松)政府委員 講座をつくるという問題は、これは予算に關連いたしますので、当時予算委員会でも申し上げましたように、ことは間に合ひませんので、来年度以降におきまして、大学

○田原委員 大臣は、少し過大に答弁しておりますが、青年を全部やれと言っているのじゃないのです。三百万潜在移住希望者がある中から何割か

○田原委員 各大学の医学部長会議でも、機会があるだろうと思ひますから、そういうところで話をされて、希望を持てている学部からまず始めましたらいいと思ひます。

出せ、そういうチャンスをつくれと言ふのであります。それからとて、人口問題に大きく支障を来たすとは思ひぬ。最近、あなたもおっしゃるとおり、一ころは百万ずつふえておつたのが、多少伸びがとまつておることは事実です。それで、何千万も出せと言ふのじゃない。行きたい者は出せと言っているのですが、行きたい者が行けるような教育機関がどこにもないのです。廃止

○田原委員 各大学の医学部長会議でも、機会があるだろうと思ひますから、そういうところで話をされて、希望を持てている学部からまず始めましたらいいと思ひます。

したがって、少なくとも国立大学の地方の教校ぐらゐに、海外移住研究施設ぐらゐつくられて、それでいろいろな情報交換あるいは語学の練習等をやらすことによつて、機会をつくつてやつたらどうか。おまへは日本におれ、仕事があつてもなく

○田原委員 各大学の医学部長会議でも、機会があるだろうと思ひますから、そういうところで話をされて、希望を持てている学部からまず始めましたらいいと思ひます。

ても日本におれというようにすることはなくて、行きたい者は海外に行きなさい、そういう機会を教育的な面からつくるべきじゃないか。くだいようですが、もう一回御答弁をいただきたいと思ひま

○田原委員 各大学の医学部長会議でも、機会があるだろうと思ひますから、そういうところで話をされて、希望を持てている学部からまず始めましたらいいと思ひます。

であります。その成績等も私も見せてもらったのですが、まだわずかな補助金で、たいした成績もあがつておらぬようであります。ほかの大学でも、たとえば大阪大学、あるいは金沢大学、あるいは九州大学、あるいは東大も、今度院長になつた物療内科の大島良雄先生あたりもや似たような研究に

まいりたいと思つております。

研究の機会をつくらしてやつたらどうか。そうしないとき、たとえば漢方医にしまして、もう明治維新のときに廃止になつてしまつたものだから、有名な漢方医は死んでしまつて、いま全国でわずかに百五十人ぐらゐしかいない。しかも、これはもうほとんど全部が、各大学の医学部を卒業した正式な医者

○村山(松)政府委員 文部省で出しております研究費につきましては、文部省のほうでこちらから一方的に配るのではなくて、やはり研究者からの申請を待つて、しかるべき審査機関で審査の上で配分するたてまえになつておりますので、東洋医学關係につきましても、申請があれば公平に審査をして、取り上げられるものにつぎましては研究費が出されるものと思ひますし、それからその成果の刊行等につきましても、同じような体制で補助、援助ができるようになっておりますので、同じように公平に取り扱つてまいりたいと思ひま

でなくては人間の根本的な治療はできないということになつておる。その学術的な意味の分析や統計説明、解剖等はできないかもしれないけれども、経験からいって、なつておることは事実なんです。したがって、せつかく千葉国立病院に一つの橋頭堡というか、研究の機関をつくられたから、進んでこしは三方所なり五方所なり、また来年も十方所なりつくりまして、いま漢方医の生きている間に研究の機会を与えてやる。そしてむずかしい漢字の本でなくて、日本語でつくる。あるいはローマ字でつくる、あるいは英語、ドイツ語、フランス語等でつくる海外に知らせるというような機会をつくるべきである。その前段の研究の問題は厚生省の仕事だと思ふのです。後段のいろいろな漢方医学の翻訳、奨励、翻訳しこれ

○田原委員 あと大学問題についていろいろ聞きたいこともありますが、時間の關係で他の機会に譲りまして、一応これでやめておきます。

世界各國に読ませるといふのは文部省の仕事だと思ひますので、両方に御意見をいたしますが、そういうふうに向きにくい御意見はないかどうか。

○石田(幸)委員 私は、国立学校設置法の一部を改正する等の法律につぎまして、まず国立工業教員養成所の問題からお伺ひしたいと思ひます。

○黒木説明員 ただいまの御指摘のように、千葉国立病院におきまして四十二年、四十三年、厚生科学研究費をもちまして研究をやらせたわけでごさいます。本年度以降につぎまして、さらに内部で十分先生の御趣旨を体しまして検討して

○田原委員 国立学校設置法の一部を改正する等の法律につぎまして、まず国立工業教員養成所の問題からお伺ひしたいと思ひます。

この養成所は今度廃止になるわけでごさいます。趣旨説明を読みますと、二千名に及ぶ養成所の卒業生が工業教員として就職しておる、工業教育の拡充についてはかなり大幅な実績を示しておるし、また工業高校の増設計画も達成されておるので、最近新増設の大学の工学部の卒業生でその需要を十分まかなつていけるのではないか、こういうような趣旨説明であつたと思ひます。これについてお伺ひしたいのでございまして、今日の社会は、科学技術の著しい進歩発展から工業技術者の大幅な養成が望まれております。

○田原委員 国立学校設置法の一部を改正する等の法律につぎまして、まず国立工業教員養成所の問題からお伺ひしたいと思ひます。

【委員長退席、谷川委員長代理着席】

○田原委員 国立学校設置法の一部を改正する等の法律につぎまして、まず国立工業教員養成所の問題からお伺ひしたいと思ひます。

【委員長退席、谷川委員長代理着席】

○田原委員 国立学校設置法の一部を改正する等の法律につぎまして、まず国立工業教員養成所の問題からお伺ひしたいと思ひます。

字をあげて説明していただきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 現在の理工系の大学、高等専門学校のほかに工業高等学校の拡充計画は、昭和三十一年、六年ごろ、当時のいわゆる所得倍増計画に伴つて、あり得べき社会における理工系の技術者の需要を測定いたしまして、それに基づいて大学については約二万人、それから高等学校につきましては工業高校約八万人の増募の計画を立てて、これが実施されたわけでありました。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕

工業教員養成所につきましては、その工業高等学校の拡充計画に対応して、その工業の専門教科を担当する教員が、当時大学の工学部も不足でありました。また、かりに工学部において免許状を取りましても、産業界等に引っぱられて高等学校の教員になる者がきわめて少ないという事態をとりましまして、臨時応急の工業教員の養成のために九大学に工業教員養成所を設けて、御指摘のように約二千名の工業教員を養成したわけでありましたが、その後、大学の拡充計画も順調に進み、したがひまして工業教員で免許状を取る者もふえております。一方、工業高等学校の拡充計画も一段落して、目下のところ新しい拡充計画もないという状況になっております。そこで現段階では、臨時応急に設置いたしました工業教員養成所はほぼ目的を達成したと考へまして、昭和四十二年度から学生の募集を停止し、本年三月をもって在学生も卒業いたしますので、これを廃止することとした次第でございます。

○石田(幸)委員 そこら辺の事情は趣旨説明で十分わかつておるわけでございます。それではお伺いいたしますけれども、現在の大学の工学部、理工学部の関係におきまして十分な卒業生が見込める、その人たちがおそらく工業高校の教員になってくれるであろう、こういうような見通しでそういうお話をしているらっしゃると思うのですが、しかし、社会の要請を考へてみれば、そういった高校程度の学生であっても、さらに工業高校みたいなものをふやしたいというよう社会的要請も

あると思うのです。そういった従来の見通しはもうなくなつておるわけですか。さらにまた、現在の大学の卒業生、特に理工学部の卒業生が工業高校等の教員になつてゐるパーセント、充足率、そういったものについてはどうなつてゐるのですか。

○村山(松)政府委員 現在理工系の高等教育機関の入学定員は全部で約八万二千名になつております。そのうちで短期大学、高等専門学校を除きまして、大学だけに限りますと約六万三千八百名になつております。その中で教員の免許状取得者の数は、最近の三年間で申し上げますと、大学卒で昭和四十一年には五千五百名、それから四十二年には六千三百名、四十三年には同じく六千三百名程度が免許状を取得しております。

そこで、工業高等学校の教員の需給関係であります。現在工業高等学校の工業の専門の教員は四十三年度現在で約一万六千名おります。それに対する補充といはしましては、現在のところ新規需要といふのはあまり見込めませんが、退職見込みの補充といふことに相なりますが、退職見込みが約三百八十名程度、したがひまして大学卒業生で免許状を取る者の数は教員の需要に十倍倍しております。工業教員の採用の実績を申し上げますと、たとえば四十一年度大学卒で工業教員になつた者が四百五十四名、それから工業教員の養成所を出しまして教員になつた者が四百四十四名、計九百九十八名といふものが教員になつております。四十二年度大学卒が二百九十六名、工業教員養成所卒が二百四十一名、合せて五百三十七名が教員に就職しております。四十三年度は大学卒が百九十五名、工業教員養成所卒が百九十一名、計三百八十六名といふものが工業教員になつておりました。最近工業教員の就職者はかなり顕著に減つております。これは拡充計画が終わつて新規需要がなくて、さしあたり退職者の補充をすれば足りるというふうな関係になつておるのです。採用者が減つておるわけでありまして、そういう関係で、工業教員養成所を廃止いたしました。大学卒をもつてほとんどまかなえる状況になつておると判

断しておるわけでありまして。

○石田(幸)委員 大体現在の状況はわかりました。ところで、私は、将来において産業社会それ自体がそういった工業高校等を卒業した人を多く募集する傾向も出てくるんじゃないか、こういうふうにも思ふわけですが。そういった社会の要請について、文部省としてはどのような角度で臨まれているか。今後そういうような高校をたくさんつくつて、そういうような需要者に、勉強したい人たちに応ずるのか。一体どういった計画で臨んでいらっしゃるのか、そこら辺の状況を少し聞きたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 現在のところ、政府として、かつての所得倍増計画に匹敵するような人材養成計画が用意されておられません。具体的に数字をあげての御説明はできませんが、傾向といはしましては、産業社会はいよいよ高度化してまいりますので、技術者の需要といふものはふえることはあつても減ることはなからうと思ひます。したがつて、従来のままの形で補充が行なわれるかどうかは別として、むしろ新しい形がいろいろくふうされると思ひますが、高等学校レベル、大学のレベルの理工系の教育機関の拡充といふのはあり得ると思ひます。それに対応する教員の確保対策といはしましては、やはり本来は大学で養成するのがたまたまであるかと思ひます。

そこで、大学での教育だけでよろしいかどうかについて、もし足りない点があればそれを付加するといふことは研究しなければなりません。私も、これは、将来の理工系の教育機関の拡充が、最も重要な原則として、これに対応する教員の確保も大学教育の中でこのまま、あるいはくふうを加えて養成、供給をはかつていくという方向で対処すべきであらう、かように考へております。

○石田(幸)委員 それではほかの質問に移りまして、三重大学に工学部が設置されるわけでありまして、この設置基準等については、先ほど井上委員からいろいろお話がありましたので省きます

が、新たに学部を新設するについて、教官の組織並びに人数は、教授何名、助教授何名というぐあいに、一体どのように充足することになつておりますか、お伺いします。

○村山(松)政府委員 三重大学の工学部は、さしあたり電気工学科、機械工学科の二学科で足りいたします。そういうことになりまして、一学科当たり教授四人、助教授四人、助手四人という形になります。二学科でありますから、その二倍になります。それに加えて一般教育がありますが、一般教育につきましては、現在三重大学では一般教育のための教養部といふものは設けられておりませんので、教育学部を中心として、農学部、工学部の教官も必要に応じて協力するという形での一般教育がなされるわけでありまして、それに見合った、増設に伴う増加分として、教授二人、助教授二人が増加されることになつております。これは全体計画でありますので、四年間の年次計画、これを学年進行といつておりますが、これによつて漸次充足されることになつております。

○石田(幸)委員 この新設の各学科については、研究員は採用することになつておるわけですか。この点どうですか。

○村山(松)政府委員 学科ができますと、教官のほかに事務官、技官、その他行一、行二の所要の職員がつかまつます。これはそれぞれ査定されるわけでありまして、従来の例からいいますと、教官以外に二学科分として大体五十人くらいの事務官、技官、補助職員が配当されるのが例でございます。これの全体計画につきましては、さらに大蔵省と折衝の上でまゐつてまいります。

○石田(幸)委員 私は事務官のことを伺つてゐるのではなくて、実際の各講座につき研究員というのがございます。いわゆる奨学金でその担当の教授のところにいてゐる研究員あるいはまた自費で研究をしたいといつてその講座なら講座の先生について勉強をしたい、そういうような員数外の職員といふのですか、身分がきまつてないようすけれども、そういうような人が、採用といつ

ではおかしいですけども、そこへ集まってくるようになっていくのかどうか、その点について伺っているわけです。

○村山(松)政府委員 職員以外のそういう研究員的なものは、計画としては考えておりません。学部なり学科ができた上で、余裕ができてきて指導する能力ができてくる、そういうところに来て研究をしたいという者があって、それが正規の受け入れ手続等によって受け入れ得る状態であれば受け入れるということになりまして、ケース・バイ・ケースの処理になります。計画としてはそういうものは考えておりません。

○石田(幸)委員 それでは助手の問題からお伺いしたいわけですが、これは三重大学だけではなくて、各大学にも共通だと思いますが、現在助手は教育公務員特例法にいうところの教員ということにはなっておりません。そういう意味において助手の待遇問題が強く叫ばれております。これは先ほどもちよっとお話が出ましたが、一体助手という立場は、教官であるのか、あるいは事務職員であるのか、そこら辺はどうなんですか。

○村山(松)政府委員 分類いたしますと、教官の一種でございますが、御指摘のように、教育公務員特例法上からいいますと、法律適用教員ではなくて、政令で準用する教育公務員という形になっております。

○石田(幸)委員 教官の一種であるというお話で、非常にむずかしい御見解のようでございますが、しかしながら、助手のやっています仕事というのは、実際のいろいろ調べてみますと、教授あるいは助教の代理として講義をする場合もある。そういうようなことも一般的にいままでずっと行なわれてきたわけです。あるいはまた、実習などの問題にいたしまして、その準備から実際の学生の指導に至るまで助手が受け持っている場合も非常に多い。あるいはまた、卒業論文等の指導にも当たっている。あるいはまた、大学院の院生の指導等にも当たっている。そういうようなことが従来どおりずっと行なわれてきたはずですけども、

も、こういうような事例を見ますと、助手というのは明らかに教官としての仕事をしているわけでございますから、教育公務員特例法にいうところの教員でなければならぬと私は思うわけでございますけれども、その点についての見解はいかがですか。

○村山(松)政府委員 助手のあり方につきまして、いろいろ議論もありますし、また、実態としても、御指摘にもありましたように、学部の種類により、あるいは学校の別により、さらにこまかくは学科、講座の別によって、かなり違っております。講師以上の教官に近いような仕事をされている方もありますし、非常に補助的な仕事しかされてない方もございます。

助手がいかにあるべきかというのは、現在の大学問題を考える場合の一つの研究課題であります。現在の形としては、先ほど御説明いたしましたように形式上は教官でございます。発令上は文部教官ということになっておりますし、それから給与の扱いは教育職の俸給表が適用になっておりまして、身分、給与上は教官でございます。ただ、教育公務員特例法の適用にあたりましては、準用教育公務員というふうになっておりまして、そこら辺は、さらに職務内容を分析して、将来必要があれば改革の余地があるかと思っております。現在どうすべきであるという明確な方向は、まだ打ち出されておられません。

○石田(幸)委員 こういうような問題を不明確にしておくから、今日の大学問題が紛争の一つの焦点となってくるのじゃないかと思うのです。

文部大臣は、この助手の問題について、こういった特例法からはずされていることについて、どうお考えでございますか。また、将来こういう特例法について、教育としての法的な身分まで明確にするおつもりであるかどうか、大臣の御見解を承りたい。

○坂田国務大臣 大学の助手の問題につきましては、ただいま大学局長から申し上げましたように、種々の実際上の形態がございます。やはり改

善すべき点も幾多あるかと思うわけでございますが、やはりこれは大学全体の問題を含めまして考えなければならぬ問題だと思っております。

○石田(幸)委員 全体の問題として考えなければならぬということでございますが、しかし、これはかなり長い間、こういった慣行のまま行なわれてきたものだと思うのです。一体、大学局長、この慣行というのは何年ぐらい続いているのですか。

○村山(松)政府委員 教育公務員特例法は、たしか昭和二十四年一月に制定公布されております。それ以後扱いは変わっていないと思っております。

○石田(幸)委員 よく聞かえませんでしたか。

○村山(松)政府委員 教育公務員特例法は、昭和二十四年一月に制定公布されております。それ以来、特例法職員の扱いは変わりがないと思っております。

「委員長、休憩を宣して、至急定数をそろえてください」と呼ぶ者あり」

○石田(幸)委員 それでは質問を継続いたしますが、いま大学局長の答弁によりまして、約二十年間この問題が放置されておるわけです。一体この助手の本来の仕事は何であるのか。最初二十四年当時、この特例法からはずされておるわけですから、そのときの助手の仕事はどのような内容と明記してあるのか、その点をまず伺っておきたいと思っております。

○村山(松)政府委員 大学におきます教員の職務規定としては、国公立私立大学を通じて、学校教育法の第五十八条に規定があるわけでありまして、それによりまして、「助手は、教授及び助教の職務を助ける。」、こういうことになっております。そこでなお、「講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。」ということになりまして、法律の規定上、その職務が教授または助教に準ずるようになっております。助手は教授及び助教の職務を助けるということになっておりまして、考え方として、教育研究に關して責任を持つのは教授、助教授であり、それを助ける地位にある

のが助手である、こういう考え方が前提にありまして、国立学校の助手を定めておりますところの教育公務員特例法につきましても、扱いが二様になっておるものと考えられます。

○石田(幸)委員 あまりこの問題に時間をかけておられませんので、私は大臣にお伺いしたいわけでございますが、まず、この助手の本来の仕事の上からいまして、多分に教授の秘書的な役割りが非常に多かったんじゃないかと思うのです。そういう意味におきまして、そういうった秘書的な仕事と、それからまた教官としての任務というのは私はおのずから違うと思うのです。そういう意味におきまして、教授の秘書を置くことを認めるか、あるいは研究室にそういうった係官というものを特別に認めるか、そういう方向でそういうった秘書的な問題を片づけて、やはり助手は助手としての、教官としての本来の使命につかしまる、そういうようなき然たる態度が必要ではないか。そのことによって助手自体の地位も向上するでありまして、また、その処置によって助手自体の自覚も私は変わってくるんじゃないかと思う。いま言われていることは、一般にそういうった若手研究員に対する待遇問題にしても、あるいは社会的な地位にしても、非常に冷遇されているということが問題になっているわけでございますから、やはりある程度の年月を切って改善策を講ずるんだというふうな考え方が必要じゃないか、こういうふうな思いのようでございますが、大臣の御所見を承りたいと思っております。

○坂田国務大臣 いま大学局長から御答弁を申し上げましたように、学校教育法その他の法規によりまして、助手の地位というものは一応きまっております。その中でいいます。しかし、今日のような激しい社会の変化に対応して、大学がどうあらなければならないか、しかも実際といたしまして、助手の役割りというものの教授を助けるといういながら、実際は相当な仕事を背負っておるというふうなことも現実の問題でございますので、この点につきましましては、やはり大学の今後の新しい改革の

上において、真剣にその地位を考えなければならぬ課題であるというふうに私は考えております。

○石田(幸)委員 そうしますと、近い将来に、年月はいつとは言えないけれども、近い将来にこういった問題も大学の改革案等と含めて考えていくんだ、こういうようなお考えであると伺ってよろしゅうございますね。

それから次にお伺いしますのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、各大学には教員以外の研究員といいますが、大学院生とはいえませんが、研究員といふのはかなりおるわけでございまして。たとえば日本学術振興会の奨学制度の中に奨学研究員というのがあります。こういうのをいろいろ資料をとって研究してみますと、最近の一例をあげますと、四十三年度で、人文社会系に對して、七十一名研究員になりたいという方に対しては、百十六名採用になっておる。また数物系に對しては、百十六名に對して三十六名が研究員として採用になっておる。こういうようないろいろのデータが出てくるわけでございまして。これについて私は思うのでございますが、若手研究員を大いに育成する意味におきまして、やはりもう少し身分保障をはっきりしていただかないと、いんじやないか、このように思うわけです。この間の東大の問題にいたしまして、あるいはまた、いろいろなそういう研究生自体の事故の問題を考えてみましても、工学関係、特に電気であるとか、あるいはいろいろな化学の実験を行なうに際して、そういう研究員の事故も皆無ではないと思つて、ところが、そういう事故が発生しても、研究員のそういう補償制度がはつきりしてないために、そういういろいろなことがついでには全部自分が負担をしなければならぬ。そういうような問題が起きておるんだ、そういう若手の研究員に不安が生じておるんじゃないか、こう思うわけであります。そういう意味におきまして、こういった大学が給与を支給しないところの研究員に對して、今後どのような考えで文部省は臨まれていくのか、この点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○村山(松)政府委員 大学には、その性格上、職員と学生のほかに研究員と称する人がおるの事は事実でございます。御指摘の日本学術振興会の奨学金研究員といふのは、大学院で博士課程まで終つて、なお職につかないで研究を継続したいという者に対して、日本学術振興会で奨学金を交付して研究を継続させる制度でございます。こういうものは学問の振興をはかる上で必要なものでございまして、御指摘のように何か事故が起つた場合の補償ということになりますと、職員であれば職員の態様に應じて、公務員であれば公務災害、それから共済組合であれば共済組合のほうの災害補償等がありますが、研究員につきましては、御指摘のようにそういう職員でない者についての災害補償制度が現在わが国ではどこにもございませぬ関係もありまして、現行制度、法規のもとではいかんともしがたい。かりに国の機関で國に過失があつたり、あるいは施設、設備等に瑕疵があつた場合には国家賠償法が發動するわけであります。そういうことがありましても、研究生の災害補償については、そのつどいろいろとくふうをして何とかやりくりをするというのが実情でございまして。これについて何か抜本的な対策はないかということでございますが、一般に補償とか保険とかいうことになりましても、何と申しますか、その危険を分散する意味合いにおきまして、共通の危険に直面する者が掛け金をかけてやるというふうな形が普通でございます。そこで、職員でない、つまり給与をもらつてない者についての補償あるいは保険の制度を考へるといふことは、なかなかむずかしい点がございまして、何かしなければならぬという問題意識は持つておりますもの、まだ具体的な方向について何か打ち出しかねておるのが実情でございますが、なおよくこれは検討すべき課題と思つておりますので、さらに詰めてものごとを考えてみたいと思つております。

○石田(幸)委員 現行法ではいかんともしがたい、これから十分に検討したいというのでございませうけれども、現にそういうような事故も起こつておりますし、北大の助手会でございますが、そういうような組織も結成されて、待遇改善が叫ばれてゐる状態を見ましても、やはり私は研究生も同じだと思ふのです。これは文部省当局として、この研究生の扱いについてどうするかという問題は、やはり早急にきめなければだめだと思ふのです。これも長い間の慣行でずるずる今日まで來てゐるわけでございまして、こういった面について私は大臣にも一考をお願いしたい、こういうふうに要望をするわけでございしますが、大臣はいかがお考えになりますか。

○坂田國務大臣 御指摘の点はそのとおりだと思ふのでございまして、やはり日本の研究体制というのに對する基本的なものが実は確立をされておらないところにあるというふうに、先ほどから御質問等に應じて私はお答えをいたしたわけでございまして。したがって、大学院制度をどうするか、つまり学問中心の大学の機能をどうするかという問題、それからまた、それに伴いますところの大学院生あるいは御指摘の研究員というふうな者の処遇の問題、あるいは災害補償の問題、こういうものをひっくるめて考えなければならぬ。その前提をいたしまして、いまの大学紛争といふものを見なければいけないではないか、あるいはそういうようなところにおける私たちの手の届かないところに原因が横たわつてゐるんじゃないかというふうなことも含めて、私は大学問題に對処をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 私は、大臣に要望申し上げるわけでございますが、こういうような若手研究員の海外への頭腦流出というやうな問題もいわれておりますので、そういう問題も踏まえて、全体的な視野でより真剣な施策を重ねられて、そういった下級教員と言つては申しわけありませんけれども、そういった人たちに對して優遇措置を何らかの形で発表していただきたいということを御希望を申し上げたいと思ひます。

次の問題に移りますが、今回三重大学に工学部が設置されるわけでございしますが、私は大学審議会等のいろいろな経過については存じておりませんが、また来年度においてもそういった新設の面から考えますと出てくるのではないかと、こう思ふわけでございまして。これは私どもが従来主張しておつたことでございまして、国立大学に夜間制、二部制を設けてはどうかというふうに御提案を申し上げてきました。これはこの前も予算委員会でもちよつと申し上げたわけでございしますが、これは単なる高校生を受け入れるというだけではなく、社会人の再教育をする上においても私は絶対必要なものではないか、こう思ふわけでございまして。そういう意味におきまして、いままで何度かこういう提案をしておりまして、検討するといふお答えはいただいておりますけれども、その後の進捗状況については何ら発表もされておりました、また承つてもおらないわけでございまして、こういった問題について、どうしてもできないものか、あるいは将来夜間大学をつくるという、国立大学あるいは私立大学等にそういう夜間制を設けるという方向で検討していくのか、そこら辺の問題についての大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 まず実態について御説明申し上げますが、国立大学で夜間部がありますものは、四年制の大学といたしましては、九大学に十二の学部がございまして、それから短期大学といたしましては、二十の夜間短期大学が大学に併設されております。これは地域的な要請もあり、当該大学と協議の上漸次拡充してまいつたわけであります。なお地元関係からの御要望は強いわけでありまして、関係の大学において必ずしもどんな夜間部設置に踏み切るという情勢にございませぬので、文部省としては関係の大学と話し合ひながらできるだけ増設の方向に持つてまいりたい、

かように考えておる実情でございます。

○坂田国務大臣 やはり働きながら大学に通うということは今後どんなふうなまいる、また要請も非常に強くなつてまいるというふうな思ひわけであります。再教育、生涯教育に大学の施設を利用する、あるいはそのもとにおいて教育研究をするということもこれからは当然起つてくる問題だと思ひます。これに對しまして各大学も、一部におきましては、たゞいま大学局長から申し上げましたように行なつておるところもございませうけれども、これも文部省から強制いたしましたも、受け入れますところの大学の理解と、それからまたそれに伴う意欲とがなければ実はいかからなかなか実現を見ないというのが実情でございます。また、このことによつて紛争の一つの種になつておるといふような大学も実はあるわけでございます。しかしながら、全体の方向といたしましては石田さんが御指摘のとおりでございます。まして、私どももいたしましては、できるだけこういふような働きながら学ぶ、あるいは再教育のための大学というその夜間学部の創設ということには力を入れてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 それでは次の問題に移りたいと思ひます。

本日の朝日新聞によりますと、東大また東京教育大学の学生経費を一学年分をカットするのが文部省の方針として発表されたように書いてあるわけでございますが、これはそのような決定を見たのであるかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○村山(松)政府委員 結論を申し上げますと、まだ決定はいたしておりませんので、検討しておる段階でございます。

○石田(幸)委員 これは一学年分をカットする方向で検討しているのか、その点もう少し詳しく明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

わす、したがつて第一次の学生が入らなかつたわけでございます。一方、第四年度の学生は、いまのところ何とか授業再開をして、若干おくれまゝが卒業させる体制にございませう。そこで四十四年度の二大学の予算の配分につきまして、積算は、全大学を通じて学生当たり経費、教官当たり経費等が積算されておる。これをいかに配分するかという問題になります。二大学は授業がかなり行なわれなかつたのも事実でありますし、それから新年度においては入学定員の三倍の定数ということになるわけでありませうので、従来のように入学定員の四倍の学生経費を配分するのがいいのか、あるいはこれを三倍にするのがいいのか、もつと第三の方法があるのか、それらを含めまして検討中でございます。

○石田(幸)委員 四年生は卒業するからといううな理由、これが一つの理由のようでありませうが、現在東大並びに教育大の場合は、その四年生は何月に卒業する予定になつておりますか。

○村山(松)政府委員 東京大学につきましては、大学の予定としては、普通に勉強しておる者は六月末までに卒業させるということで現在授業を進めております。教育大学につきましては、体育学部を除きますと、そのような明確な時点はきまつておりません。

○石田(幸)委員 明確な時点がきまつていないといううな教育大学に對して、この学生経費をカットするというのはちよつと筋が合わないのじやないですか。おかしいじやないですか、いかがですか。

○村山(松)政府委員 教育大学につきましては、一つの問題は新生が入つていないというところ、それから現にかなりの学部で実際に授業が行なわれていないという事実があるわけでありませう。それを予算の配分にどう反映させるかということを検討しておるわけでありませう。

○石田(幸)委員 新生が入つていないけれども、まだ四年生は卒業してないわけでございます。また、四年生の学生経費は当然必要じやないから、四年分の学生経費は当然必要じやない

か。授業をやっているやつていないといううな問題だけをとりえてそういううな学生経費をカットするということとは、よけいに学生を刺激するといふふうにおかれれば考えるわけですか。かえつて学生紛争の種をまく結果になりはしないですか。

○村山(松)政府委員 いろいろな見方が成り立つと思ひますが、会計経理は、そういう副作用も全然無視するわけにはまいりませうけれども、やはり会計経理のやり方として厳正にやる必要がございませうので、そこら辺を検討しておるわけでございます。

○石田(幸)委員 非常に厳正な経理の計算が行なわれているようでございます。これは朝日新聞なんですが、これによりますと、文部省は東大、教育大の新生の定員分を他の国立大学に振り分け、各大学が受け入れた分について学生経費をつけることにした、これがカットの理由になつていようでございますが、これは事実ですか。

○村山(松)政府委員 東大、教育大の定員をほかの大学に振り分けるといううな単純な作業はいたしておりません。御案内のように、東大と教育大学が入学試験を中止しました関連もありまして、他の大学にできるだけ学生を受け入れるようをお願いしておるわけでありませう。他の大学で学生を受け入れた場合には、それに対応する予算措置もできるだけ講ずる、こういう考え方でございませう。機械的な差し引き計算を考えているわけでは必ずしもございませう。

○石田(幸)委員 ところが、この朝日新聞によりますと、明確に各大学が受け入れた分について学生経費をつけることにいたしましたので、両大学に四学年分を出す財源のゆとりがない、こういうふうな理由によつて文部省はカットした。このように報道されておるわけですが、この朝日新聞の記事は間違ひですか。

○村山(松)政府委員 必ずしも正確ではございませう。

分、これも私は予算委員会での教を聞いたわけでございますが、紛争中であり、明確ではありませうでした。最終結果は、一体どういふふうになつたわけですか。

○村山(松)政府委員 大学の入学者が最終的にはつきりいたしますのは、毎年五月ごろ集計いたしております。と申しますのは、二つ三つかけて志願している者もございませうし、考え直して取り消す者もございませう。そこで、大学の新生の数の安定する時期として、指定統計では五月一日現在で押えております。

○石田(幸)委員 五月一日現在で押えるということになりますと、五月一日以降でなければ、この学生経費の配分は、各大学につけられないということになりますね。

○村山(松)政府委員 普通の場合でありますと、学生経費の配分のしかたは、入学定員分、つまり大学では、各年次の入学定員というのがありますので、それに一人当たりの金額を掛けたものを基礎にして配分いたします。したがつて、学生の実数が正確にわからなければ配分できないという性格のものではございませう。

○石田(幸)委員 あまり明確な御答弁ではないやうであります。いづれにしても、こういううな東大、教育大の場合、特に学生経費については、授業を再開するという予定のもとに、私は進んでいけるのじやないかと思ひます。そういう意味におきまして、これは何カ月かは確かに授業は再開されてはおらぬかもしれぬけれども、当然私は、そういう面の学生諸君に対する締めつけというのは、感心した方針ではないと思ひます。もし文部当局が、そういううな姿勢で臨むならば、ますます学生の反感を買うことは間違ひありません。そういううな反感が、結局一九七〇年安保の問題なんかエスカレートしてくるにきまつておる。そういう意味におきまして、私はしばしば申し上げておりますように、現在の大学問題、大学紛争を片づけるためには、いろいろな方策があるにしても、やはり教育環境というものを整備

しなければならぬ。その教育環境の整備の問題を考えた場合、こういうような文部省の方針というの、私は誤りじゃないかと思う。そういう点についていかがお考えになりますか。

○坂田国務大臣　ことし東大と、それから教育大学の入学を中止したわけでございます。したがって、それだけ学生というものは入ってきていないわけでございます。でございますから、その入ってこない分をどういうふうに見るかという点については、やはり合理的な、説明のつくようなやり方をしなければいけないので、それをやらないままでするべつたりにやるといふことは、これは教育的でもございせんし、同時に、大学が今日国民から非常に批判をされておる。一年間も授業をしないでいる、何をしておるのだ。あるいはあいつのような不法状態を長く続けておつて、そして四億四、五千万円の国民の税金を、損害を与えておる。それだけの損害をどうやって弁償するかもわからないという状況に對して、非常に国民の間には不満があるわけでございす。こういうような大学というものを、ほうっておいていかどうかということは、国民の今日の声だと私は思うのであります。私といたしましては、やはり最終的に、そういうような国有財産の管理の面におきまして、責任を持つ者といいたしまして、やはりある程度の合理的な考え方で、つて経費を明らかにすべきではないだろうかというふうに思うわけでございまして、単に学生たちがこのことによつて、また紛争がエスカレートするからというようにただでございまして、やるべきことをやらないというところは、間違つておるというふうに思うのでございす。ただ、その際は、あくまでも学生たちを納得できるような客観的な、合理性によつた学生経費の配分を考えなければいけない、かように考える次第でございす。

○石田(幸)委員　それでは、少々問題を発展させて申しわけありませんけれども、実は昨日の参議院の決算委員会において、文部大臣は日大の裏口入学の世話をしているんじゃないかというように総

理に対する追及があつたところでございす。これは新聞等を見ますと、そのときに時間がなくて、文部大臣の答弁がなされておらないようございまして、この点について、一体文部大臣はどのようにお考えなのか。いま合理性を非常に強調されたわけでございすけれども、一体こういう問題も、あわせて合理性があるとお考えなのかどうか、その点について見解を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣　昨日の決算委員会におきましては、総理に対する御答弁の要求でございました。私に對しては何ら答弁を求められなかつたわけでございす。しかも黒柳委員は、私のところに來られまして、この男を知つておるかといふことをおしやしました。私は、その人は知らないといふことを申し上げたわけであります。

○石田(幸)委員　きよの朝日新聞によりますれば、文部大臣は委員会後の記者会見において、「好ましいことではないが、選挙区などの知人から子どもの進学指導について相談を受け、世話してきたことは事実だ。しかしそれによつて金品をもらつたりはしていないし、私だけに限らず、今のよう選挙区ではやめるわけにはいかないだろう。」というふうにおつしやつておるわけでございす。しかし、今度の日大紛争の問題点は、こういった不正入学のお金が、経理が乱脈で、どこへ使われているかわからなかつた、そういうような問題から私は日大問題が進展してきたように、新聞紙上では拝見しておるわけでございす。そうしますと、政治家が、こういうような日大紛争の種の大半とは言ひませんが、その一部をつくつたんだ、このように私どもは考えなければならぬと思ひます。しかし、いまの文部大臣のお話でございすれば、直接私にお話があつたことではないからと、こういう意味の御発言があつたわけでございすけれども、一体その裏口入学が、やむを得ないものと考えていらつしやるのかどうか、そういう点について、もう一べん見解を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣　裏口入学という意味が、どういう意味なのかは実はよく私もわからないわけでございますが、たとえば選挙区からわれわれのところへ参ります場合には、子供たちの入学について、いろいろ相談を受けるわけでございす。そういう場合において、いろいろの、たとえば高等学校の段階において、あなたの成績はどうなんだ。そうするとどれくらいなんだ、そうしてどこを受けているんだ。それは少し無理ではないか、こういうような大学を受けられたほうがあなたの能力に應じているのではないかといふようなことを、私も申し上げます。そうしますと、なかなか本人も実力があるといふことを主張するのでございす。しかし、あなたの能力では、とても無理じゃないかといふようなこともございす。しかし、中にはおかあさんと一緒に参りまして、それならばそつちのほうを受けます。あるいは第一段の段階では、一流の大学を受けられるのもいいでしょう。しかし、その次の段階では、歯どめとして、こういうような大学を受けられたほうがいいのではないでしようかといふようなことを申し上げまして、そのために受かつたといふような事実はあるわけでございす。そういうような意味合いにおきまして、私が、入りました人たちに對して、保証人になるというふうなことは、例があるわけでございす。

○石田(幸)委員　大臣は、そういうようなお話をしていらつしやいますけれども、しかし、きのう黒柳委員が示された資料というのは、たとえば商学部なら商学部に対して、再度依頼があつた、政治家から、再度依頼があつたといふ面に対することで、これは補欠入学であるわけです。したがつて、再度依頼といふことは、第一次の試験に落ちたおるといふことが、私は明確ではないかと思ひます。そういうような問題に對して、多数の政治家が、裏口入学を奨励しているような結果といふものは、私は歴然ではないかと思ひます。そういう問題についてどうお思ひになりますか。巷間うわさされているところによりますれば、私学あたりの裏口入学というのは、入学金は二百万とか、二百五十万だ、このようにもいわれておるわけですね。こういった問題について、私どもは嚴重にやはり政治姿勢といふものを正していかなければならないと思ひます。特にこの日大問題の状況を、これは新聞に非常に広く報道されたのでございすけれども、第一次補欠入学者は十萬円である、第二次補欠入学者は二十萬円、こういうふうになんだんはね上がつていくような仕組みになつていふといふふうにいわれておるわけです。しかも、そういった日大の中の使途不明金といふのは二億六千万と指摘されましたけれども、この二億六千万といふのはすべて裏口入学の臨時会計であつた、こういうふうにいわれておるわけです。そうしてみますと、私は、政治家として、こういうような裏口入学といふものは、あるいはそういう大学に、試験に落ちた人たちに對しても、再度また入学を依頼するといふようなことは、当然これは避けていかなければならない問題じゃないかと思ひますが、この点いかがでございすか。

○坂田国務大臣　いま御指摘になりましたような問題でございまして、これはいけないことじゃないかといふふうには私は思ひます。慎重なべきことであるといふふうに思ひます。

○石田(幸)委員　この問題は、もうすでに新聞に報道されているのでございすので、これ以上の追及はいたしませんけれども、一体現在の私立大学というのは、裏口入学が制度化されておる、また裏口入学がなければ学校経営がやつていけないのだ、こういうようなことが巷間うわさされておるわけですが、そういう問題について、今後文部省として、どのような指導をなさるおつもりなのか、こういった点もあわせて御見解を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣　御承知のように、国立大学の場合は、非常に入学金も安うございす。ところが、私立大学の場合におきましては、入学金自身が八倍も九倍もというふうな状況でございす。

その他いろいろの納付金とか、あるいは建設資金とかというような形で、私立大学が要求をしておるといふことも事実でございます。これは公の形において受け入れておるといふような面においても、そういうような事実があるかと思うわけでございます。その根本的な原因というものをたどって見ますと、やはりこの百五十万の学生の数の中で、国立は三十万、それから私立が百五十万というように学生を擁しておるにかかわらず、片方の国立に對しましては、国の費用というものは平均いたしますと七十六万円も出ておる。しかしながら、私立大学の百五十万の学生に對しては、補助金といましては一万円以下である。あるいは財政投融資を含めまして三万円程度である、こういうような状況であるわけでございまして、私は、やはりこの際、国公立を通じてある程度の国の助成の道というものが講ぜられなければいけないのではないだろうか、あまりにも国立と私立との不均衡があるように思われてならないわけでございまして、やはりそういうような根本的な施策というものを、教育行政の中で進めてまいるといふために、抜本的な私立大学あるいは私立学校に對する助成の道を開くということが考えられてしかるべきだ、かように考えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 大臣の御見解からいいますと、やはり抜本的な解決策がなければどうにもならないのだというようにお話を承る。私たちもそう思います。そう思いますが、現実問題としまして、やはりこういう裏口入学が盛んに行なわれていくというところは、真剣に、そういうようなつても求めないで、自分の学力で勝負しようという青年層に對する心理的影響というものは、非常に強い。一体どの程度まで、現行法のこういうものを認めていかざるを得ないのか。また改正するとすれば、とりあえずどういった方法があるのか、こういう問題についても十分御検討が必要じゃないかと思ひます。

特に日大で指摘されておりますのは、これは昨

年五月一日現在の調べによりますと、法学部で定員数一千四百名に對して在籍数が二千八百三十九名、約二倍でございます。一番ひどい学部になりますと二・六倍、こういうような在籍数になっておるわけですね。そうしてみますと、おそろく定員数をはるかに上回るような学生が、補欠入学といふものの、多分に裏口入学のきらいがあるわけですから、確かにこれは、早急に解決できない問題だといふことはわかります。しかし、これはやはり何らかの文部省の指導方針なり何なりを發表しておきませんと、また来年、これは一つの大きな大学紛争の原因にもなるし、一般青年に与える心理的影響も芳しくない、こういうような点から、もう少し御見解がございましたら承りたいと思ひわけです。

○坂田国務大臣 この問題につきましては、私は、各私立大学当局が、非常に厳格な意味におきまして、自粛をしていただきたいというふうに思ひます。私たちも、その面につきまして指導、助言をいたしてまいりたいと思ひわけでございますが、また同時に、入学試験の受けとめ方というものを、もう少し客観的になせるような方法、たとえば高等学校の段階における成績評価をも組み入れたようなやり方を、大学当局がとっていくということも、その一助になるかというふうに考えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 最後に、現在政府のほうでは、大学管理法という問題について、だんだんお考えが薄らいできたような新聞報道でございますけれども、こういう大学管理法あるいは大学改革案といふものを、文部省独自のものを提出されるのか。特に佐藤総理が、やはり改革案といふものを、文部省独自のものを、中教審の答申を待つことなく考えたかどうかと言ったというふうな意味合いの報道もなされておるわけでございまして、この点についてどうお考えになるか。

○坂田国務大臣 これは、私たびたびお答え申し上げておりますように、やはり中教審の答申を踏まえまして、その時点で、必要とあるならば、法律も考えなければいけないというふうに思ひます。また、各党におきまして、そのようなお考えもあちこちにあるかと思ひわけでございます。これはやはり法制化した場合は、皆さま方の御協賛を経なければ成立しないのでございまして、十分そういうような皆さん方の御意見等も拝聴し、また世論の動向等も聞き、またあるいは国立大学あたりの感觸等も踏まえながら、この問題をきめたい、かように考えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 そうしますと、佐藤総理がおっしゃっているような方向と、ちよつと違ふと思うのでございしますけれども、そのように承つてよろしゅうございしますか。

○坂田国務大臣 予算委員会あるいはまたその他のどの委員会におきまして、総理も私も、その点に關する限りは、一貫して、中教審の答申を待つて、その時点で考えるというふうに答弁をいたしておる次第でございます。

○石田(幸)委員 そうすると、中教審の答申が出るまでは、文部省としては独自の改革案等は一切出さない、こういうお考えでございますか。

○坂田国務大臣 そのとおりでございます。

○石田(幸)委員 以上で終わります。

○大坪委員長 唐橋東君。

○唐橋委員 質問に入る前に、委員長に念を押しておきますが、途中で定数が欠けるような場合には、いつでも直ちに質問を中断しますので……。

ただいまの最後の質問で、中教審の問題が出ましたが、簡単に中教審のことに触れて質問したいのですが、現在どのような点まで審議が進んでおりますか。したがって、いま大学問題については、大臣は中教審の答申を待つて、こう言ひますが、一応その用途は、どのような時点で終わると予想されておりますか。

○村山(松)政府委員 便宜私から御説明申し上げますが、中央教育審議会では、御案内のように、さきに第二十四特別委員会から、学生の地位に關する中間報告草案というものを發表いたしました。

○安嶋政府委員 御要望に従つて提出したいと思ひます。

政府部内の御意見を聞き、それから關係の大学にもお配りいたしました。その御意見を聞き、これを一つの前提として、それから現時点では、学生の地位に關連しまして、大学における意思決定の方法、それから学生紛争等で收拾困難になった場合の緊急の措置といったような問題を取り上げまして、現在審議いたしておるところであります。それとあわせて、学生の地位、それから意思決定あるいは紛争、困難な事態の收拾方法といったような問題と内容とした答申を、でき得れば今月いっぱいにとめるといふ目標で審議が進んでおります。

○唐橋委員 その資料等は、あとで項目等もお聞きして、こういうものは出していただきたいというのを、私のほうで要求いたしますので、先に進めさせていただきますが、要は、中教審の論議というものは、一番重要なのは論議の経過だと思ひます。現在の大学をどういうふうに考え、どういうようにしていくかという議論の経過こそが、非常に大切ではないか。そしてそのまゝとしたものが、一応答申となつて出てくる。そうだとするならば、その議論の経過は公開ですか、非公開ですか。

○安嶋政府委員 議論の経過というお話でございますが、中教審につきましましては、中教審の運営規則によりまして、議事は非公開ということになっております。ただし、その審議のごくあらましの議論につきましましては、外部に向かって担当官から説明をいたしております。

○唐橋委員 私は、その運営規則を見ていないのですが、各種の法令を見ても、中教審の問題について、一応公開、非公開というような根拠は見当たらないのですが、その運営規則の基本的になつております何か省令なり何なり——公開、非公開の部分について、いわゆる省令の根拠はございますか。

○安嶋政府委員 中教審につきましましては、中央審議会令という政令がございます。その政令の第九條におきまして、「審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、審議会が定める。」ということになつております。そして、この政令の規定に基づきまして、審議会自身が中央教育審議会運営規則というものを定めておりまして、その第六條におきまして、「審議会の会議は非公開とする。」ということをお定めております。

○唐橋委員 私は教科書問題のときにも、いろいろ疑問に思つたのですけれども、やはり先ほど申しましたように、これだけ重要な問題を論議するのに、原則が非公開、こういう考え方に對し非常に疑問を持つのです。なるほど中途において、委員のお互いの話し合いにおいて非公開にするとい

うことは、会議の性格上あると思ひます。しかし、論議の経過を初めから非公開にしていく、こういう運営規則があるということでありまして、この点に對して、私は非常に割り切れぬものを持つております。大臣、やはり重要なものは論議の経過だと思ひます。したがつて、できる範囲において、やはり各種關係の——何もこれも全部を新聞で公表しろという考え方はございせん。やはりそういう中において、原則的に非公開ということに對する大臣の考え方、それに対して私は非常に疑問を持つ。もしそれがいいとするならば、第二として、重要な点はやはりあの答申の資料として出すべきじゃないか、この二点について、ひとつ大臣の所見をお伺ひしたい。

○坂田国務大臣 ただいま官房長から申し上げましたように、原則として非公開ということになっております。これは、やはり守らなければならぬと思ひます。

それからもう一つは、やはり中教審のメンバーの方々が学長であつたり、あるいは大学の紛争校の先生であつたりということでございます。それがもうずっと出ますことは、かえつて自由な発言というものができないということでございます。それでその経過をそのつど発表するということについては、私は多少疑問を持つものでございます。しかしながら、事が一般に非常に関心を持たれてゐることでございまして、むしろ社会的な反応というものが踏まえながら審議を進めていくということが望ましいと私は考えております。で、就任以来、私といたしましては、主査の方、ときどきはその経過をいかつて御発表になつていただくことが、かえつて好ましいのではないかと。それは、むしろ唐橋委員御指摘のような意味合いにおいて、そういうような運営のしかたをお願いしているわけでございまして、また、事実それもやつておられるわけでございまして。

また同時に、普通でございしたならば、中間的な報告というものは、四項目、四月の下旬から下旬というときに、一括して発表になるわけでござ

いますけれども、私はやはり一つ、学生の地位に關するものにつきましては、草案として発表して、それについての各政党の御意見も承り、また各大学の御意見も聞く、またこれが新聞等によつて国民の間で議論される、そしてそれに対する批評が行なわれるというところを通じて、これに關連する管理運営の問題、あるいは一般教育の問題、あるいは紛争処理の問題ということも考へていただくというような運営をやつてまいつておるわけでございまして。でございまして、唐橋先生のおっしゃるような形も、原則は原則でございすけれども、運営においては多少唐橋先生の御趣旨に沿つた運営のやり方をやつておるといふのが現状かと考へております。

○唐橋委員 大臣の気持ちはわかりましたが、私は公開をする方法についてもいろいろあり得ると思ひます。やはり委員の方々は、社会的地位の非常に高い方々であり、いろいろな立場の人ですから、名前を出さなくても、番号だつて符号だつていい。そういう議論の経過は非常に重要なものであり、これこそ私は、今後大学改革のときに、いわば歴史的に見れば後世に残すべき重要な記録でないか。むしろ、こういう値打ちのあるものだと受け取つた上において、そういう記録をやはり残しておくこと、こういうことが非常に大切ではないか、私はこう思ひます。非公開の原則ということについては、ここで議論いたしません。しかし、あくまでも私が申し上げるのは、個人の立場あるいは人格、そういうものを尊重された上における公開ということはある得る、こういう考え方でありまして、いまの大臣の考え方を強く進めて、論議の内容と議論の経過を含めた答申、そういうものを出して、出た場合に経過等も私たちに明示し願ふかどうか、この点について念を押しておきたいわけで。

○安嶋政府委員 審議会の審議の結論は、言うまでもなく答申という形でまとめられるわけでございまして。そこにいわば審議の全経過が圧縮されておるといふふうに考へます。ただいま唐橋先生お

話しの、審議の概要、経過ということでございます。したら、これは何らかの形でまとめることを検討してみたい、こういうふうに考へます。

○唐橋委員 まとめることを検討してみたいという御答弁ですが、当然これは文部省に、一つの資料として残しておくべきものだと思ひます。その中における概要というものは、当然国会に報告するように、これについては各党で、大学問題に對する態度、あるいはそれを中心とした政策を出しておるわけでございまして、いまの点を検討するでなく、もう一応そういう資料を、先ほど議論しましたような形で、十分尊重した中において出したいと云ふことをお約束願ひしようか。

○坂田国務大臣 その点については、中教審の方とも御相談をしなければいけませんので、検討と申しましたのはそういう意味でございまして。できるだけ御趣旨に沿ひたい、かように考へております。

○唐橋委員 いま議論になりました東大のタンクの爆発について、非常に重要なことがありますが、これは先ほど資料も要求いたしました。その考え方を簡単に伺ひたいと思ひます。この新聞記事を見ても、「大学院生、助手の約二割は、理工科系研究室に属し、さまざま実験にたずさわつてゐる。昨年六月にまとめたアンケートによると、東大工学研究科で五百七十七人中四十三人が、また、京大工学研究科では三百七十七人中五十七人が、何らかのかたちで研究中の災害にあひ、指を失うなどのケガをしてゐる。しかし、国家公務員ではないため、国家補償は受けられず、労働災害補償法も適用されない。治療費は関係者がポケットマネーを出し合つてゐる。」これはいまの法律上、しかも大学という最高の研究機関にある人たちが、こういうことで放置されてゐる。こういうことが、あの事件があつて初めて報道されてきたわけなんです。これらについて、所管をしてゐる文部省としては、このよう

れない人たちがいたという事は、わかつていたのですか。

○村山(松)政府委員 労働者災害補償保険法は、御案内のように労働基準法による事業所に雇用される者の災害補償でございますから、職員でない者に適用されないことは明瞭でございます。

○唐橋委員 そうしますと、ここにもありますように、国家公務員としての国家補償は、国家公務員の身分がないのだからこれもだめだ。しかも実際は、国立大学の中でも仕事でしょう。身分的にそういう人たちが放置されておるわけです。この一つの谷間の者について、いままでも何らかの施策をしてきたのですか。

○村山(松)政府委員 現在の災害補償の体系が、国家公務員にせよ、地方公務員にせよ、あるいは労働基準法の適用を受けることのある事業所の職員にせよ、すべて職員というものが対象になっております。したがって、職員以外の者についての補償については、いままでも取り上げられたことがございません。

○唐橋委員 職員以外の者で、国家公務員でない、そしてそれらの人は、私は使用者が明確になつておると思つてゐるのですが、そういう中で労働者災害補償法にも合わない、こういう人が国立大学で何人いるのですか。

○村山(松)政府委員 これは従事の態様そのものがよくわかりませんので、人数はわかりません。

○唐橋委員 わかりませんが、実際の管理の中で、そういう無責任な文部省のあり方ではないのですか。先ほどは研究部門からの質問がありましたが、私は、この身分の谷間にある研究生、助手というものの災害の場合についての補償というものをどうなるかに考へられてゐるのか、先ほど議論いたしました点、この点をどうしてお聞きしたい。人数もわからない、対策もわからない。こんなことで責任がとれますか。

○村山(松)政府委員 いままでも職員については、その職務に関連して災害補償の問題が、関係各省で、それぞれの立場で取り上げられて制度化されて

ておりますが、職員以外の者につきましては災害補償という事は、いままでは検討もされてなかったのが実情でございます。したがって、その実態もまだ承知いたしておりません。

○唐橋委員 私は早くやめたいのですけれども、しかし、いまの答弁で私がやめる気持ちになれませんが、実際のその人員は——国立大学にいない大学はないのでしよう。いわゆる職員以外の今度なつた二人のような身分の人は、各学校ともに、人員はわからないというだけで、相当おいでになるのでしよう。私のほうでもいま資料を集めて、もうすぐに出てきますけれども……

○村山(松)政府委員 実態を調べたことございせんが、たとえば理工系の学生あるいは大学院の学生等でありまして、観念的には多少とも危険性のある実験に従事することはあるかと思ひます。それから、かなりまとまつて研究あるいは仕事に従事している者としては、御案内の附属病院におけるいわゆる無給の医局員の問題がございす。これにつきましては数の押え方がいろいろございしますが、大学の診療計画の中に入つたような形で診療に従事しておる者は、約七千名というような数が出ております。

○唐橋委員 約七千名。私のほうの資料とだいぶ違ふのですけれども、そういう資料の照合はあとでいたしますが、これは給与をくれているのでしよう。無給という問題もありますが、この人は給与をくれない。これも問題の焦点になりましたが、少なくともそこにいる人員を、国立大学だけでも文部省が把握できない人が、重要な任務、しかも危険な任務についてゐるのですか。

○村山(松)政府委員 いま御説明申し上げました附属病院の無給医局員につきましては、これは研修あるいは研究というような形でありまして、具体的には研究しておりますが、臨床の研究でありますから、どうしても患者を診療する。形としては職員がやっておりますと同じようなこと、言うなれば仕事をやっておりますわけでございますので、そういう意味である程度数も調べており

ますので、七千人という数を申し上げたわけでありす。そのほかの大学院生、研究生というやうなことになるかと、それは従事しておりますこととの形は研究でありまして、仕事というのはどうであらうかと考へるわけでありす。

そこで、研究という形で危険な可能性のあることをやっております者はどれだけかということになりますと、それを具体的に把握する方法がないのでわからぬと申し上げたわけで、観念的に申し上げますと、理工系の大学院生、研究生といったものは、すべてが多少なりともその危険にあつた可能性がある、こう申し上げてよろしかうかと思ひます。

○唐橋委員 そういふ人が、いまの法体系の中で、災害補償が受けられないというやうな点については非常に問題だと思つてゐる。たとえば今度の労働災害の補償だつて、普通の事業主は、労働災害の場合、全部義務加入してゐるのです。これは身分的には確かに国家公務員になれない、その定数の中に入れない。こういうために——他方においては、労働災害補償では事業主に對しては義務加入をさせ、そして労働者を保護してゐる、これがいまの法のたてまえでしよう。そうでないですか、大臣。

○村山(松)政府委員 労災法の適用に關しましては、雇用關係のない者が、職場において、何か職務に關連したやうな事故を起こしたやうな場合に、その救済措置として、職員とするやうな場合、労働關係を適用するやうな事例があるやうに聞いておりますが、詳細には承知しておりません。

○唐橋委員 あるやでなくて、こんなのは局長ぐらゐになれば常識でしよう。あなたも大学を出た優等生です。いまの労働災害補償法がどのやうな考え方であつてゐるか、そんなのは所管でなくて、イロハのイでしよう。そういう中において、しかも、これだけの大学を統括する文部省が、いまの働く立場の人たちの生命を保護する、けがの場合にそれを治療するものに、全く適用させてゐなかつたというやうなことについては、私は非常

に問題だと思ひます。したがつて大臣は、この点に對してはつきりと、今後どうするんだ。確かに国家公務員のワケからははずれた者は、これは俸給をもらつてゐるのであるから使用者はありますよ。使用者があれば當然これは労働災害補償法になりますよ。俸給を出す者が使用者なんですから。それをかまわなくておいたといふことは、やっぱり最大の手落ちではないのか。そうすればこれは簡単に労働災害に適用させ得る。俸給を払つてゐる者がゐるのですから。この点についてどうですか、大臣。

○坂田国務大臣 やつぱりこういうやうな問題は、非常な社会の変化に應じて出てまいりましたことでございます。ことに公害が、非常な大きい問題となつておると同じやうな意味合いにおいて、技術や科学が進めば進むほど、あるいは文明が進めば進むほど、それによつてまたいろいろの災害等も、ちよつとした不注意のために起る、またそのためにけがをする、あるいは死に至るといふやうなことがあるわけでございます。その点について御指摘の点は、重々私もわかるわけでございますが、現在のところは、それをカバーする法制がないといふことであるとすれば、それを守らなければならぬのはわれわれでございますから、やはりわれわれといたしましては十分これを検討しまして、もし立法措置が必要であるならば、そういうことも考へなければならぬ。まあ皆さん方も考へていただきましてお知恵を拝借したい、かように考へてゐる次第であります。

○唐橋委員 打ち切ろうと思つたのですけれども、大臣のいまの答弁で非常に打ち切ることができないのです。数字はここに持つてきておりませんが、ちよつと違ふかもしれませんが、普通の場合ですと、二・五馬力以上の動力を使つて人を使う場合、それに従事させる者は、従事させた者に対して、義務的に労災をかけなければならぬのです。動力だけでもモーターが二・五馬力以上の動力がある。その動力を使つてゐるところに人を使う者は、強制的に労働災害補償をかけなければなら

らないのです。いまのタンクなどは、電圧と動力の關係は私調べでもみないからわかりませんけれども、非常に危険なものです。そうすれば、そういう法規の中でいままでもわからなかった。今後、法的に欠陥がありますとか、法的に検討するところがありますなどというから、私は質問せざるを得ないのです。どうなんですか。これはほんとうに、私はこういう労働災害補償に入っているのかと思つたら、入ってないというところでは私がつつかえたので、そこで、いまここで明日に於いてやりましようという答弁をいただけるものだと思つたんですが、何かぐずぐずしているのでもう一度……

○村山(松)政府委員 労働法の適用關係につきましては、労働省と相談してみますけれども、私の理解する限りでは、労働法の適用が受けられるためには、労働基準法に定める事業所または事務所、賃金を払って雇用するものでなければならぬといわけでありまして、研究生、大学院生等は、これに該当しないのではないかと思います。

○唐橋委員 いまの点、いわゆる適用事業所といわれるものです。適用事業所がどういう条件であるかという議論でないのです。私は、先ほどあげましたように、当然二・五馬力以上の動力を使用するものは強制的に適用事業所として認定される、こういう趣旨であるのですから、もう国立の病院等において、いわゆる危険な作業、そういうものに従事する場合、当然適用事業所として受けておく手続、そういう中において国家公務員としての身分もない人たちが補償していくべきだ、こんなような考え方なんですが、それができないのですか。

○村山(松)政府委員 労働省とよく打ち合わせてみませんと的確なことは申し上げかねるわけですが、私の了解によりますれば、やはり労働法を適用するためには、前提として事業所がそれに該当するということが、それから適用される人が、基準法にいう賃金を得て事業所または事務所

に使用される労働者であるということが必要条件のように思いますので、研究生や大学院生は、賃金を得て職業に従事する労働者という定義にははまらないのじゃないかと考えますので、したがって、労働法の適用はない、かように考えておるわけでありませう。

○唐橋委員 そのワケは、ずいぶんあると思うのです。あなたが言われたように、研究生や大学院生の中にもあるのではありませんか。しかし、それ以外のはっきりした助手の仕事をしている人たちもあるのではありませんか。

○村山(松)政府委員 助手は国家公務員でございますから、公務災害の適用があるわけでありませう。

○唐橋委員 国家公務員以外のそういう作業に従事している者もあるのではありませんか。その人の問題なんです。何だか私の質問が悪いのかな。

○村山(松)政府委員 公務員以外で賃金を得て仕事に従事している者、これはいま正確に思い浮かべませんが、たとえばボイラーの従事員等が公務員以外の者がありますれば、賃金を得て仕事に従事していると思つれば、観念的には適用があるのではないかと思います。

○唐橋委員 だから、これでやめますが、やはり真剣に、いまのような問題になったならば労働省所管だなどという考え方でなしに、十分検討して速急にこれらの人たちの災害補償を立ててやる、こういうことについて大臣の簡単な答弁でいいです。

○坂田国務大臣 十分唐橋さんの御趣旨を体して検討をいたしたい、かように考えます。

○唐橋委員 法制局が来ておいでになるので伺いますが、あとこの法案の中で私わからぬのは、この法律は「廃止する」、これはありますね。廃止するが、附則二項の「第三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日まで、存続する」、この關係が私は理解できないのです。ということとは、募集しなくなつても、現在生徒がおりますが、あと二年後には自然に生徒

がなくなるから確実に実施される。こういうことなんです。そうすると、この中の今度二年になり、三年になる人の中には、病気で休学している人もあるわけだ、これだけの人員だから。あるいは何か都合によつて、ことし大学を出ない人もあるわけだ。五人なり六人なりこの養成所の中で残つていたとしても、これは存続するのですか。そういうような意味の存続なんですか。明確にひとつ。

○真田政府委員 お答えを申し上げます。本則の第三条で、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法、これは廃止いたします。これを廃止いたしますと、そこで、この設置等に関する臨時措置法に基づいて設立されております国立工業教員養成所というのは存立の基礎が失われることに相なります。

そこで、附則第二項が問題になるわけでございますが、本則の第三条で法律が廃止されて設立の根拠が失なわれると困りますので、現在在学者がある場合にはその在学者がいなくなるまでの間、学校は存続しようという観点でございます。この法律の施行後は当該養成所の存続の根拠が附則第二項に求められる、こういう關係に相なつておるのでございませう。

○唐橋委員 いまのように、学校が存続する、根拠法は一応廃止だ。学校が存続するといふ場合に、たとえばこの第八項に基づいて、そのあとの移行措置が出てきますね。3、4というのがこの第八項に基づく移行措置ですね、そうでしょう。そうすると、当然九条あたりの文部省令、たとえば「養成所の組織、運営その他この法律の実施に必要事項は、文部省令で定める」といふ場合、第九条があるわけですね。当然移行措置として第九条あたり、あるいは第七條あたりの所長の問題その他は、当然身分についても運営についても移行措置が出てこなければならぬと思つたんですが、移行措置は何かという、いま申し上げましたように、授業料の免除等に對する経過措置、大学への編入に關する経過措置だけがあつ

て、片一方法律がなくなつた。学校はあるのです、しかしその根拠法はなくなつたといへば、いまのように文部省令やその他も一切何かなかつたとして理解されて、学校だけがあるのです。こんな場合の法的見解を明白に聞きたいのです。

○真田政府委員 どうも御質問の真意を理解いたしませんで少し見当違いのお答えをしたかと思ひますけれども、御質問の趣旨にお答えいたします。

先ほど申しましたように、法律は本則の第三条で廃止になります。そこで経過措置として、当該学校は今後附則第二項に基づいて、在学者がおり間学校としては存続するというに相なるわけでございます。それで、そのほかいろいろの学校の設置に伴ういろいろなこまかいことの経過措置はどうであるかという御質問であらうかと思ひますけれども、その点につきましては解釈いたしました。附則第三項以下に書いてあること以外、大体従前どおりに動くという解釈でございます。なお、必要な省令等は、省令等の経過措置として文部省にまかせるといふ解釈でございます。従来もこういう關係は数回ございまして、国立学校設置法の改正の附則をごらんいただきますと前例が見つかるとは思ひます。

○唐橋委員 そこで私は疑問に思ふのです。たとえばこの規定が今後二年後に生徒がいなくなつたときに初めて施行になる、こういうことならばはつきりしてゐるのですが、しかし、この解釈のままですと、生徒がいなくなるまでといふことなんです。生徒が五人でも六人でも残つておるといふことになれば、これは今後二年では足りないわけですね。存続するもの、そういう意味合いに解釈される。こういうことはいいかどうか。期限を切らないで生徒だけを對象にして存続するといふことはいいか。それからもう一つは、これはいまのように従前の例によるということならば、やはりそういう点が移行措置として職員的身分もあるいは運営規程も、移行措置の二項が終わるまでは従前のおりにするんだというような明

確な規定がなければ、さっきあなたの答弁したように、その法的根拠がなくなってしまうので養成所がなくなってしまうのです。そうして現実には存在しているんです。こういうような考え方が出てくるので、こういう場合の取り扱いをお聞きしているわけなんです。

○村山(松)政府委員 事実関係をちよつと御説明申し上げます。

その工業教員養成所は現にありません。しかし、工業教員養成所はすでに二年前に募集停止をいたしております。したがって、本年の三月三十一日をもって順調に履修した者は全部卒業いたしました。現に残ります者は横浜国立大学に付置したものの一名、京都大学に付置したものの二名、この三名が残っております。したがって、この附則二項の規定は、具体的にはこの三名の者のために設けられたようなことに相なります。しかも、養成所には除籍の規定がございますので、大体在学期間の四年をこえてさらに二年以上は在学できないというように定めもございまして、そう無制限にこの附則が動くことにはないように実態がなっております。

○唐橋委員 私の理解が不十分だったんですが、この第三条の二項の九つの養成所は実質はなくなっていたんですね。

○村山(松)政府委員 実態的には四十四年三月をもってほぼ設置の目的を終了するわけであります。が、わずかに卒業できない者が残るといふ実態でございます。

○唐橋委員 そういう実態ならばこの附則は生きてきますね。

それからもう一つ今度は、私立学校に対する閉鎖命令はどういう場合に出てきますか。

○村山(松)政府委員 学校教育法の第十三条でございますが、閉鎖命令の規定がございまして、その規定に該当します場合に、親念的には閉鎖命令を発動し得るわけでありまして、

○唐橋委員 その中で六カ月以上授業できないというのがありますね。

○村山(松)政府委員 条文の規定を正確に申しますと、第十三条第三号に「六箇月以上授業を行わなかったとき」とあります。

○唐橋委員 現在の大学紛争の中で六カ月以上授業をしなかった大学はありませんか。

○村山(松)政府委員 授業をしなかったという事実認定が必ずしも簡単でございまして、正確には申し上げられません。授業を行わないように外見上見えておいても、内部では何らかの授業活動が行なわれているという御説明をなさる大学もございまして、たとえば現在は授業が始まっている部分もありますが、東京大学でありますとか、東京教育大学でありますとか、あるいは私学でありますとか日本大学でありますとか、そういうところは必ずしも全学がそうだというとはいえないかも知れませんが、六カ月以上授業を行なわなかったのではないかとと思われる節がございまして、

○唐橋委員 この大学全体の中に学部がありますと、一つの学部は六カ月以上授業を行なわなかったが、他の学部は授業を行なっていたという場合に、たつた一つの学部だけでも授業が六カ月以上やつておれば、やはりその学校は存続し、その学部は存続すると考えていいのですか。学部の設置については一つずつ基準がある。その基準のある学部が六カ月以上授業が行なわれないという場合には、その学部はやはり認められない。このような状態は分けてできないのですか。

○村山(松)政府委員 閉鎖命令のできる第十三条は、学校教育法制定以来発動された例がございまして、具体的にどのような場合にどのように発動されるか判然としない面がございまして、文面から見ますと「学校の閉鎖を命ずることができ」とありますので、その文面だけを見ますと、必ずしも学部単位ではないのであります。なお、蛇足でございしますが、大学の設置、廃止の場合には学部単位で処理いたしております。

○唐橋委員 大学の学部が設置、廃止の単位でしよう。それからいけば一つの学部が六カ月以上一年近くも授業を行なっていないという場合に

は、やはりその学部の一つの廃止条件にはなりませんね。

○村山(松)政府委員 ただいま御説明いたしましたように、この学校教育法の閉鎖命令の発動の場合に、いかなる場合にどのように発動するかにつきましては、前例もございせんので判然としたことを申し上げかねるわけでございますが、先ほど設置、廃止の認可の場合には学部単位でやつておると申し上げましたけれども、閉鎖命令の場合には、文面だけから見ますと、学部単位ということでは明らかには出ていないように見受けられます。

○唐橋委員 前例がないというのですが、大学の紛争というのは六〇年の中では最大の問題です。いままで多少のものはあったとしても、このような大きな紛争というのは歴史がないのはあたりまえなんです。それから、こういうようなあたりまえの状態でないときに、やはりそういうところに私は文部省のゆるみがあるような気がするのです。だから、これに対する基本方針をお聞きしているのですが……

○村山(松)政府委員 私は十三条の文面と、それから設置、廃止の認可を規定しております第四条の文面との対比におきまして、第四条の場合には「大学」とそれから「学部」というぐあいには使い分けてございまして、十三条は「学校」と書いてあることからいたしまして、先ほども申し上げましたような御説明をしたわけであります。

なお、学校教育法第十三条の閉鎖命令の規定の行為でございまして、おそらく制定当初においては、経済的な事由等で自然消滅的にその授業が行なわなくなつて六カ月以上放置されておるような場合には、公益上監督庁はこれをむしろ閉鎖して事実関係を明確にすることが適当であるというふうな考えであったのではなからうかと思ひます。学校全体が紛争によつて麻痺状態になるというようなことは、少なくとも制定当初においては予想されなかつた事態ではなからうか、かように思ひます。

わかりますが、やはり私立大学についてはよほど今後改良しなければならぬ問題がある。そしていわゆる経営上の問題もあれば管理上の問題もある。もちろん、その大学の自主性というものはあくまでも尊重しなければならぬのですけれども、そういう点に対する考えは今後非常に重要な問題として検討していただきたい、こういうことでこの問題は終わります。

その次に、大学の会計というものは、一般論として相当融通がつくものなんです。それとも、国立大学を例にとつた場合に、全部予算ができていて、そしてその項目の流用は相当に自由なものなんです。あるいは予算がきつちとした中で、他の項目への流用は相当厳重なものなんです。

○村山(松)政府委員 これは予算の科目によつては法令によつて経理されるもので、弾力性はないと思ひます。それから物件費の中にもたとえば旅費のごときは、これはまた規定によつて流用禁止科目でもあります。運用の弾力性はないと思ひます。物件費の校費等につきましては若干の弾力性がございまして、それとて、たとえば大型の機械を購入するというような場合には、幾らかの価格、どういふ規格のものをかうというところで概算要求をして、そのものをかうというところで予算がつきますので、そういう場合には弾力性なしに運用されなければならぬわけでありまして、こまかい経費につきましては、積算された物件費の範囲内で、大学の教育研究の目的上合理的な範囲内で運用の弾力性が認められておる、かような関係だと思ひます。

○唐橋委員 研究費のルーズさというものが非常に問題になったのですが、私がこそこさういふような予算の使い方についての質問をする趣旨は、紛争のために施設や建築物が非常にこわされた、こういう場合に文部省からそれが直ちに復旧にいかない場合のことを私は想定しているのです。そうしますと、苦しくなるから、現在までの予算を流用して、そしてそちらのほうに使う研究

費というものが少なくなってくる、そういうのに
しわ寄せをされたら非常にたいへんだと思うの
で、大学の会計のしかたに対する方針、そしてい
ま私が申し上げましたようなことは、実際これは
やり得ないのか、また実行行なわれようとしてお
るのか。

○安養寺政府委員 お答えいたします。

現在東京大学等にとられております措置を例に
出して申し上げますが、当該大学から復旧の計画
を提示していただきまして、さしあたり緊急度高
くして必要のあるものについて修理をいたしてお
ります。施設の一部を直すのは、修繕費というよ
うな項目がございます。それからとびらがこれ
で、一般的に校費でやりくりをするという形
で、経費の使途につきましては厳重なワクの中
で適正な処理をいたしておるわけでございます。

○唐橋委員 資料として出していただきたいの
は、各大学の名前をあげなくても、相当破壊され
ている、国立の学校の損害というものがあ
るわけですね。その調査は全部済んでいま
すか、新学年を迎えて。

○安養寺政府委員 東京大学をはじめ、東京教育
大学、東京外国語大学、電気通信大学、これら
の大学につきましては一応の調査が済んでございま
す。その他なお幾つかの大学が目下紛争してござ
います。鋭意事務局を督促いたしまして、実態の把
握に努力をいたしておるわけでございます。

○唐橋委員 最後に質問いたしますが、あと残っ
たその他の質問はまた次の機会にいたしまして、
国立大学の予算は、やはり中途で編成がえでき
るのですか。そういう建築の補修とか、いまあな
たが言ったのは、まだ未調査のものもある調査中
のものもある、あるいは調査したものである、こ
ういふことなんです。相当な金額であるというこ
とだけは予想されます。東大だけを見てみても何
億というふうな、そういう場合に、いま調査をし
て、そしていまの予算は通つてしまつていま
す。そして紛争が終わつた。こういう場合には、その

予算は国のほうから直ちに出るのですか、出ない
のですかというのを最後に聞きまして、そして
先ほど申しましたように、推定でもいいから、各
学校の損害高をあとで資料として出していただき
たい。

○安養寺政府委員 資料の件につきましては、鋭
意努力いたしまして、差し出すようにいたしま
す。

お尋ねの点でございますが、本来通常の場合で
ございまして、年度当初におきまして、各学校別
に予算を文部大臣から配付をいたすわけでござ
います。お尋ねの直接の問題になりますような物
件費を使つての復旧でございますが、これは原則と
いたしまして、当該大学に配付いたしました経費
の中で差し繰りをして、適正な復旧につとめる
というふうにいたしております。費目につきま
しては、先ほど申し上げましたような各種修繕費
あるいは校費、かようなものが充当される形に
なつてございます。

○唐橋委員 終わります。

○大坪委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後八時三十分休憩

午後八時三十一分開議
○大坪委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

他に御質疑はございませんか。——ないよう
でありますので、本案についての質疑はこれにて
了いたしました。

○大坪委員長 ただいま委員長の手元に、藤波孝
生君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主
社会党及び公明党の四党共同提案にかかる本案
に対する修正案が提出されております。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案の
一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
四年四月一日から適用する。

附則第二項及び第三項中「この法律の施行の際
現に」と昭和四十四年三月三十一日に改める。
附則第六項中「この法律の施行の際現に」と「昭
和四十四年三月三十一日に」と、「この法律の施行
前」とを同日以前の日に改める。

○大坪委員長 この際、提出者より修正案の趣旨
の説明を聴取いたします。藤波孝生君。

○藤波委員 私は、自由民主党、日本社会党、民
主社会党及び公明党を代表して、ただいま議題と
なっております国立学校設置法の一部を改正する
等の法律案に対する修正案について御説明申し上
げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付され
ておりますので、朗読を省略させていただきます。
修正案の趣旨は、本法律案の施行期日はすでに
経過しておりますので、これを公布の日から施行
し、昭和四十四年四月一日から適用することに改
めようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
○大坪委員長 以上で、修正案の趣旨の説明は終
わりました。

これより討論に入りますのでありますが、本案並び
に修正案につきましては、討論の申し出がありま
せんので、直ちに採決いたします。

これより国立学校設置法の一部を改正する等の
法律案について採決いたします。

まず、藤波孝生君外三名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大坪委員長 起立総員。よつて、藤波孝生君外
三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案につい
て採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坪委員長 起立総員。よつて、修正部分を除
いては原案のとおり決しました。

これにて国立学校設置法の一部を改正する等の
法律案は修正案どおり修正議決いたしました。
なお、ただいま議決いたしました法律案に関す
る委員会報告書の作成等につきましては、委員長
に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大坪委員長 この際、おはかりいたします。
理事高見三郎君より理事辞任の申し出がありま
す。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、
辞任を許可するに決しました。

次に、理事の補欠選任についておはかりいたし
ます。

これは先例によりまして、委員長において指名
するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、
藤波孝生君を理事に指名いたします。

次回は、来たる十六日水曜日午前十時より理事
会、午前十時三十分より委員会を開会することと
し、本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十四分散会

昭和四十四年四月二十一日印刷

昭和四十四年四月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局